

男女共同参画に関する施策の評価について

令和7年度版（2025年度版）

熊本県男女共同参画年次報告書（案）

目次

第1章 熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

○男女共同参画社会実現に向けた動き	1
○第5次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方	2
第1 熊本県の人口・人口構成等	
1 熊本県の人口	
(1) 総人口	5
2 熊本県の人口構成	
(1) 男女別人口	6
(2) 年齢別人口	6
(3) 高齢化率	7
(4) 合計特殊出生率	7
3 熊本県における結婚・離婚	
(1) 平均初婚年齢	8
(2) 婚姻率・離婚率・未婚率	8
第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状	
I あらゆる分野における女性の参画拡大	
1 国際的な状況	
(1) 日本の女性の参画状況	10
2 政策・方針決定の場における状況	
(1) 女性の地位向上に関する考え方	11
(2) 審議会等委員に占める女性の割合	12
(3) 熊本県における女性の参画状況	13
(4) 市町村における女性の参画状況	14
(5) 教育分野における女性の参画状況	14
(6) 政治における女性の参画状況	16
(7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合	16
(8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況	17
3 就業・雇用分野における状況	
(1) 雇用者に占める女性の割合	17
(2) 労働者の雇用形態	18
(3) 男女別所定内給与	18
(4) 男女別平均勤続年数	19
トピック①	19
4 農林水産業における状況	
(1) 農林水産業における女性の参画状況	20
5 地域における状況	
(1) 地域活動における女性の参画状況	21
II 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	
1 女性に対する暴力の状況	
(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）	22
(2) ストーカー・性犯罪	24
トピック②	24
2 自殺、児童虐待の状況	
(1) 自殺者数の推移	25
(2) 児童虐待相談件数の推移	25
3 女性の健康の状況	
(1) 人工妊娠中絶件数・実施率	26

(2) 子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率・死亡率	27
4 地域の防災力における状況	
(1) 地域の防災における女性の参画状況	28
III 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	
1 県民の男女共同参画に対する意識	
(1) 男女の地位の平等感	29
(2) 固定的性別役割分担意識	30
(3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）	32
(4) 「男女共同参画社会」に関する用語の周知度	32
2 教育における状況	
(1) 大学等進学率	33
(2) 男女混合名簿（出席簿）の使用状況	33
(3) 男女共同参画を校内研修（教員向け）のテーマに採用した学校数	34
3 仕事と生活の両立の状況	
(1) 夫婦の生活時間	34
(2) 県内事業所の状況	35
(3) 育児休業	37
(4) 子育て支援	37
IV 推進体制の整備・強化	
1 市町村の取組状況	
(1) 推進体制の整備状況	38
(2) 男女共同参画宣言	39
2 県民、NPO等との協働による取組状況	
(1) 男女共同参画推進団体数	39

第2章 熊本県が実施した男女共同参画施策の実施状況（令和6年度）

I 施策評価について	40
II 重点目標別施策の実施状況	
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	45
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	54
3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	62
4 推進体制の整備・強化	67

第3章 市町村・男女共同参画推進団体・事業所の取組状況

1 市町村の取組状況	69
2 男女共同参画推進団体	73
3 熊本県男女共同参画推進事業者表彰	74

第 1 章

熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮できる社会であり、そのような社会を実現するためには、幅広い分野にまたがる様々な課題を一つ一つ解決していかなければなりません。

ここでは、第5次熊本県男女共同参画計画の体系に基づき、様々な統計を用いながらその進捗状況を明らかにし、現状における課題を抽出します。

○男女共同参画社会実現に向けた動き	1
○第5次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方	2
第1 熊本県の人口・人口構成等	5
第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状	
I あらゆる分野における女性の参画拡大	10
II 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	22
III 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	29
IV 推進体制の整備・強化	38

1 国の動き

社会経済のグローバル化に伴う諸外国との競争激化、国内の少子高齢化等による家庭生活や地域社会の多様化など急速に変化する中、経済状況を安定した成長軌道に乗せ、豊かさを実感できる社会を実現する必要があります。

そのため、国は「日本再興戦略（平成25年（2013年）6月策定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組を推進するとともに、平成27年（2015年）9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を公布・施行しました。

また、令和3年度（2023年度）から5年間を計画期間とする「第5次男女共同参画基本計画」は、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域を定め、女性が生きやすく、能力が発揮できる社会づくりに向けた取組が行われています。

令和6年（2024年）5月には、「育児介護休業法」が改正、令和7年（2025年）4月から段階的に施行され、「子の看護休暇」の見直しなど男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等が整備されました。また、令和6年6月に決定した『女性版骨太の方針2024』では、女性活躍と男女共同参画を推進するために「人材の育成」を軸として、「企業等における女性活躍の一層の推進」、「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進」など4つの柱に沿って、持続的で広がりのある取組を推進することとしています。

2 本県の動き

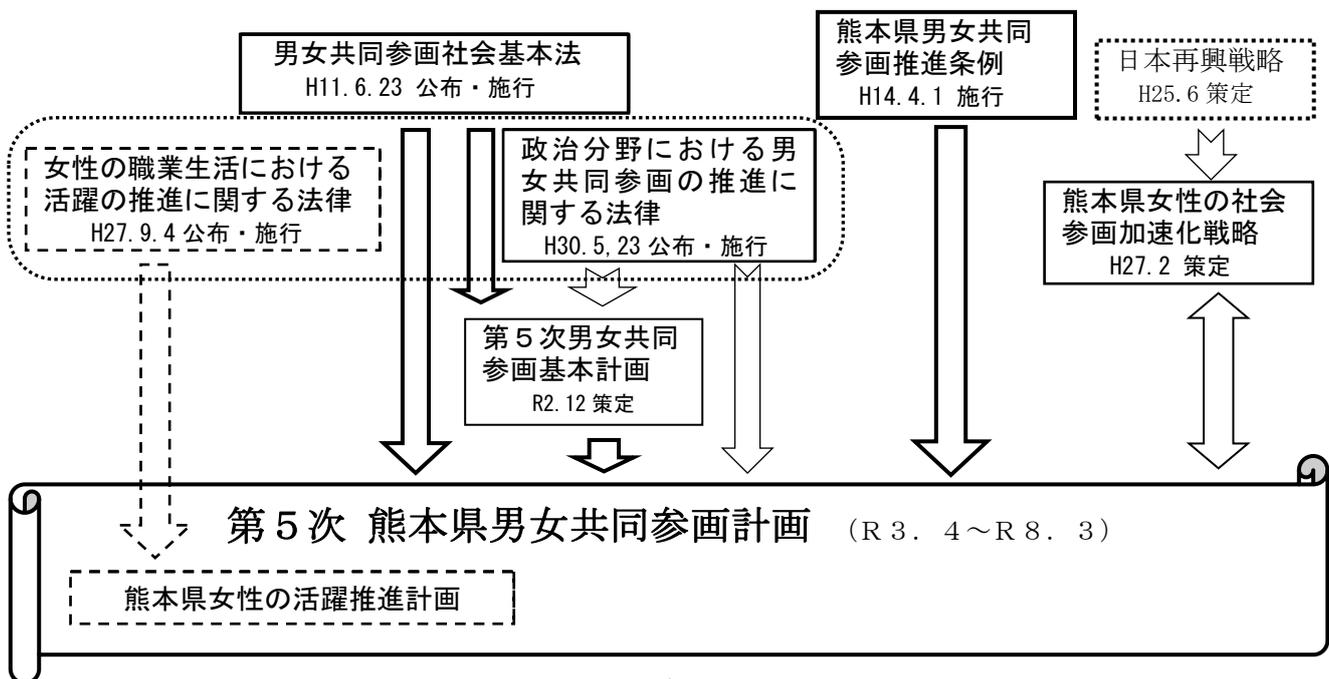
本県においても、平成26年（2014年）8月、県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍を更に加速化させるため様々な事業を進めています。

当会議において、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成27年（2015年）2月に策定しました。この戦略は、女性の社会参画を加速化するうえでの各課題を踏まえ、『熊本が変わる』ため、『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点から成っており、令和3年度（2021年度）からは、この戦略や国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえた「第5次熊本県男女共同参画計画」を策定し、4つの重点目標の達成に向けて、更なる男女共同参画社会の実現につながる取組を進めています。

第5次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び熊本県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画であり、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえて策定しました。また、女性の活躍をより効果的に推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく都道府県推進計画としても位置付けています。



～ 第5次計画関連の主な計画等 ～

- * くまもと新時代共創基本計画
- * くまもと教育プラン
- * こどもまんなか熊本・実現計画
- * 熊本県労働・人材育成計画
- * くまもと教育プラン
- * 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進構想
- * 熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン
- * 熊本県地域福祉支援計画
- * 熊本県特定事業主行動計画
- * 熊本県保健医療計画
- * 熊本県困難女性支援基本計画
- * 熊本県健康増進計画
- * 熊本県人権教育・啓発基本計画
- * 熊本県障害者計画
- * 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画

など

2 計画期間

令和3年（2021年）4月から令和8年（2026年）3月までの5年間

3 基本目標

『男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現』

熊本県男女共同参画推進条例が目指す基本理念を踏まえて、第5次熊本県男女共同参画計画の目標とします。

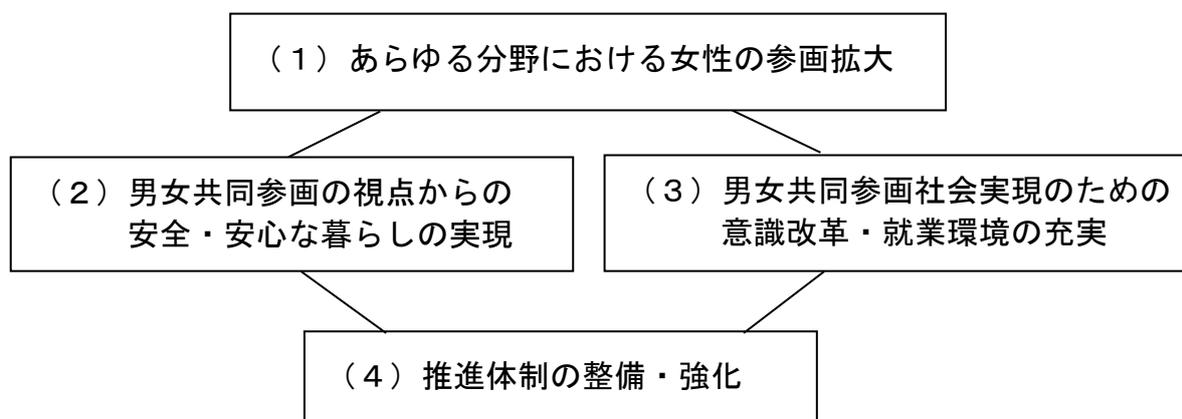
4 重点目標

社会経済情勢等が急速に変化する中で、男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会を実現するためには、政治・行政、経済・雇用及び農林水産分野並びに地域での「あらゆる分野における女性の参画拡大」が重要となります。

また、県民一人一人の考え方や生き方が尊重され、皆が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現が必要です。

そのためには、大きな阻害要因である固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消をはじめ、男性片働き世帯が多かった時代から残る男性中心の社会制度や、長時間労働や転勤等を当然とする働き方などの見直しも進めていくことが重要です。さらに、子育てや介護環境等を支える社会基盤も充実させる必要があります。国、県及び市町村の連携とともに、企業、県民及び各種団体の組織的な対応が不可欠です。

基本目標を踏まえて、4つの重点目標を定めています。



5 第5次熊本県男女共同参画計画の施策体系

【基本目標】男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現

【重点目標及び主要な施策】

重点目標	施策の方向	主要施策
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大
		② 企業における役員や管理職等への女性の積極的な登用や人材育成
		③ 女性の参画が少ない分野での活躍促進
	(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進	④ 経営者層の意識改革
		⑤ 女性の積極的な採用と公平なチャレンジ機会の付与等の促進
		⑥ 女性の活躍を推進するための一般事業主行動計画の策定支援や自主宣言の推進
		⑦ 女性の積極的な能力開発、ネットワークづくりの支援
		⑧ 職場におけるハラスメント等の防止に向けた相談体制の充実
		⑨ ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の促進
	(3)仕事と生活の調和(両立)のための多様で柔軟な働き方の支援	② 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進
		③ テレワークの導入など多様で新しい働き方による女性の活躍促進
		④ 女性の起業支援
		⑤ 農林水産業分野における意思決定への女性の参画拡大
	(4)農林水産業における男女共同参画の推進	② 女性の経営への主体的参画や起業化、働きやすい環境の整備等の推進
		③ 女性の活動分野の拡大
(5)地域社会における男女共同参画の推進	② 地域におけるリーダーの育成	
	③ DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進	
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶	② 性犯罪・性暴力及びストーカー等被害者への適切な保護・支援体制の整備
		③ ハラスメントを許さない社会づくりの推進
		④ ひとり親家庭や貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援
	(2)生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援	② 高齢者、障がい者、外国人等で困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり
		③ ライフステージに応じた健康の包括的な支援
		④ 妊娠・出産等に関する健康支援
		⑤ 防災・復興の各段階における男女共同参画の取組を推進
	(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の推進	② 防災・復興の現場における女性の参画拡大
		① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消
3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	(1)男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進	② メディアにおける男女の人権の尊重
		③ 社会制度や慣行の見直し
		④ 妊娠・出産に伴う就業環境整備の推進
	(2)男女の子育て・介護環境の整備	② 子育てに伴う就業環境整備の推進
		③ 介護に伴う就業環境整備の推進
		④ 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進(再掲)
		⑤ 子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実
	(3)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進	② 社会教育の推進
		③ メディアにおける男女の人権の尊重(再掲)
		④ 相談体制の充実及び周知
		① 県における推進体制
	4 推進体制の整備・強化	(1)県・市町村の推進体制の強化、国との連携
③ 国との連携		
④ 企業や各種団体等との連携		
(3)国際協調等に向けた国施策との連携		

第1 熊本県の人口・人口構成等

我が国の人口は年々減少傾向にある。本県においても、今後長期的に人口減少と年齢構成の変化が続くとともに、家族形態や地域社会が変化していくことが確実視されている。

ここでは、熊本県の人口、人口構成等についてみていく。

ポイント

- 1 本県では人口減少が進んでいく中で、長期的には労働力不足の深刻化が予想されており、地域の活力を維持していくには、女性や高齢者の就業機会の拡大、能力活用が重要な課題となっている。
- 2 少子化の一因である未婚化及び晩婚化が男女ともに進む中、令和6年(2024年)の本県の合計特殊出生率は、前年より0.08ポイント減の1.39であった(全国7位)。今後も少子化が大きな課題となるが、熊本において安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境を整えることが重要である。

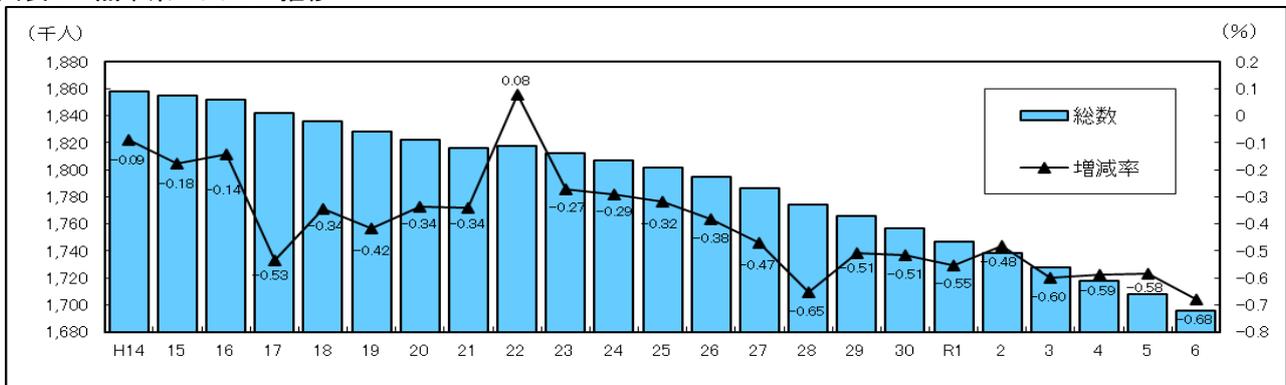
1 熊本県の人口

(1) 総人口

●人口減少は今後さらに加速

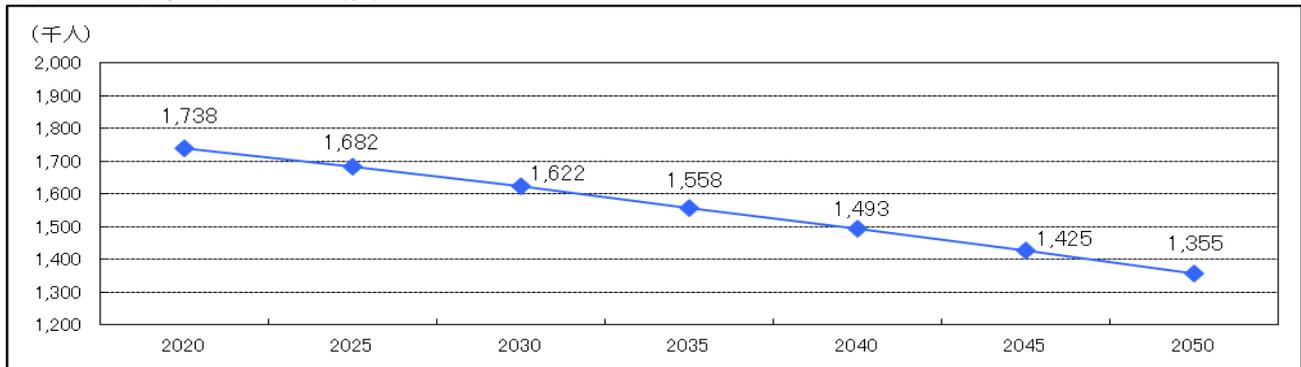
本県の総人口(推計人口調査)は、令和6年(2024年)10月1日現在、1,696,144人で、前年(1,707,747人)に比べ11,603人減少(▲0.68%)した(図表1)。今後も減少傾向は続き、本県の総人口は、2050年には約136万人になると見込まれている(図表2)。

図表1 熊本県の人口の推移



熊本県統計調査課「令和6年(2024年)版熊本県推計人口調査」

図表2 熊本県の将来人口の推移



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (R5.12月推計)」

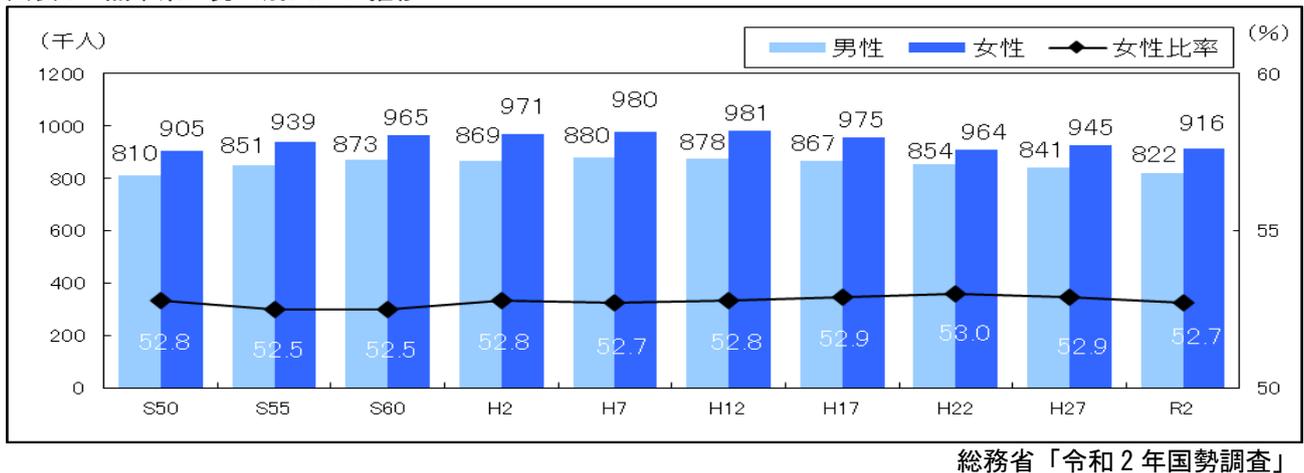
2 熊本県の人口構成

(1) 男女別人口

●男女構成比の女性の割合は52%～53%で推移

本県の男女別人口（国勢調査）は、令和2年(2020年)10月1日現在、男性約82万2千人、女性約91万6千人で5年前と比べ男性は約1万9千人、女性は約2万9千人減少した。男女構成比をみると、女性の割合は長期に渡り52%～53%で推移している（図表3）。

図表3 熊本県の男女別人口の推移

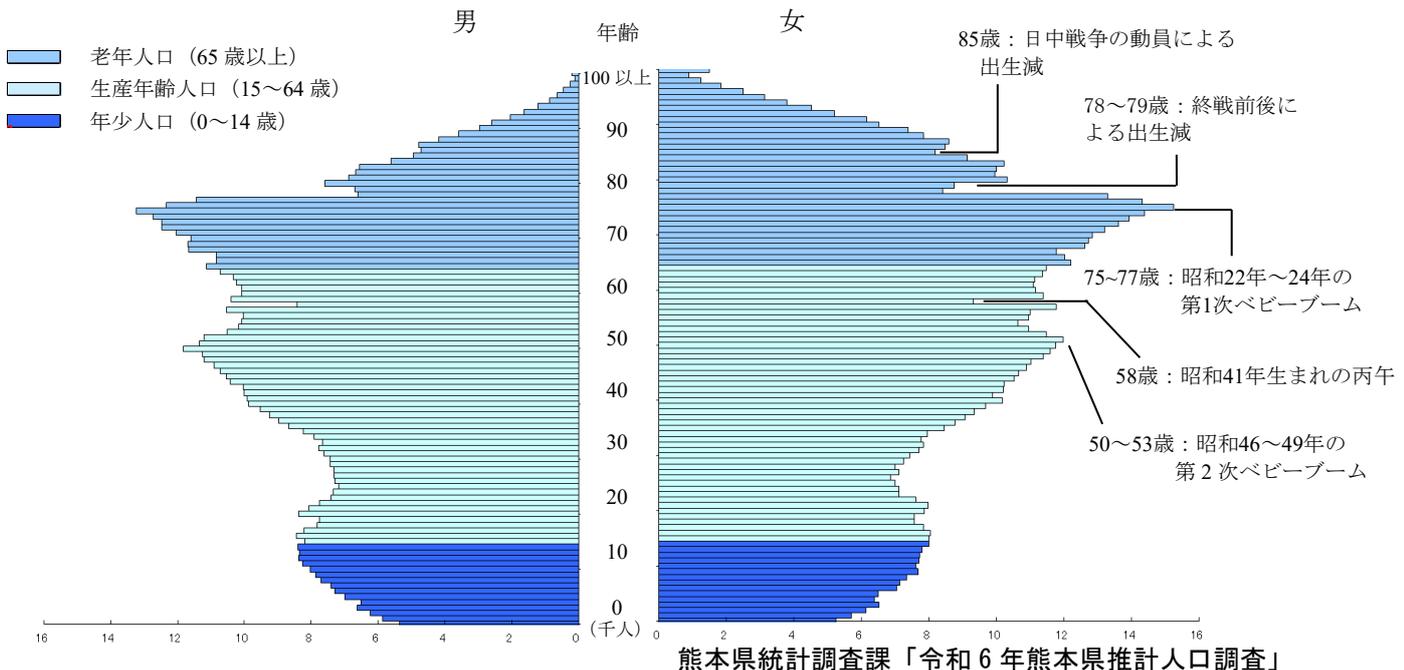


(2) 年齢別人口

●生産年齢人口は減少傾向

熊本県の令和6年(2024年)10月1日現在の人口ピラミッド（図表4）によると、第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）をピークとして減少傾向にあり、ピラミッドの裾野が次第に狭まってきているため、長期的には労働力不足の深刻化が懸念されている。労働力を維持するためには、働く意欲のある女性や高齢者の就業機会の拡大及び能力の活用が不可欠である。

図表4 熊本県の人口ピラミッド（令和6年10月1日現在）



(3) 高齢化率

●高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は増加

令和2年(2020年)の本県の高齢化率は31.6%となり、増加傾向にある。

65歳以上に占める女性の割合は約6割、85歳以上では約7割となり、高齢社会の問題は女性に深く関わる問題でもある(図表5)。

図表5 高齢化率

	県 [%]				全国 [%]			
	H17	H22	H27	R2	H17	H22	H27	R2
高齢化率 (総人口に占める65歳以上人口の割合)	23.7	26.0	28.8	31.6	20.1	23.1	26.6	28.7
高齢者に占める女性の割合	59.8	59.0	58.5	57.6	57.6	57.3	56.7	56.6
高齢者に占める単身者の割合	14.0	14.7	16.3	17.1	15.1	15.6	17.7	19.0
高齢単身者に占める女性の割合	78.5	71.5	72.0	67.8	72.8	71.5	67.5	65.6
85歳以上に占める女性の割合	72.8	69.2	70.9	69.4	72.3	71.8	70.1	68.5

総務省「令和2年国勢調査」

(4) 合計特殊出生率(※)

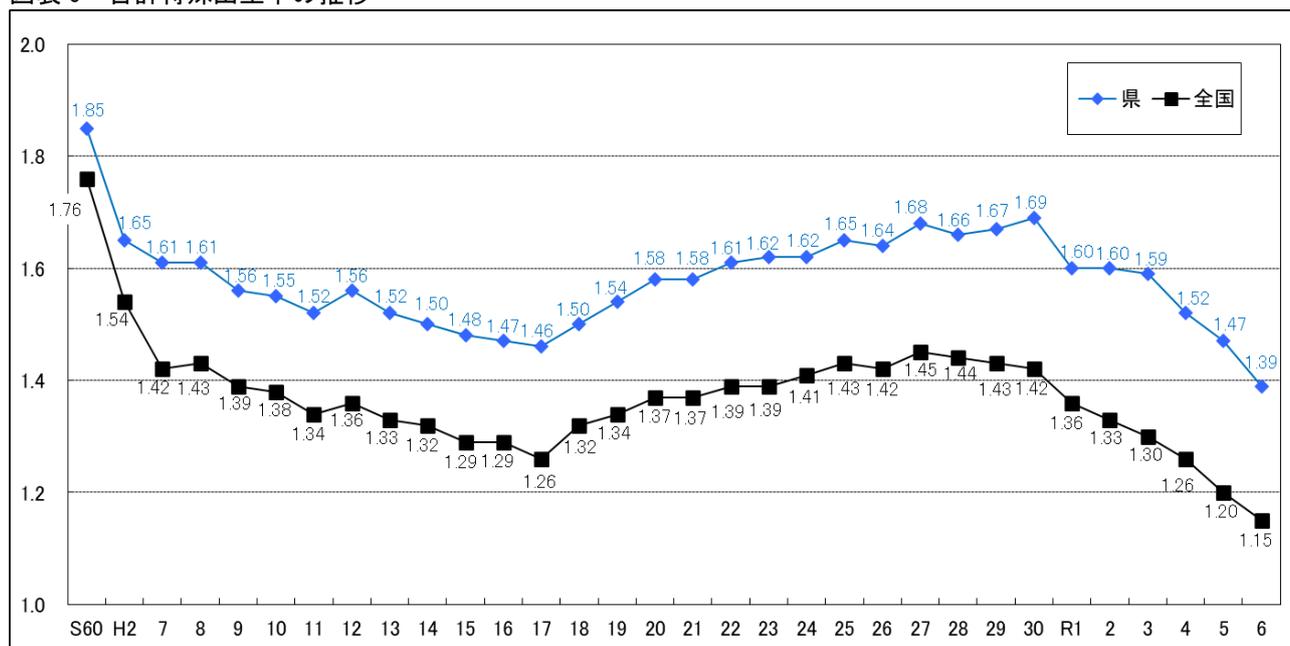
●前年より0.08ポイント減の1.39、少子化問題への更なる取組が必要

令和6年(2024年)の本県の合計特殊出生率は、1.39で前年より0.08ポイント減少した(図表6)。都道府県別にみると、沖縄県(1.54)、福井県(1.46)、鳥取県・島根県・宮崎県(1.43)の順となっており、本県は全国第7位(前年5位)で全国平均を0.24ポイント上回っている。

今後も少子化が大きな課題となるが、熊本において安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境を整えることが重要である。

※合計特殊出生率：その年における15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときのこどもの数に相当する。

図表6 合計特殊出生率の推移



厚生労働省「令和6年人口動態調査」

3 熊本県における結婚・離婚

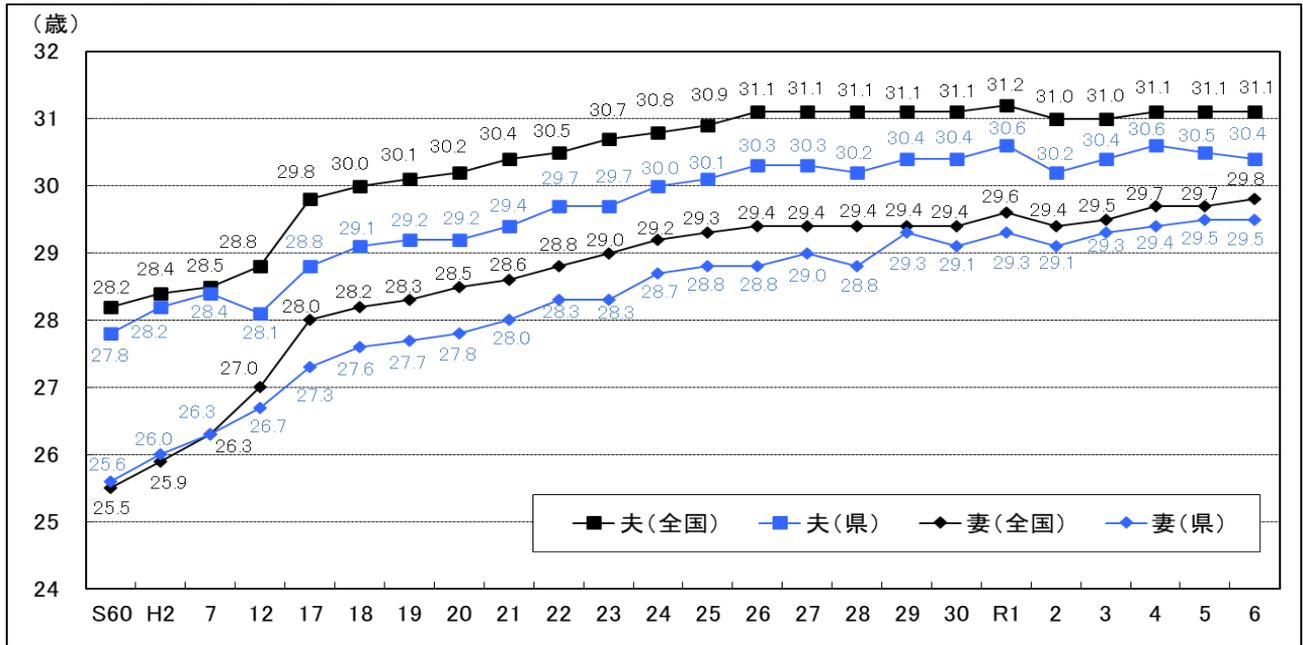
(1) 平均初婚年齢(※)

●緩やかではあるが、男女ともに晩婚化が進行

平均初婚年齢は、全国的に緩やかに晩婚化が進んでいる。本県における男女の平均初婚年齢の推移を見ると、令和6年(2024年)は男性30.4歳、女性29.5歳と全国と同様の傾向にある(図表7)。

※平均初婚年齢：結婚式を挙げた時又は同居を始めた時のうち早い方の年齢

図表7 平均初婚年齢の推移



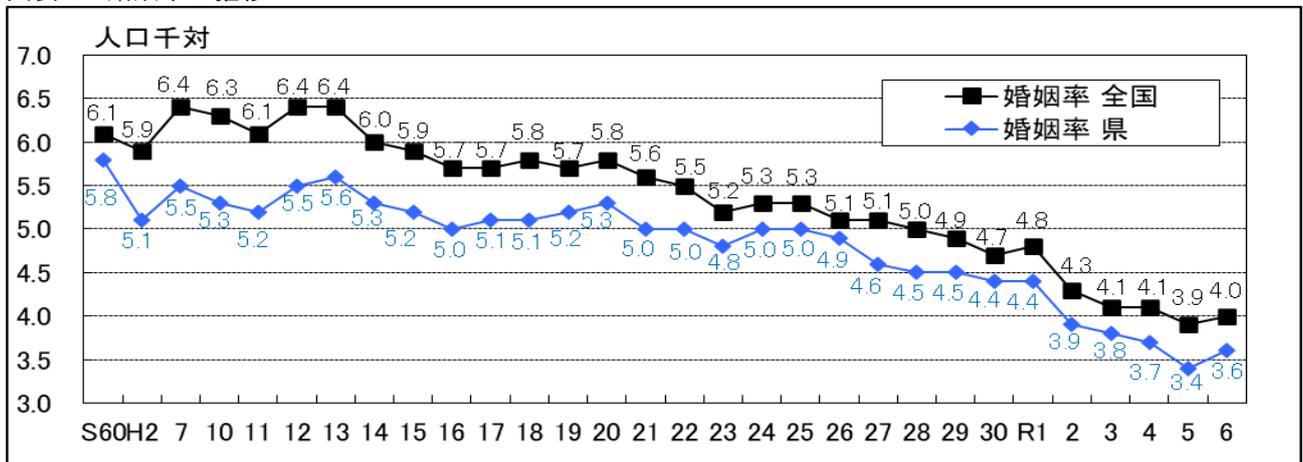
厚生労働省「令和6年人口動態調査」

(2) 婚姻率・離婚率・未婚率

●婚姻率は前年より0.2ポイント増加し3.6となったが、低下傾向が続く

本県における令和6年(2024年)の婚姻率(人口千対)は、前年より0.2ポイント増の3.6となったが、過去一貫して全国を下回っている(図表8)。

図表8 婚姻率の推移

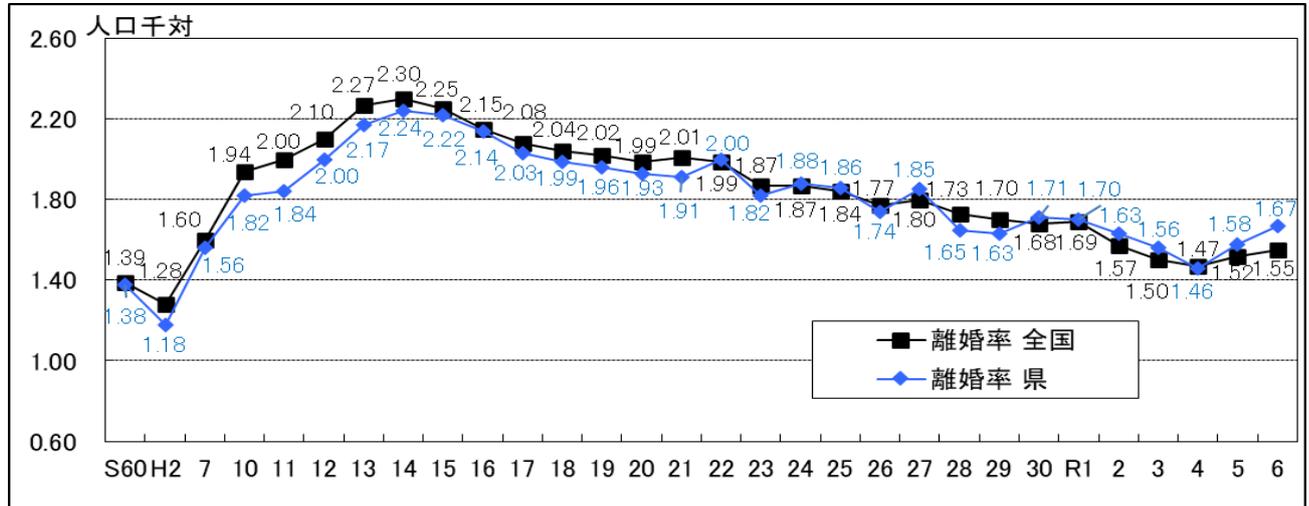


厚生労働省「令和6年人口動態調査」

●離婚率は前年より0.09ポイント増加し1.67と全国平均をわずかに上回る

本県における令和6年(2024年)の離婚率(人口千対)は1.67と前年より0.09ポイント増となり、全国平均を上回っている(図表9)。

図表9 離婚率の推移



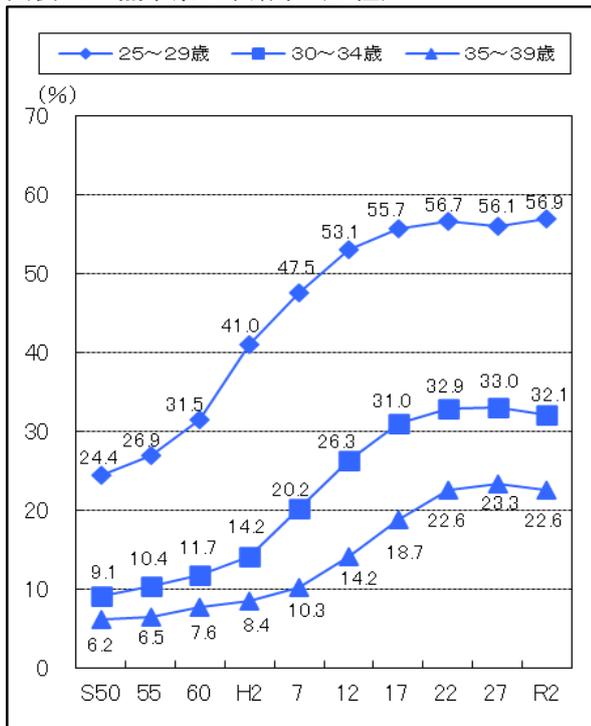
厚生労働省「令和6年人口動態調査」

●未婚率は、各年齢層で女性より男性が高い

本県の未婚率は全体的に見ると増加傾向にある。昭和50年(1975年)と令和2年(2020年)で比較すると、女性では35~39歳の未婚率が6.2%から22.6%と約3.6倍に、男性では35~39歳の未婚率が4.8%から31.0%と約6.5倍に増えている。

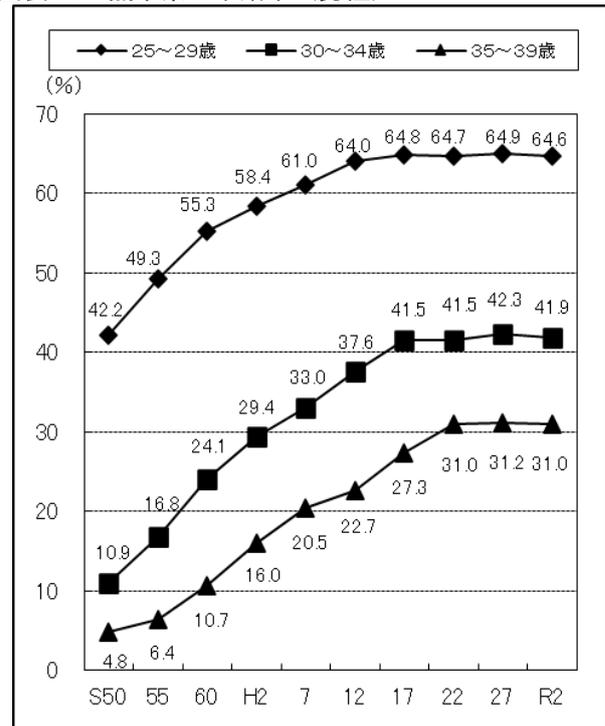
また、各年齢層で男性は女性より7~10ポイント程度未婚率が高くなっている(図表10・11)。

図表10 熊本県の未婚率(女性)



総務省「令和2年国勢調査」

図表11 熊本県の未婚率(男性)



総務省「令和2年国勢調査」

第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状

I あらゆる分野における女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な関係を築き、様々な分野で政策や方針を決定する場に共同して参画することが必要である。国では、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にすることを目標に掲げており、本県においても、県・市町村をはじめ、企業・団体等において長期的視点を持って、女性の参画を推進していく必要がある。

ここでは、行政、政治、就業分野等における女性の参画状況や市町村の男女共同参画への取組状況をみていく。

ポイント

- 1 日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、148か国中118位と前回と順位は変わらず低迷している。国際的にみて、政治・経済分野における男女の格差はいまだに大きい。
- 2 県民の8割以上が政策・方針決定の場への女性の参画を望んでいるが、現実とは大きく乖離している。
- 3 本県の審議会等委員への女性の登用率は、前年より0.4ポイント増の40.0%となり、本県の目標値を達成した。
- 4 本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、前年より0.3ポイント増の12.2%となっている。
- 5 県内事業所の管理職に占める女性の割合は、全体で前年より5.5ポイント減少し、23.4%となっている。
- 6 雇用者の約半数を女性が占める中で、女性労働者における非正規職員の割合は約半数を占め、男性の割合の2.3倍となっている。

1 国際的な状況

（1）日本の女性の参画状況

●国際的に見ても低い水準にある我が国の女性の参画状況

令和7年(2025年)6月に国連開発計画が発表した「HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2025」によると、日本は人間開発指数（HDI）が前回と同順位で193か国中24位だった。

また、令和7年(2025年)6月に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、148か国中118位と前回と同順位で低迷している（図表12）。

日本は、人間開発の達成度では実績を上げているが、特に政治・経済分野における男女の格差はいまだに大きく、女性が政治・経済活動等に参画し、意思決定に携わる機会や環境の整備が不十分である。

※HDI 人間開発指数 とは・・・ (Human Development Index)

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい所得水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国内総所得を用いて算出している。

※GGI ジェンダー・ギャップ指数とは・・・ (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

図表 12 HDI、GGIにおける日本の順位

HDI(人間開発指数)			GGI(ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.972	1	アイスランド	0.926
2	ノルウェー	0.970	2	フィンランド	0.879
2	スイス	0.970	3	ノルウェー	0.863
4	デンマーク	0.962	4	英国	0.838
5	ドイツ	0.959	5	ニュージーランド	0.827
5	スウェーデン	0.959	6	スウェーデン	0.817
7	オーストラリア	0.958	7	モルドバ共和国	0.813
8	香港	0.955	8	ナミビア	0.811
8	オランダ	0.955	9	ドイツ	0.803
10	ベルギー	0.951	10	アイルランド	0.801
:	:	:	:	:	:
17	リヒテンシュタイン	0.938	42	米国	0.756
17	ニュージーランド	0.938	:	:	:
17	米国	0.938	101	韓国	0.687
20	韓国	0.937	:	:	:
:	:	:	:	:	:
24	日本	0.925	118	日本	0.666
:	:	:	:	:	:

国連開発計画（UNDP）「HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2025」（2025年5月）及び世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2025」（2025年6月）より作成
測定可能な国数は、HDIは193か国、GGIは148か国

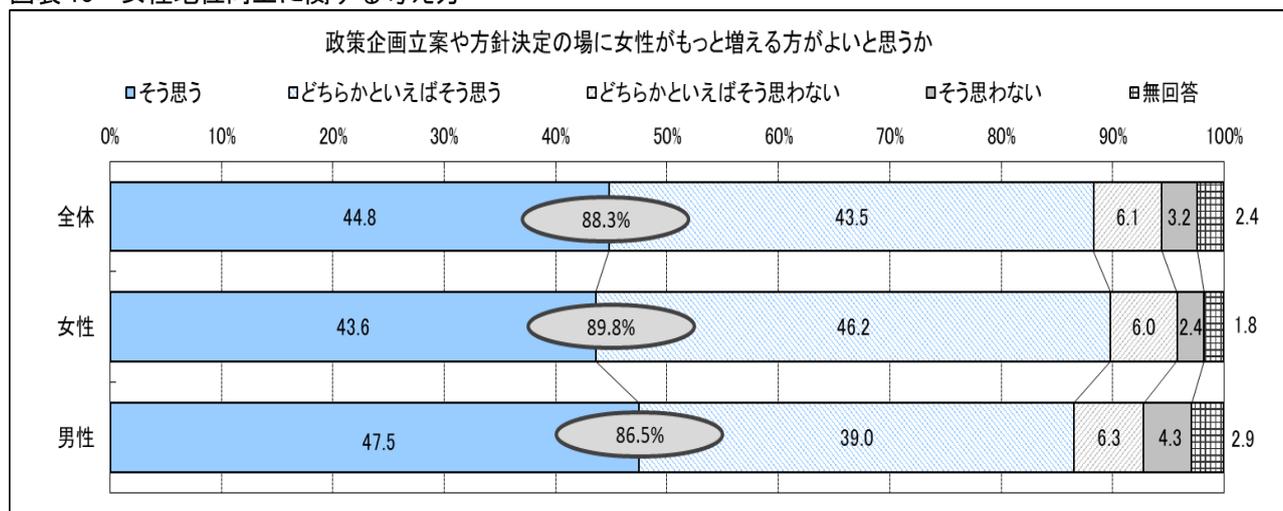
2 政策・方針決定の場における状況

(1) 女性の地位向上に関する考え方

●男女ともに8割以上が政策企画立案や方針決定の場への女性の参画を望んでいる

「女性の意見がもっと反映されるように、自治体の首長や議会議員、企業の管理職や農協の役員、自治会長やPTAの会長など、政策企画立案や方針決定の場に女性がもっと増える方がよいと思うか」の問に対し「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は、前回調査（R1.11実施）から3.9%増加し88.3%となった（図表13）。

図表 13 女性地位向上に関する考え方



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R6.11実施）」

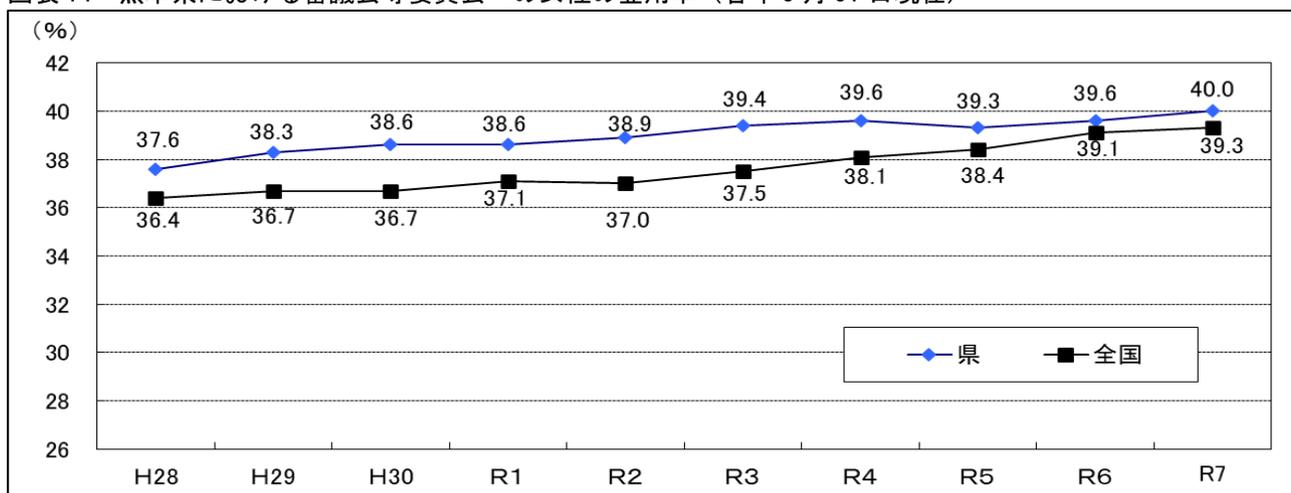
(2) 審議会等委員に占める女性の割合

●本県における女性登用率は前年より0.4ポイント増の40.0%

本県における審議会等委員への女性の登用率は、令和7年(2025年)3月31日現在、前年より0.4ポイント増加し40.0%となり、本県の目標値を達成した(図表14)。

市町村においては、令和7年(2025年)3月31日現在、25.8%と前年より0.7ポイント増加したものの低い状況にあるため、女性登用率向上に向けては、目標値設定や啓発など積極的な取組みを行う必要がある(図表15)。

図表14 熊本県における審議会等委員会への女性の登用率(各年3月31日現在)

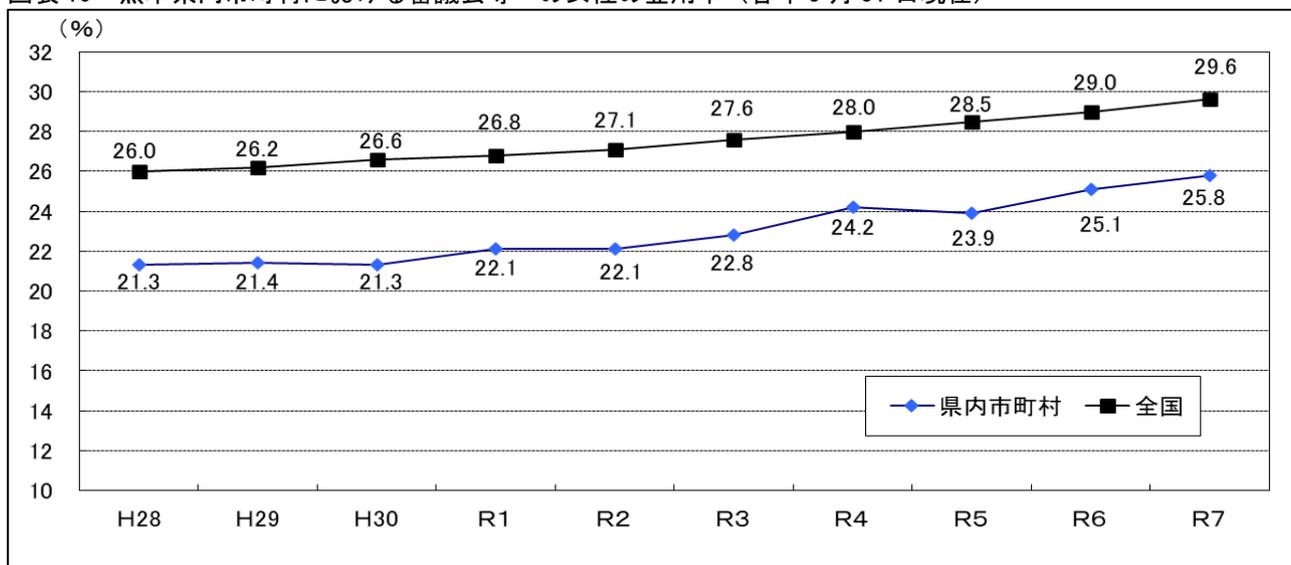


※熊本県の数値は、登用目標の対象である審議会等への女性の登用率

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表15 熊本県内市町村における審議会等への女性の登用率(各年3月31日現在)



※県内市町村及び全国ともに地方自治法第202条の3に基づく審議会等(広域を含む)への女性の登用率

※政令指定都市、特別区を含む

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

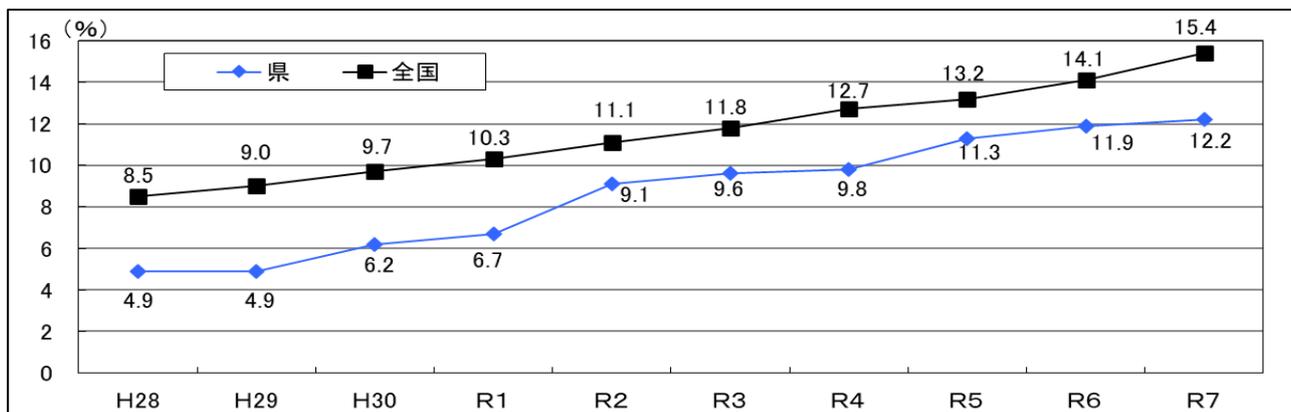
(3) 熊本県における女性の参画状況

●管理職（課長級以上）に占める女性の割合は前年より0.3ポイント増の12.2%

熊本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、令和7年(2025年)4月1日現在、前年より0.3ポイント増の12.2%となった（図表16）。

なお、令和7年(2025年)4月1日現在、新規採用職員に占める女性の割合は、熊本県全体（教職員除く）で37.2%、知事部局のみで36.4%だった（図表17）。

図表16 県職員（※）における管理職に占める女性割合の推移



※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※知事交代に伴い、令和6年の数値は県のみ4月16日時点

※一般行政職以外の職員も計上

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

【参考】

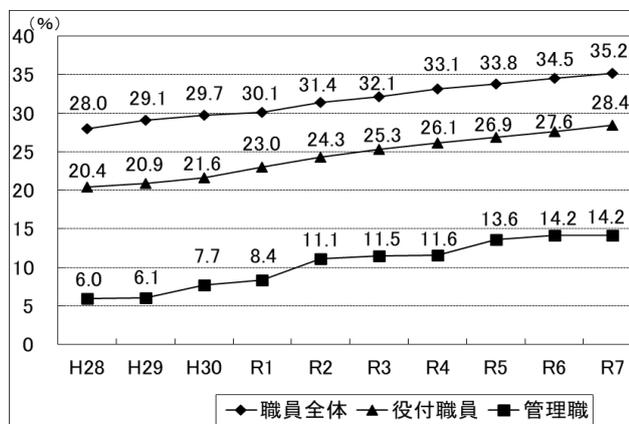
県職員（※）における女性の登用状況の推移

本県における教職員、警察官を除いた管理職（課長級以上）に占める女性の割合は前年と同様の14.2%となった。

また、役付職員（係長級以上）に占める女性の割合は前年より0.8ポイント増の28.4%となった。

※対象：知事部局等職員、県警職員のうち事務職員等（警察官を除く）、教育委員会事務局職員

※一般行政職以外の職員も計上



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表17 新規採用職員（教職員除く）に占める女性割合の全国比較（各年4月1日現在） (%)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
熊本県	38.9	33.1	32.4	34.4	39.0	38.5	33.3	42.7	38.6	39.4	37.2
全国	31.9	34.4	35.3	35.1	35.3	36.6	38.5	39.3	41.6	40.9	—
【参考】県知事部局	42.3	42.3	42.0	38.1	40.9	38.5	32.3	47.4	40.1	36.3	36.4

※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※令和7年の全国の数値は、令和7年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

(4) 市町村における女性の参画状況

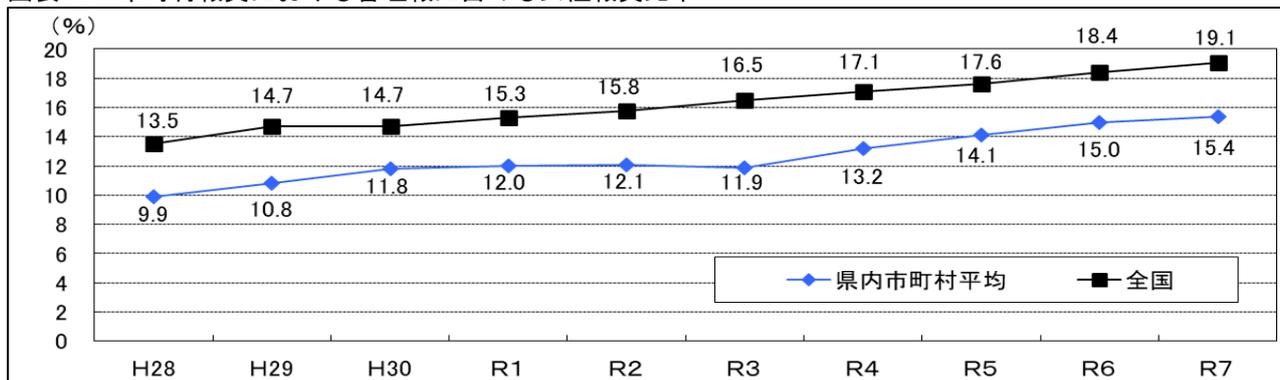
●市町村の管理職（※）に占める女性の割合は前年より増加

市町村の管理職に占める女性の割合は、令和7年(2025年)4月1日現在、県内市町村平均で15.4%となり、前年度より0.4ポイント増加した(図表18)。

また、県内市町村新規採用職員に占める女性の割合は、42.8%となっている(図表19)。

※管理職：管理職手当を支給されている職員(管理または監督の地位)にある職員のうち、条例等で指定する職(内閣府推進状況調査による定義)、概ね課長級以上が該当

図表18 市町村職員における管理職に占める女性職員比率



※政令指定都市、特別区を含む

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表19 市町村新規採用職員に占める女性の割合(各年4月1日現在)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市町村合計	43.4%	38.2%	45.1%	38.0%	45.0%	38.6%	42.4%	44.3%	47.0%	42.8%

熊本県男女参画・協働推進課調べ

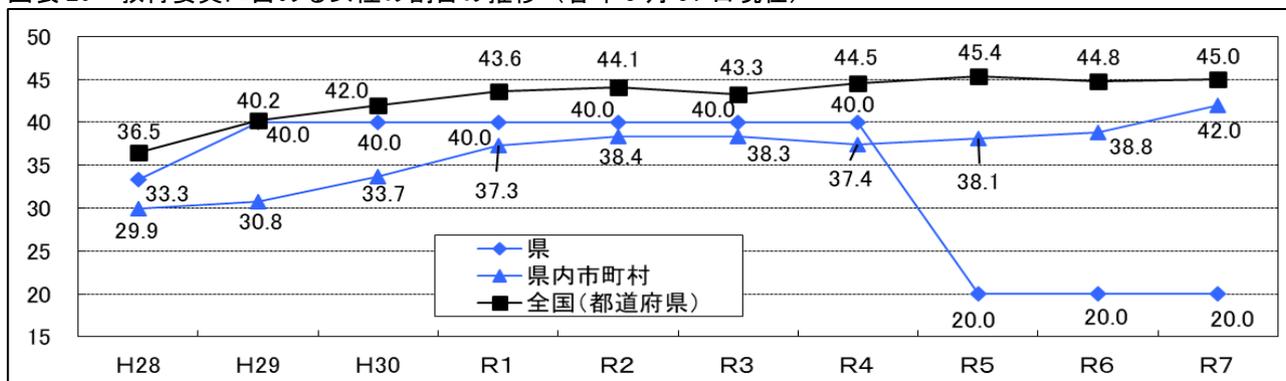
(5) 教育分野における女性の参画状況

●本県教育委員に占める女性の割合は20.0%

本県の教育委員は、令和7年(2025年)3月31日現在、5人中女性は1人である。

一方、県内市町村の教育委員に占める女性の割合は42.0%となり、前年より3.2ポイント増加した(図表20)。

図表20 教育委員に占める女性の割合の推移(各年3月31日現在)



※県教育委員の総数は、平成28年までは6人、平成29年からは5人で、うち女性は令和4年まで2人の就任

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

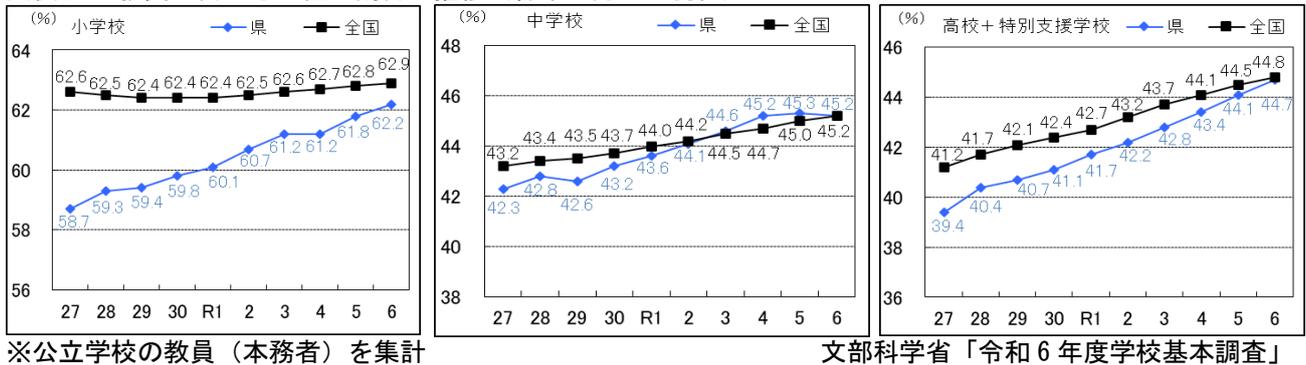
●管理職（校長、副校長、教頭）に占める女性の割合は、小学校及び高校・特別支援学校において前年より増加した

公立学校の教員に占める女性の割合は、令和6年度(2024年度)は小学校が62.2%、中学校が45.2%、高校・特別支援学校は44.7%となり、全国平均と大きな差はみられない(図表21)。

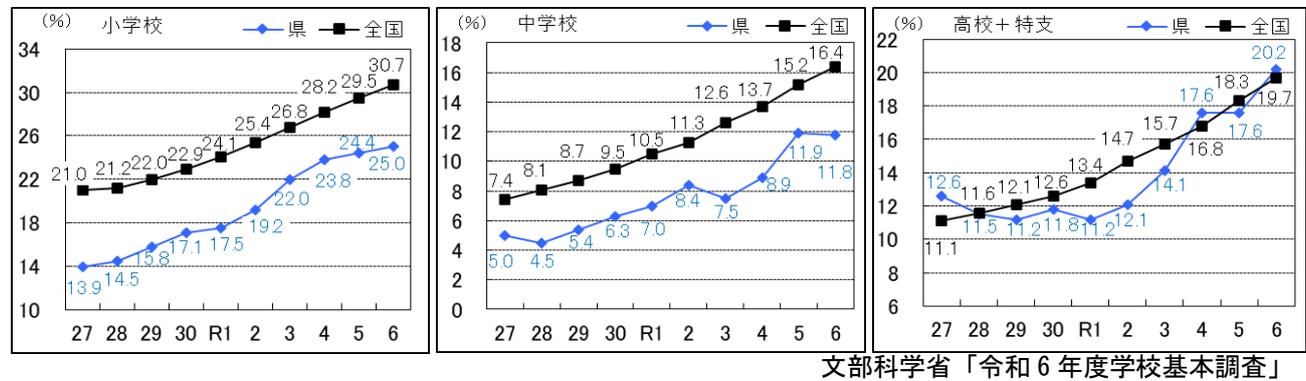
また、管理職(校長、副校長、教頭)の女性比率は、令和6年度(2024年度)は小学校25.0%、中学校11.8%、高校・特別支援学校20.2%で、小中学校は全国平均を下回り、高校・特別支援学校は全国平均と同水準である(図表22)。このことから、管理職候補者に対する研修会の実施や、管理職の多忙感の解消など勤務環境の整備を図り、男女を問わず適材適所へ登用を行う必要がある。

新規採用教員に占める女性の割合は、令和7年度(2025年度)は全体で58.5%と前年度より2.4ポイント増加した(図表23)。

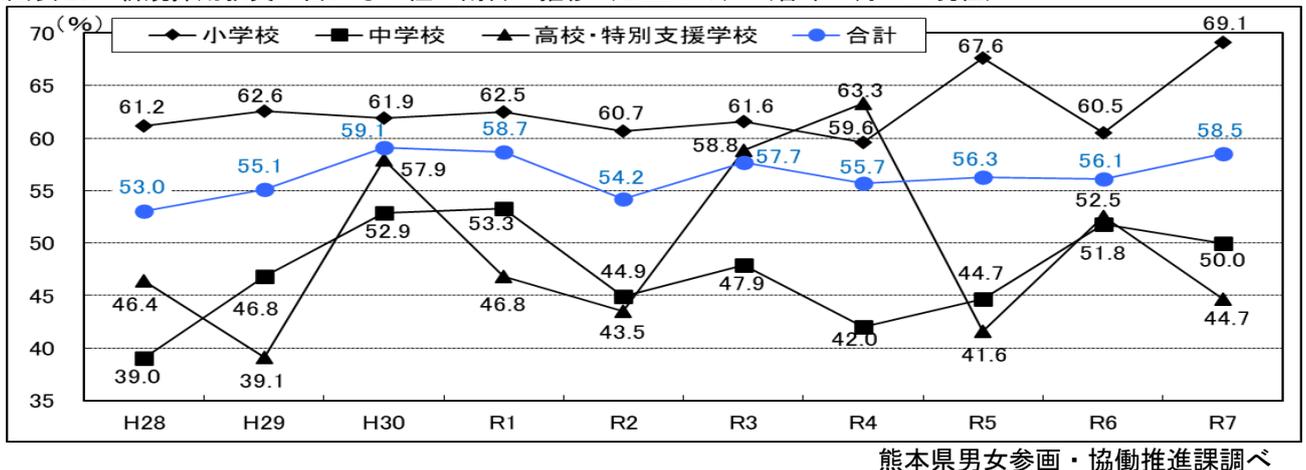
図表21 教員に占める女性の割合の推移(各年5月1日現在)



図表22 管理職(校長、副校長、教頭)に占める女性の割合の推移(公立のみ)(各年5月1日現在)



図表23 新規採用教員に占める女性の割合の推移(公立のみ)(各年4月1日現在)

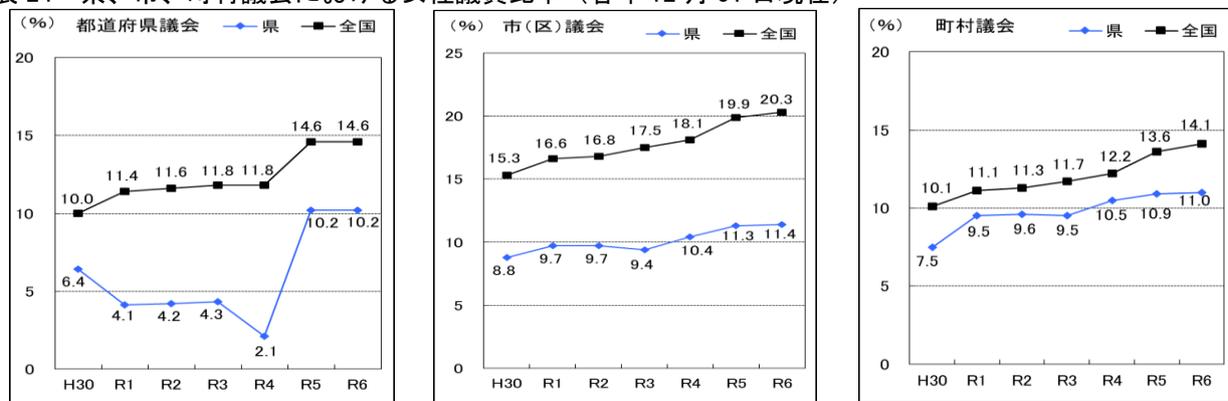


(6) 政治における女性の参画状況

●女性議員の割合は、県、市、町村いずれも全国平均を下回っている

県議会、市議会、町村議会における女性議員比率は、調査時点においていずれも10%を超えているが、大きな変化は見られず全国平均を下回っている（図表24）。

図表24 県、市、町村議会における女性議員比率（各年12月31日現在）



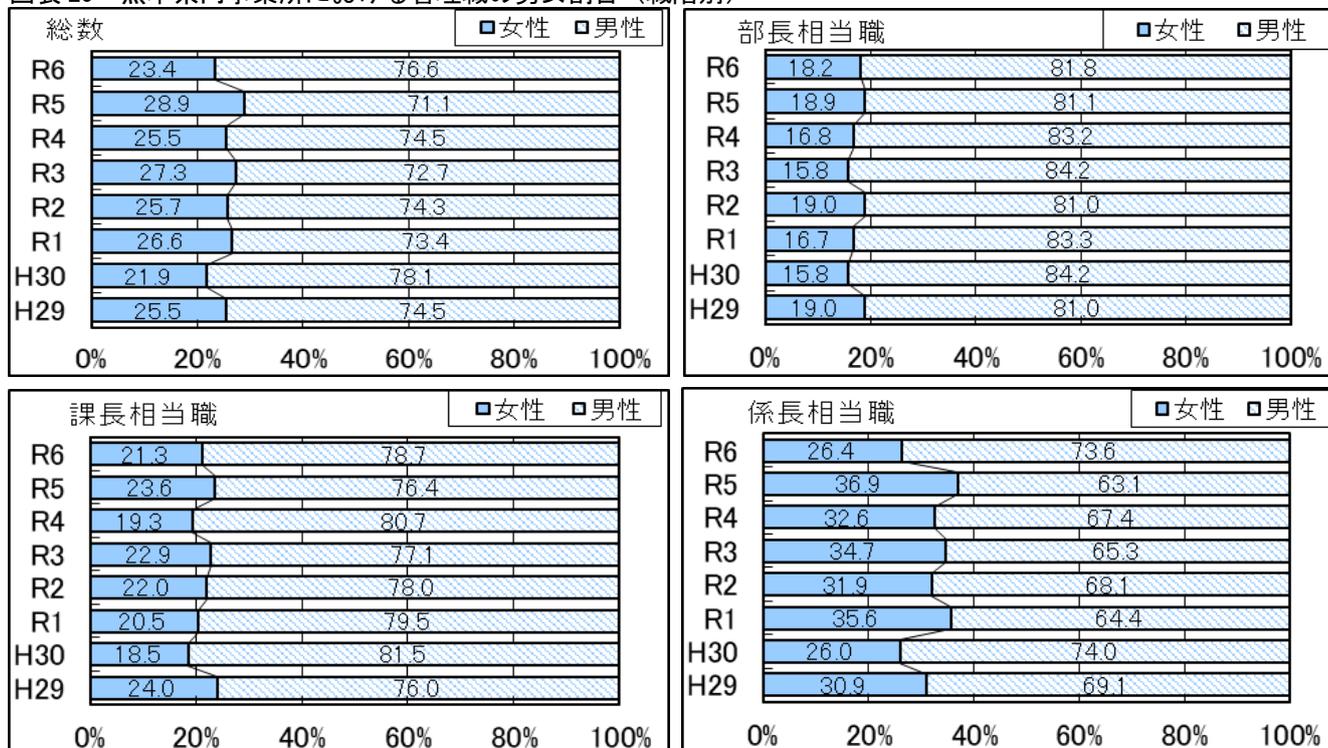
総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

(7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合

●管理職に占める女性の割合は23.4%で、前年比5.5ポイント減少

令和6年度（2024年度）の県内事業所における管理職に占める女性の割合は、全ての職階で減少し、全体でも23.4%となり前年より5.5ポイント減少した（図表25）。

図表25 熊本県内事業所における管理職の男女割合（職階別）



熊本県労働雇用創生課「令和6年度熊本県労働条件等実態調査」

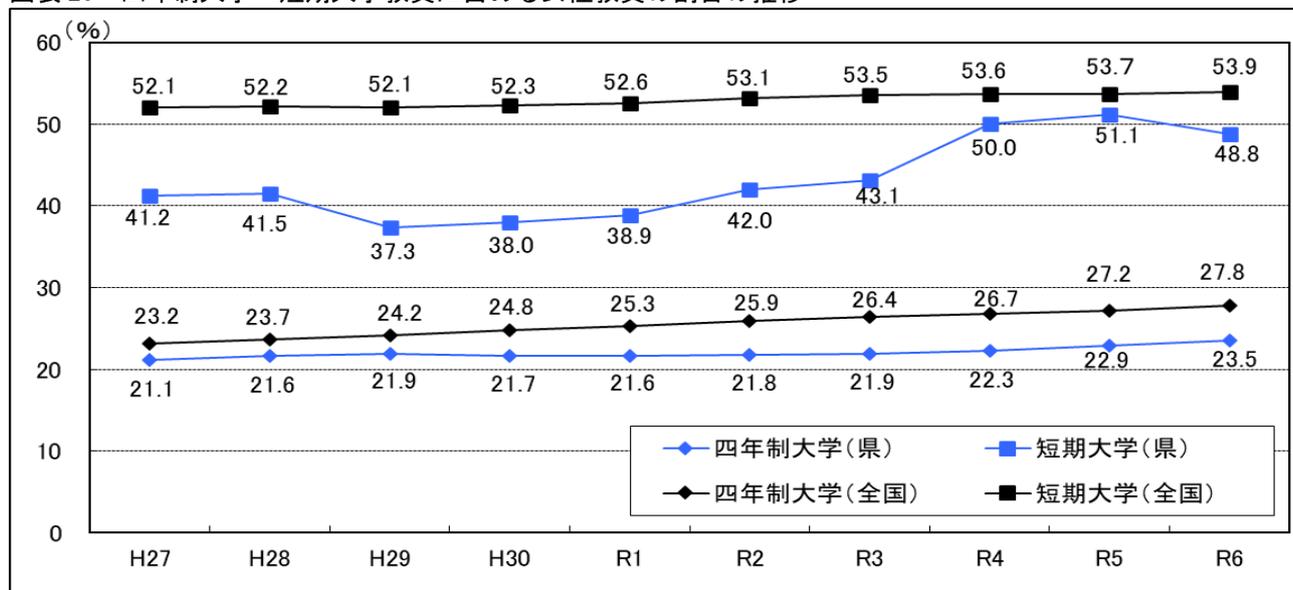
(8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況

●大学教員に占める女性の割合は、全国平均を下回る

令和6年の本県の四年制大学における女性教員の割合は、23.5%と前年度より0.6ポイント増加したが、依然として全国平均を下回っている。

また、短期大学においては、48.8%と前年度よりも2.3ポイント減少し、全国平均を下回っている（図表26）。

図表26 四年制大学・短期大学教員に占める女性教員の割合の推移



文部科学省「令和6年学校基本調査」

3 就業・雇用分野における状況

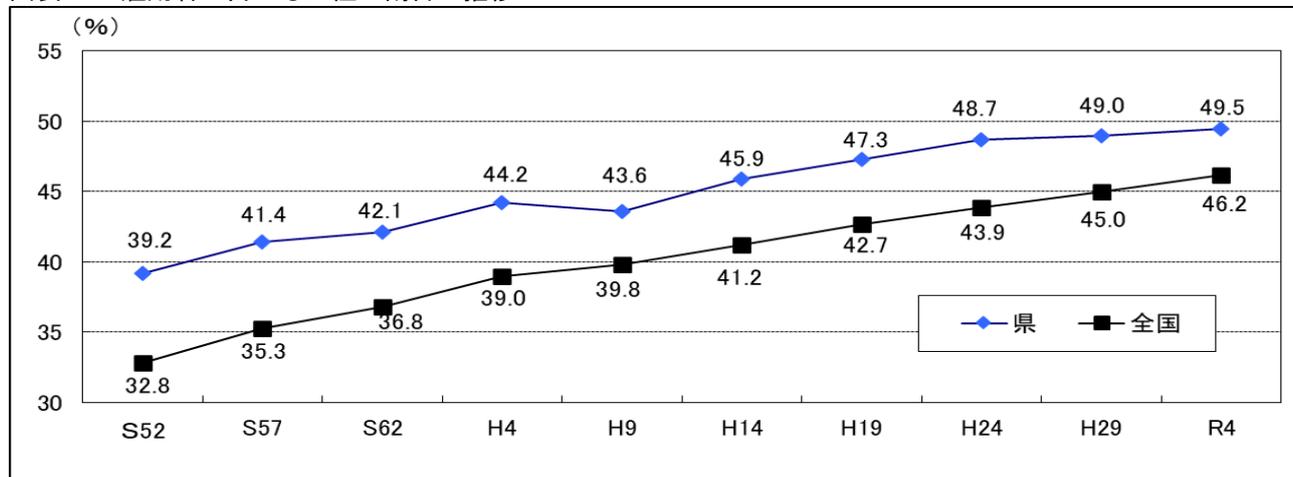
(1) 雇用者(※)に占める女性の割合

●雇用者に占める女性の割合は、全国平均を上回り、増加傾向

本県の雇用者に占める女性の割合は増加傾向にあり、令和4年(2022年)には49.5%と、雇用者のほぼ半数が女性となっている（図表27）。

※雇用者：会社員、団体職員、公務員、個人商売店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者（会社などの役員を除く）。

図表27 雇用者に占める女性の割合の推移



総務省「令和4年就業構造基本調査」

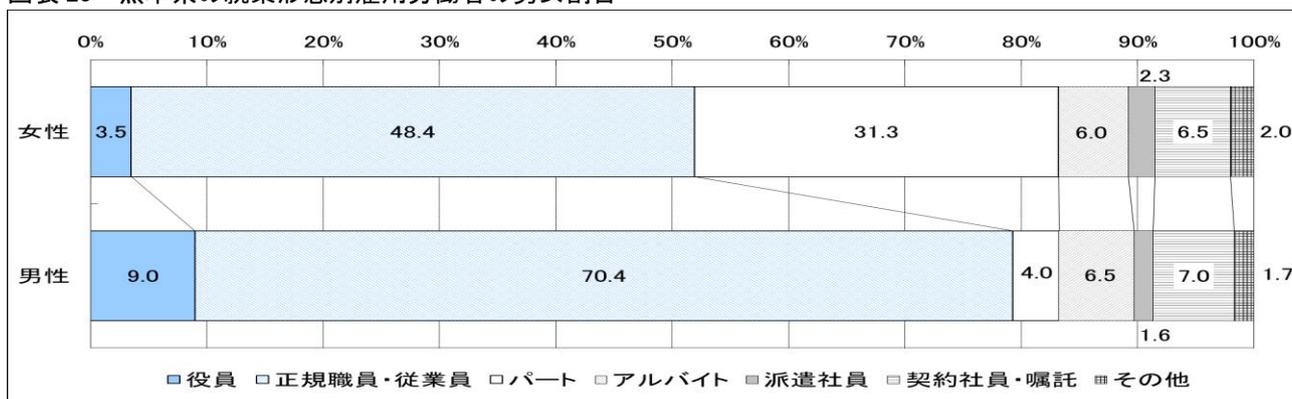
(2) 労働者の雇用形態

●女性労働者のうち、半数近くが非正規職員となっている

令和4年の本県の労働者の雇用形態を男女別にみると、正規職員・従業員である割合は、男性70.4%に対し女性48.4%となっている。

また、女性労働者のうちパート等非正規職員の割合は約半分を占めている（図表28）。これは、女性が出産や育児のために一度退職し、再就職する際には、パートタイム等の労働者となる傾向にあることが一因と考えられる。

図表28 熊本県の就業形態別雇用労働者の男女割合



総務省「令和4年就業構造基本調査」

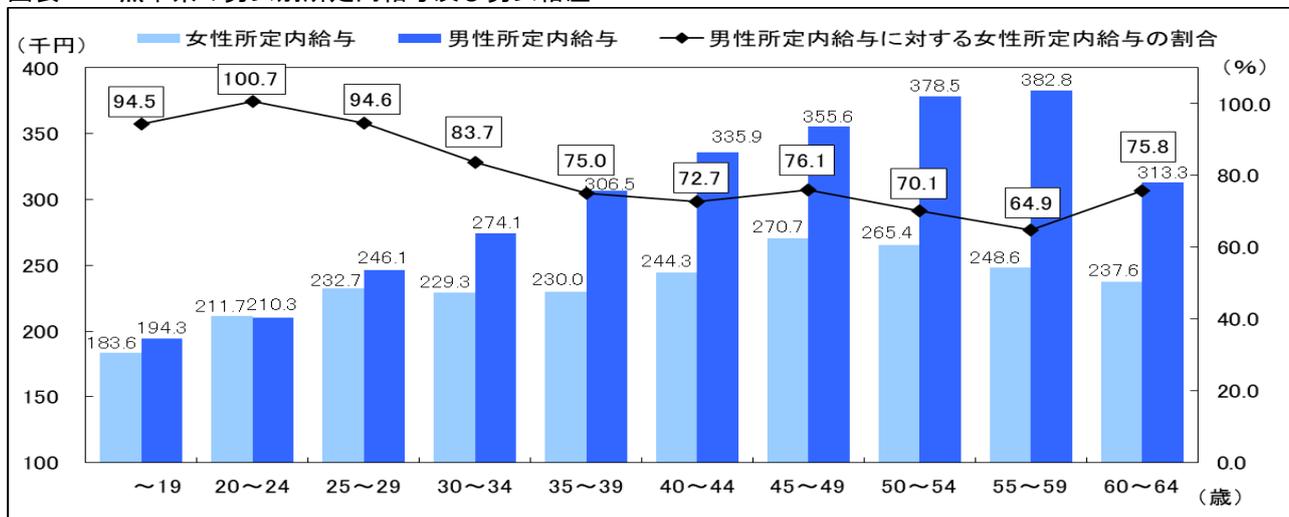
(3) 男女別所定内給与（※）

●男性と女性の給与の割合は30歳代から差が開きはじめる

令和6年の本県における女性の所定内給与と男性の所定内給与との差は、10歳代、20歳代では比較的小さいが、30歳代から差が開き始める。また、男性の所定内給与は55～59歳まで一貫して増加しているが、女性の所定内給与は20歳代後半以降ほぼ横ばい状態である。そのうち男性がピークを迎える55～59歳の所定内給与では、男性382.8千円に対し女性248.6千円と134.2千円の差が生じている。この状況の背景としては、正規雇用者の男女間での賃金格差があることに加え、賃金水準の低いパートタイム労働等に女性が多いことが一因と考えられる（図表29）。

※所定内給与：月間決まって支給する現金給与額から超過労働給与額（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）を除いたもの

図表29 熊本県の男女別所定内給与及び男女格差



厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

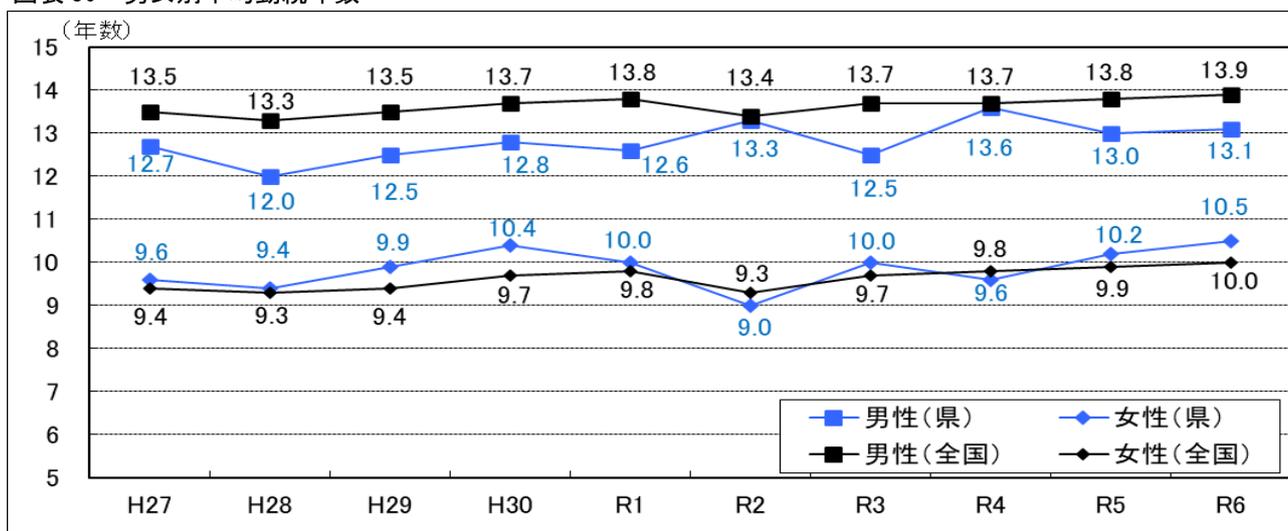
(4) 男女別平均勤続年数

●本県の女性の平均勤続年数は前年より増加

令和6年の男女別の平均勤続年数を比較すると、本県における女性の平均勤続年数は前年より0.3年増の10.5年、男性は年0.1年増の13.1年となり、その差は2.6年と縮小した。

働き方改革や育児・介護を両立する支援制度の充実など、女性が結婚・出産・育児を経ても働き続けることができ、男女がともに仕事と家庭の両立ができる働きやすい環境を整備することが必要である(図表30)。

図表30 男女別平均勤続年数



厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

トピック①

女性版骨太の方針2024

今後作成

～「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」より～

国は、令和6年(2024年)6月に、『女性版骨太の方針2024』を決定しました。
「第5次男女共同参画基本計画」に基づく女性活躍・男女共同参画の取組みを加速化するため、以下の4つの柱に沿って、今後重点的に取り組むべき方針や施策が示されています。

- I 企業等における女性活躍の一層の推進
- II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進
- III 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現
- IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

この中で、プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率に係る数値目標として「2030年までに30%以上/2025年までに19%」を目指すことや、「地域の取組の担い手の育成・専門性の向上」、「リーダー層の意識醸成」、「防災、性犯罪・性暴力、健康課題への対応など現場における女性の参画拡大」、「あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画」など、女性活躍・男女共同参画を推進するための「人材の育成」を軸として、持続的で広がりのある取組を進めることとされています。

内閣府公表ホームページ

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

4 農林水産業における状況

(1) 農林水産業における女性の参画状況

●農協役員、農業委員の割合はともに横ばいで、依然として低い

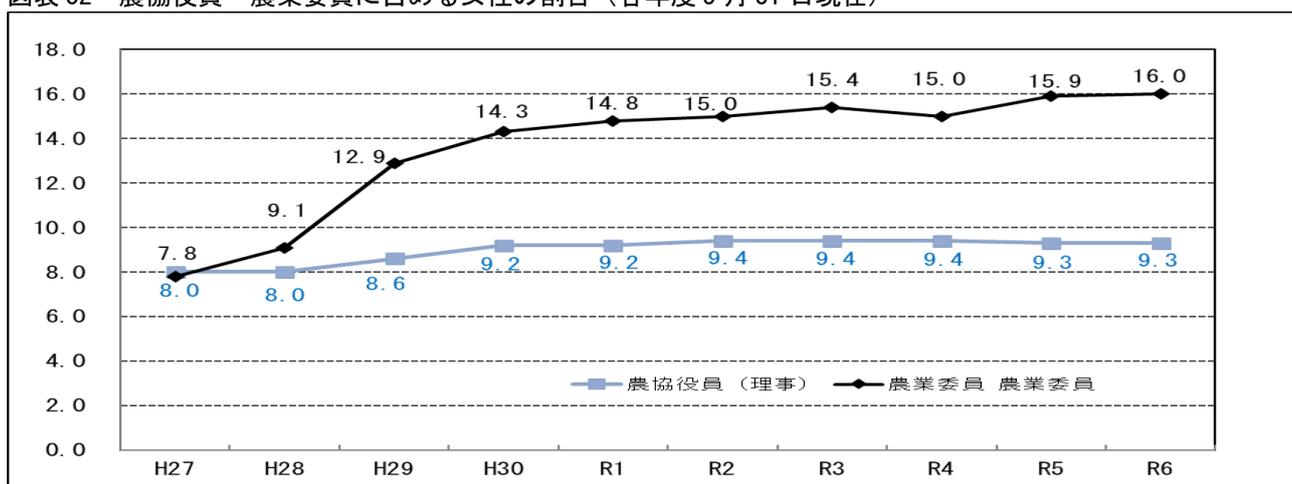
農業就業人口に占める女性の割合は、44.3%とほぼ半数となっており重要な担い手となっている。一方で、家族経営協定締結農家数は3578戸、農協役員に占める女性の割合は9.3%、農業委員に占める女性の割合は16.0%といずれも横ばいで、就業比率からみると依然として低い(図表31~33)。

本県の農業においては女性が重要な担い手であることから、政策・方針決定への女性の参画を加速していく必要がある。

図表31 農林水産業の女性従業者

	調査時点	女性の割合	出典
農業就業人口	R2.2.1	44.3%	R2農林業センサス
林業就業者	R2.10.1	16.4%	R2年国勢調査
漁業就業者	R5.11.1	20.0%	R5漁業センサス

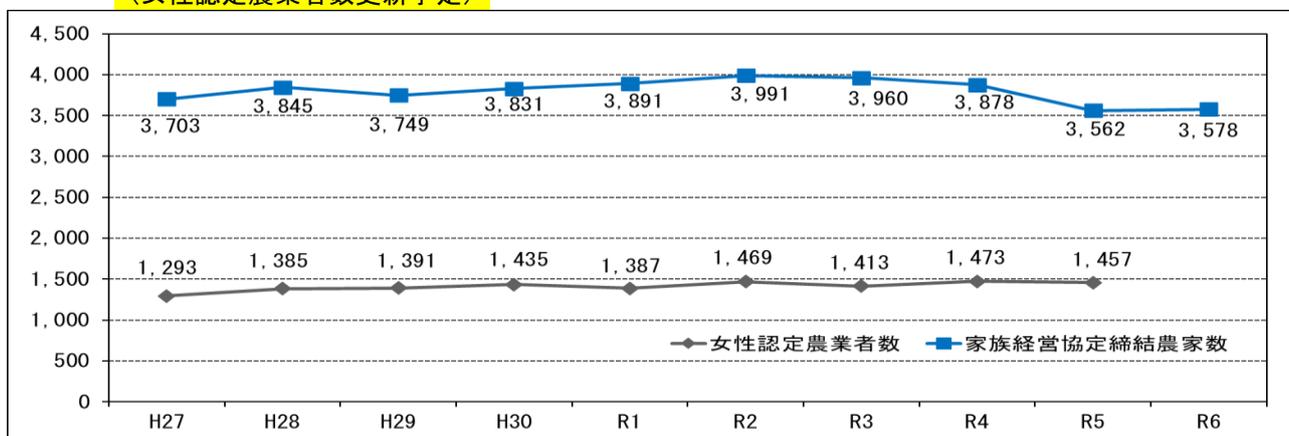
図表32 農協役員・農業委員に占める女性の割合(各年度3月31日現在)



熊本県団体支援課、農村計画課調べ

図表33 女性認定農業者数・家族経営協定締結農家数(各年度3月31日現在)

(女性認定農業者数更新予定)



熊本県担い手支援課調べ

5 地域における状況

(1) 地域活動における女性の参画状況

●自治会長、PTA会長に占める女性の割合は依然として低い

民生委員・児童委員に占める女性の割合は6割を超えて増え続けており、多くの女性が地域活動に携わっている。しかし、令和7年(2025年)4月時点の自治会長に占める女性の割合は、3.8%と依然として低い状況のまま推移している。また、PTA会長に占める女性の割合は、前年より0.9ポイント増加し18.5%と徐々に増えているものの方針決定への女性の参画は十分とは言えない(図表34)。

地域活動を担う人材として女性は貴重な存在であることを全ての人が認識し、まちづくりなど各分野で女性が活躍できる環境づくりが必要である。

図表34 熊本県の地域活動における女性割合

	調査時点	全体 [人]	うち女性 [人]	女性の割合 [%]	備 考
自治会長	H28.4	4,606	111	2.4	熊本県男女参画・協働推進課調べ
	H29.4	4,616	129	2.8	
	H30.4	4,572	129	2.8	
	H31.4	4,575	136	3.0	
	R2.4	4,558	151	3.3	
	R3.4	4,556	156	3.4	
	R4.4	4,654	155	3.3	
	R5.4	4,656	157	3.4	
	R6.4	4,655	161	3.5	
	R7.4	4,632	175	3.8	
PTA会長	H28.6	596	39	6.5	熊本県社会教育課調べ ※公立の小学校・中学校・高校 ※H31.4より特別支援学校含む
	H29.4	596	39	6.5	
	H30.4	566	48	8.5	
	H31.4	567	70	12.3	
	R2.6	561	65	11.6	
	R3.4	564	68	12.1	
	R4.4	569	82	14.4	
	R5.4	557	97	17.4	
	R6.4	557	98	17.6	
	R7.4	557	103	18.5	
民生委員・児童委員	H28.4	4,095	2,524	61.6	熊本県健康福祉政策課調べ (~H28) 熊本県社会福祉課調べ (H29~R3) 熊本県地域支え合い支援室調べ (R4~)
	H29.4	4,097	2,578	62.9	
	H30.4	4,106	2,588	63.0	
	H31.4	4,107	2,601	63.3	
	R2.4	4,070	2,651	65.1	
	R3.4	4,068	2,663	65.5	
	R4.4	4,081	2,677	65.6	
	R5.4	3,994	2,661	66.6	
	R6.4	4,029	2,701	67.0	
	R7.4	4,011	2,687	67.0	

II 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

ドメスティック・バイオレンス（DV）などの女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為が依然として後を絶たない。このため、意識啓発はもとより、被害者の救済及び自立支援策の充実が求められている。

DVについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年（2024年）4月1日施行）で、保護命令の対象に精神的・経済的な暴力を加え、違反した場合の罰則を強化するなど、保護命令制度が拡充・強化された。ここでは、熊本県における女性の人権をめぐる状況を中心にみていく。

ポイント

- 1 県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は3,865件となり、前年より591件減少した。
- 2 児童虐待相談件数は前年より増加し2,819件となった。
- 3 本県の人工妊娠中絶実施率は、前年から0.4ポイント減の7.0となったが、依然として全国平均を上回っている。
- 4 県内地域の防災組織に占める女性の割合は、消防団員及び自主防災組織会長ともに3%台で依然として低い状況にある。

1 女性に対する暴力の状況

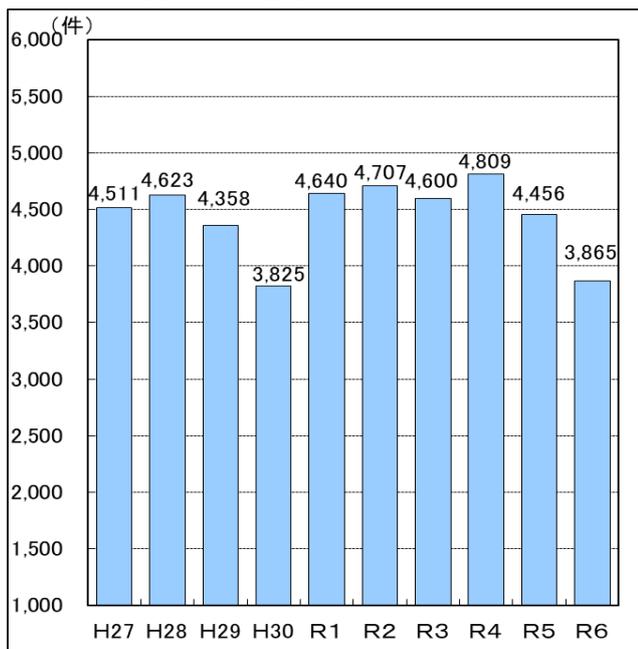
(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）

●DV相談件数は前年より減少

県内の主な相談窓口におけるDV相談延べ件数の合計は、前年から591件減少し、3,865件となった（図表35）。

相談窓口別に見ると県広域本部・地域振興局のみ増加し、その他の相談機関では、全て相談件数は同数又は減少した（図表36）。

図表35 熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数の推移



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表36 熊本県内の主な相談窓口別DV相談延べ件数

	熊本県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター) ○県福祉総合相談所	県男女共同参画相談室	県警察本部 ○各警察署対応分も含む (*1、*2)	女性の人権ホットライン ○熊本地方法務局 (*1)	熊本市男女共同参画センター 総合相談室 (*3)	各市福祉事務所等	県広域本部・地域振興局	合計
H27	990	49	781	80	114	2,351	146	4,511
H28	885	41	626	76	100	2,812	83	4,623
H29	794	79	485	35	97	2,785	83	4,358
H30	892	41	511	44	45	2,224	68	3,825
R1	848	17	448	23	—	3,242	62	4,640
R2	656	24	641	52	—	3,271	63	4,707
R3	676	26	651	43	—	3,064	140	4,600
R4	925	26	603	29	—	3,010	216	4,809
R5	953	17	517	28	—	2,805	136	4,456
R6	514	17	455	22	—	2,620	237	3,865

※1 暦年集計、※2 新規認知事案件数、

※3 令和元年度から「一般相談」を廃止しDV相談のみを熊本市に移管したため対象となる数値計上なし

熊本県男女参画・協働推進課調べ

●DV事案対応件数は依然として高い水準にある

令和6年(2024年)に熊本県警が対応したDV事案件数は、455件で前年に比べ62件減少した(図表37)。

図表37 熊本県警察におけるDV事案対応状況(暦年集計)

	対応件数	書面提出要求※	裁判所からの保護命令通知					裁判所からの保護命令違反検挙					他法令検挙
			被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止	被害者の親族等への接近禁止	被害者への電話等の禁止	退去	被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止	被害者の親族等への接近禁止	被害者への電話等の禁止	退去	
H27	781	90	73	43	22	69	20	1	0	0	0	0	127
H28	626	56	55	33	15	53	16	1	0	0	0	1	163
H29	485	53	42	26	15	40	17	0	0	0	1	0	94
H30	511	32	28	20	10	27	14	1	0	0	0	0	113
R1	448	52	46	28	20	43	22	2	0	0	0	1	102
R2	641	33	29	18	10	28	9	0	1	0	1	0	82
R3	651	26	23	12	7	21	9	0	0	0	1	1	91
R4	603	41	32	20	11	29	14	0	0	0	0	1	80
R5	517	33	33	26	17	29	14	0	0	0	0	0	59
R6	455	17	11	7	8	9	2	0	0	0	0	0	63

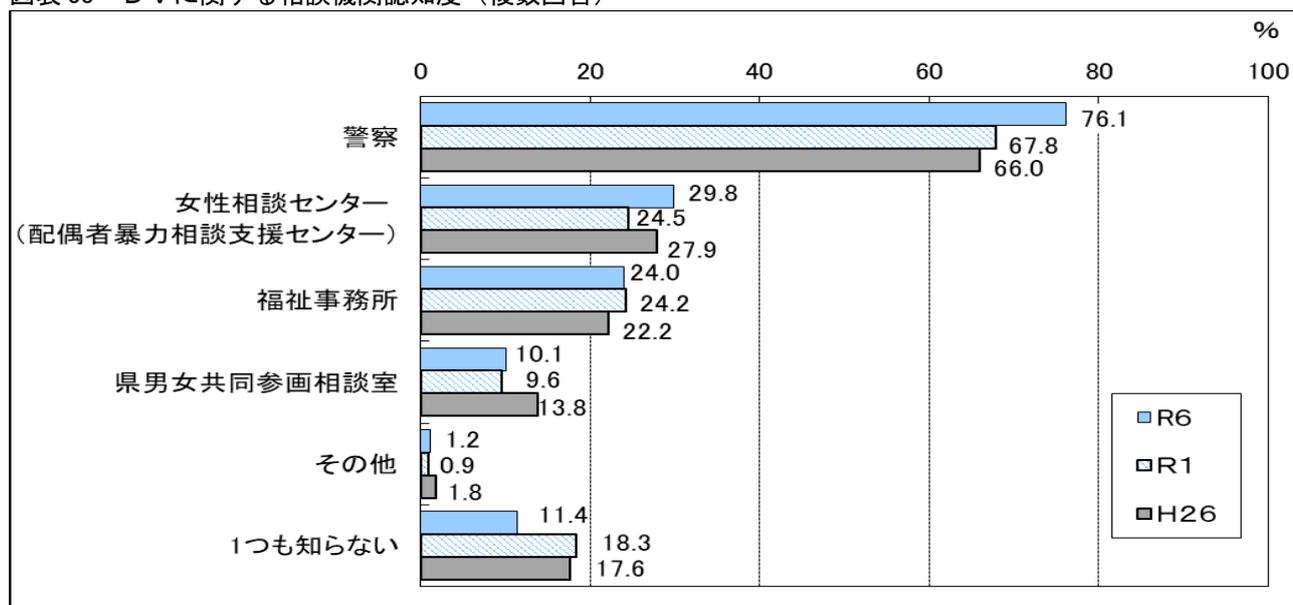
※警察が裁判所から「申立人が相談した際の状況等を記載した書面」の提出を求められた件数
熊本県警察本部人身安全対策課調べ

●DVに関する相談機関の認知度は、警察が76.1%で突出している

県内のDV相談機関の認知度調査では、警察が令和元年(2019年)調査から8.3ポイント増加し76.1%で突出している。次いで女性相談センターが5.3ポイント増加し29.8%、福祉事務所は0.2ポイント減少し24.0%となった。

一方で、11.4%の人が相談機関を「1つも知らない」と回答しており、誰にも相談できずに悩む被害者がいなくなるよう、相談機関の周知に一層取り組む必要がある(図表38)。

図表38 DVに関する相談機関認知度(複数回答)



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査(R6.11実施)」

(2) ストーカー・性犯罪

●ストーカー認知件数は前年より増加、性犯罪認知件数は前年より大幅増加

令和6年(2024年)の熊本県警におけるストーカー認知件数は、300件と前年に比べ15件増加した。また、性犯罪の認知件数は157件で、前年より40件増と2年連続で大幅に増加した(図表39)。

図表39 熊本県警察におけるストーカー事案・性犯罪(強制性交等罪と強制わいせつ罪)対応状況(暦年集計)
・ストーカー事案

年	認知件数	警告	禁止命令	検挙件数			
				命令違反	行為罪	他法令	
H27	445	23	1	43	0	3	40
H28	292	16	0	29	0	2	27
H29	228	12	10	28	1	5	22
H30	294	23	14	35	0	2	33
R1	283	23	22	30	2	9	19
R2	425	29	32	40	0	16	24
R3	410	14	36	54	3	14	37
R4	357	11	33	44	2	7	35
R5	285	8	21	27	1	3	23
R6	300	11	27	29	4	6	19

熊本県警察本部人身安全対策課調べ

・性犯罪

年	認知件数	検挙件数
H27	83	70
H28	68	59
H29	76	62
H30	58	48
R1	53	50
R2	62	49
R3	77	70
R4	68	62
R5	117	76
R6	157	131

熊本県警察本部刑事企画課調べ

トピック②

消滅可能性自治体とは ～地方自治体『持続可能性』分析レポートより～

今後作成

令和6年4月、民間組織の人口戦略会議は、若年女性人口(「日本の地域別将来推計人口」における「20～39歳の女性人口」)が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少し、最終的には消滅する可能性が高いと推測された自治体を「消滅可能性自治体」と発表しました。

それによると、消滅可能性自治体は全国1729自治体中744自治体と、全体の約4割にあたります。一方で、若年女性人口の減少率が20%未満の自治体は、全国65自治体が該当し、「自立持続可能性自治体」とされています。

熊本県内では、45市町村中18市町村が消滅可能性自治体、熊本市圏及び半導体関連産業の立地が相次ぐ7市町村は、自立持続可能性自治体とされています。

人口戦略会議が示した消滅可能性自治体(熊本県)



出典：令和6年地方自治体「持続可能性」分析レポート(人口戦略会議)

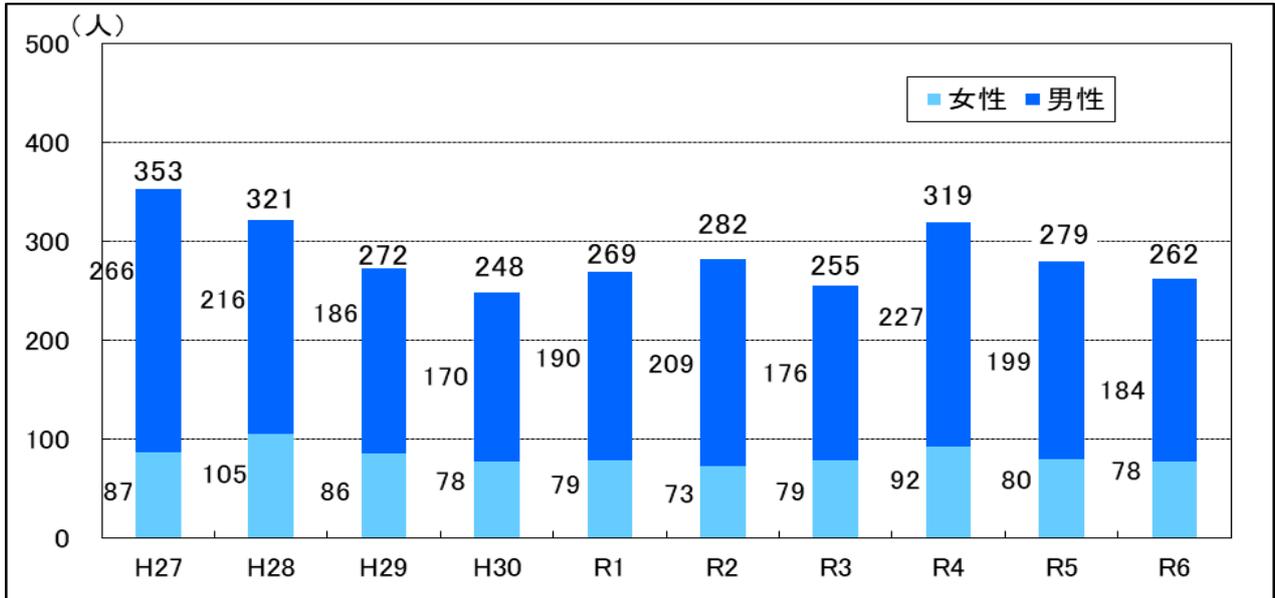
2 自殺、児童虐待の状況

(1) 自殺者数の推移

●県内の自殺者数は前年より減少

本県における令和6年(2024年)の自殺者数は262人で、前年と比べ男性は15人、女性は2人減少した(図表40)。女性の割合は、概ね30%で推移している。

図表40 熊本県における自殺者数の推移(暦年集計)



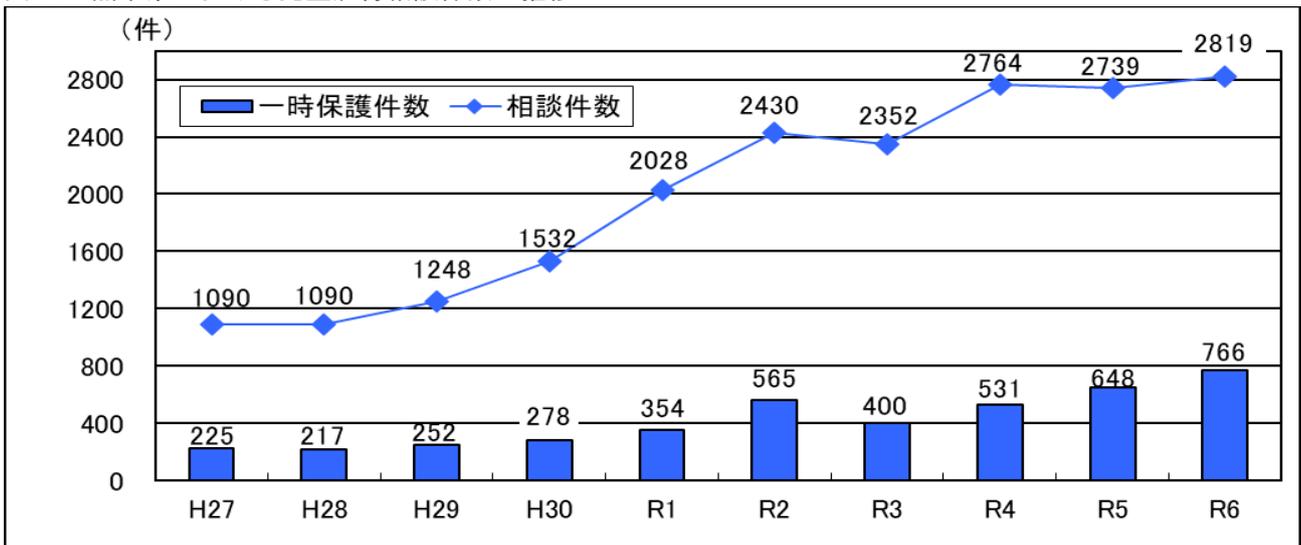
熊本県障がい者支援課調べ

(2) 児童虐待相談件数の推移

●県内の児童虐待相談件数は高止まりの状態

令和6年度(2024年度)に本県の児童相談所に寄せられた相談件数は2,819件で、前年と同水準となっている(図表41)。

図表41 熊本県における児童虐待相談件数の推移



※熊本県中央児童相談所、八代児童相談所、熊本市児童相談所の合計件数

熊本県子ども家庭福祉課調べ

3 女性の健康の状況

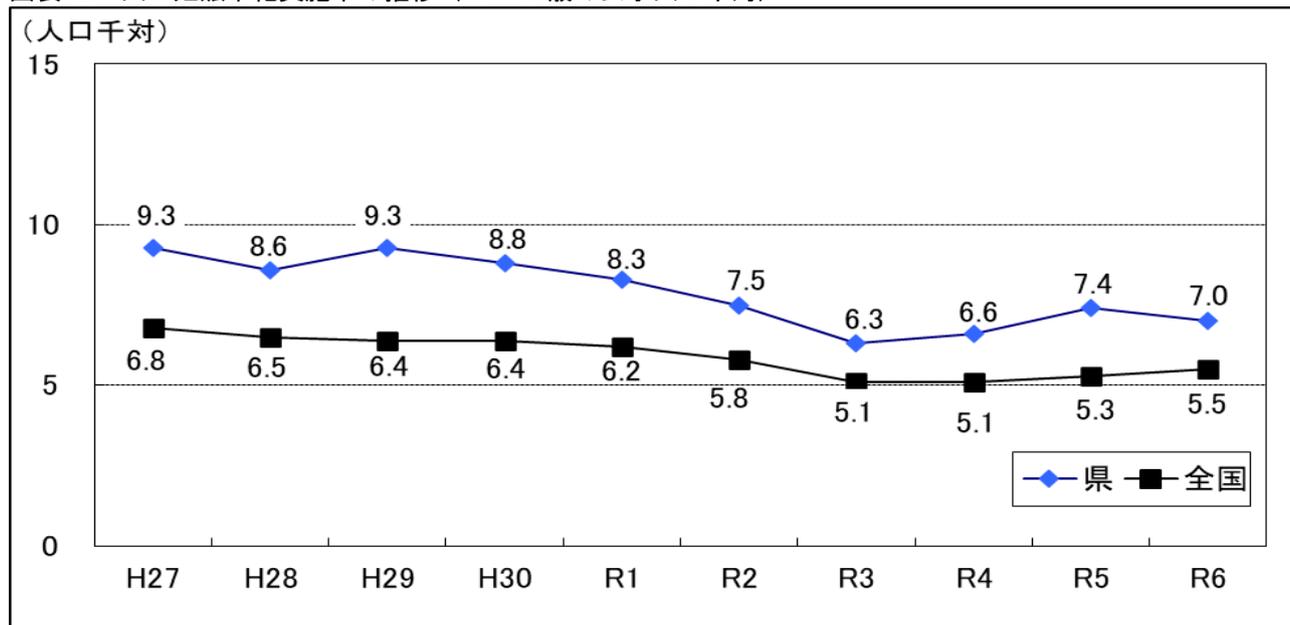
(1) 人工妊娠中絶件数・実施率

●人工妊娠中絶実施率は、前年から0.4ポイント減の7.0となったが、依然として全国平均を上回っている

本県の令和6年度(2024年度)人工妊娠中絶実施率(15~49歳の女子人口千対)は7.0と前年より0.4ポイント減少したが、依然として全国平均を上回っている(図表42・43)。

人工妊娠中絶は、女性の心とからだに大きな影響を与えることから、未然に防ぐために若いうちから正しい性の知識の普及啓発が必要である。

図表42 人工妊娠中絶実施率の推移(15~49歳の女子人口千対)



厚生労働省「令和6年度衛生行政報告例」

図表43 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の件数と実施率

		総数	20歳未満	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳
件数	熊本県	2,123	195	512	438	376	377	204	21
	全国	127,992	10,844	33,663	28,676	22,424	20,386	10,878	1,079
実施率 (人口千対)	熊本県	7.0	5.0	13.5	12.2	9.6	8.4	4.0	0.4
	全国	5.5	4.1	11.1	9.1	7.2	6.1	2.9	0.3
	差	1.5	0.9	2.4	3.1	2.4	2.3	1.1	0.1

厚生労働省「令和6年度衛生行政報告例」

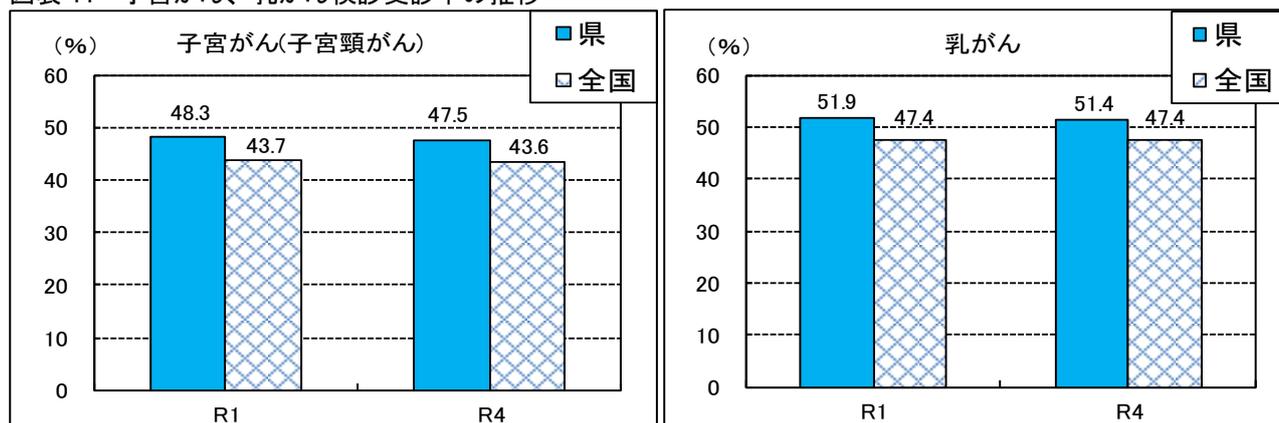
(2) 子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率・死亡率

●子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率はともに全国平均を上回る

令和4年(2022年)の本県における子宮がん（子宮頸がん）検診受診率は47.5%、乳がんの検診受診率は51.4%と令和元年(2019年)よりも若干減少したものの、いずれも全国平均を上回っている（図表44）。

令和6年(2024年)の本県の子宮がん（子宮頸がん）の年齢調整死亡率は41位、乳がんの年齢調整死亡率は44位で、いずれも順位を大幅に下げている（図表45）。

図表44 子宮がん、乳がん検診受診率の推移



※子宮がん検診はH25調査から子宮頸がん検診として調査している。

※対象：子宮頸がん（20～69歳）乳がん（40～69歳）共に過去年間に受診したことがある女性

熊本県健康づくり推進課調べ

図表45 子宮がん、乳がんの年齢調整死亡率（75歳未満）

	子宮がんの年齢調整死亡率(女性人口10万対)			乳がんの年齢調整死亡率(女性人口10万対)		
	年齢調整死亡率	順位	全国	年齢調整死亡率	順位	全国
H27	4.3	15位	4.9	11.5	38位	10.7
H28	5.6	43位	4.7	10.4	22位	10.7
H29	4.4	14位	4.8	11.0	33位	10.7
H30	4.5	18位	4.9	10.9	30位	10.7
R1	5.7	36位	5.1	11.4	34位	10.6
R2	4.9	21位	5.0	11.0	39位	10.2
R3	5.2	34位	4.9	9.6	28位	9.9
R4	5.7	35位	5.1	10.8	32位	10.4
R5	5.1	27位	5.1	8.7	12位	10.0
R6	5.8	41位	4.9	11.9	44位	10.0

※年齢調整死亡率：年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（人口動態統計）

4 地域の防災力における状況

(1) 地域の防災における女性の参画状況

●地域の防災組織に占める女性の割合は3%程度と低い

令和7年(2025年)4月1日現在、消防団員に占める女性の割合は3.8%と前年と比べ0.2ポイント増加(図表46)、自主防災組織会長における女性の割合は3.3%と前年より0.1ポイント減少しており、ともに依然として低い状況にある。男女双方の視点を反映した防災体制の整備が必要である(図表47)。

図表46 消防団員における女性割合(各年4月1日時点)

	調査年	全体 [人]	うち女性 [人]	女性の割合 [%]	備 考
消防団員	H28	34,135	777	2.3	熊本県消防保安課 調べ
	H29	33,507	774	2.3	
	H30	33,015	735	2.2	
	R1	32,194	778	2.4	
	R2	31,567	796	2.5	
	R3	30,860	854	2.8	
	R4	29,841	864	2.9	
	R5	28,773	921	3.2	
	R6	27,996	1,003	3.6	
R7	27,241	1,030	3.8		

図表47 自主防災組織会長における女性割合(各年4月1日時点)

	調査時点	全体 [人]	うち女性 [人]	女性の割合 [%]	備 考
自主防災組織会長	H28	3,307	81	2.4	熊本県男女参画・ 協働推進課調べ
	H29	3,402	89	2.6	
	H30	3,474	94	2.7	
	R1	3,421	87	2.5	
	R2	3,631	100	2.8	
	R3	3,634	102	2.8	
	R4	3,659	123	3.4	
	R5	3,672	119	3.2	
	R6	3,687	124	3.4	
R7	3,708	123	3.3		

Ⅲ 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実

「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）は薄れつつあるものの、依然として根強く残っており、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、効果的な啓発活動を行う必要がある。

また、少子高齢化、雇用情勢の変化、人々の価値観の多様化などが進む中、男女共同参画社会の実現のためにも、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが大切である。ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、男女がともに育児、介護、地域活動、自己啓発等のための時間を確保できるよう、企業と労働者、国、地方公共団体等が連携して、環境を整備する必要がある。

ここでは、男女共同参画の意識面、ワーク・ライフ・バランスの状況についてみていく。

ポイント

- 1 県民のおよそ6割が「男性が優遇されている」社会と感じている。
- 2 固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人は、84.0%となった。
- 3 妻の就業の有無にかかわらず夫の家事・育児・介護時間は、妻に比べ大幅に短い。
- 4 県内事業所における「ワーク・ライフ・バランス」の取組内容は、「休暇取得の促進」が最も多い。
- 5 育児休業取得率は、女性が前年より2.4ポイント減の96.8%、男性が8.7ポイント減の28.5%となり、男性は全国平均を下回っている。

1 県民の男女共同参画に対する意識

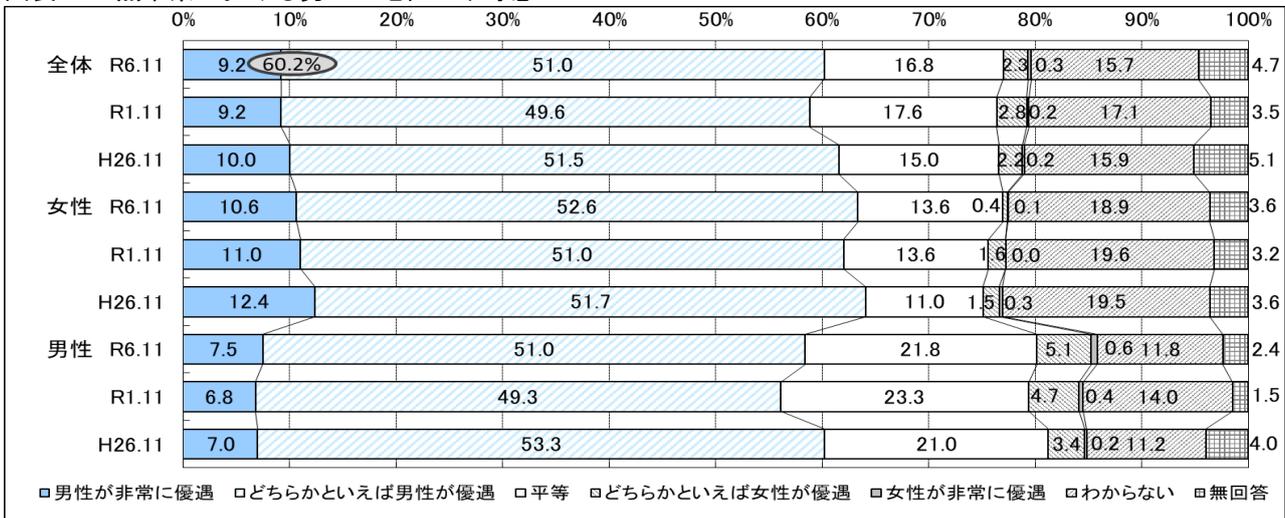
(1) 男女の地位の平等感

●「男性優遇」の割合は減少傾向にあるが、60.2%を占める

男女の地位の平等感について、「男性が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が60.2%で、依然としていまだ6割の人が男性優遇の社会であると考えている（図表48）。

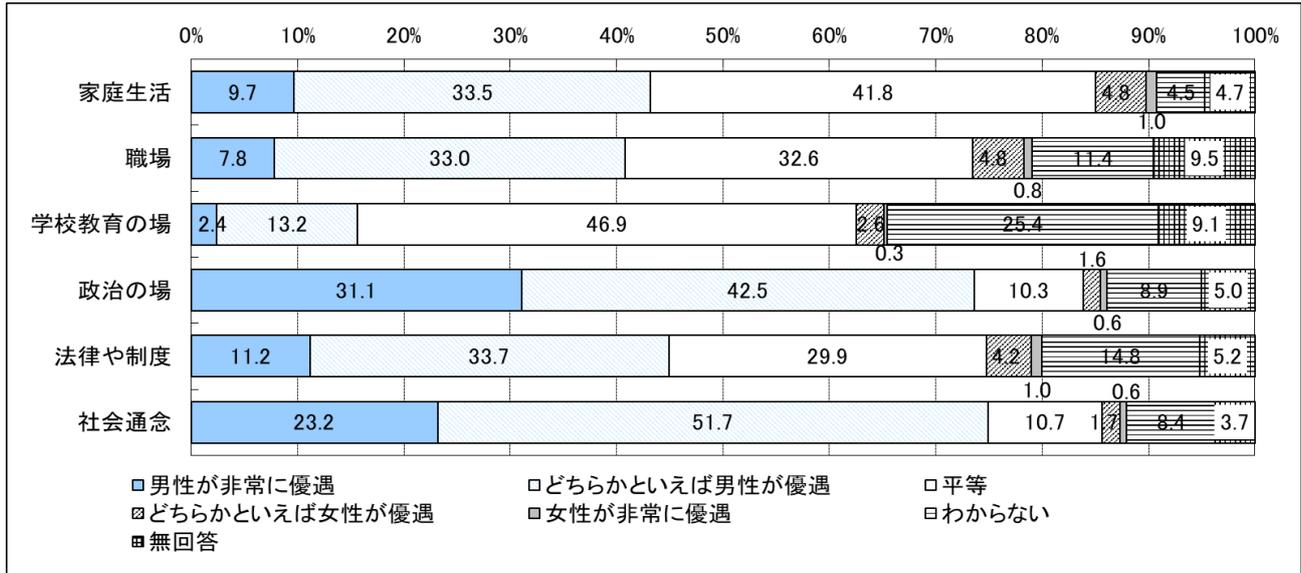
分野別にみると「政治の場」、「社会通念」では7割以上、「家庭生活」、「職場」においても4割を超える人が男性優遇と感じており、特に「社会通念」では県民の74.9%が男性の方が優遇されていると感じている。最も平等感が高い「学校教育の場」では46.9%が平等と感じており、男性優遇と感じる人は15.6%となっている（図表49）。

図表48 熊本県における男女の地位の平等感



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R6.11実施）」

図表 49 熊本県における男女の地位の平等感（分野別）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R6.11実施）」

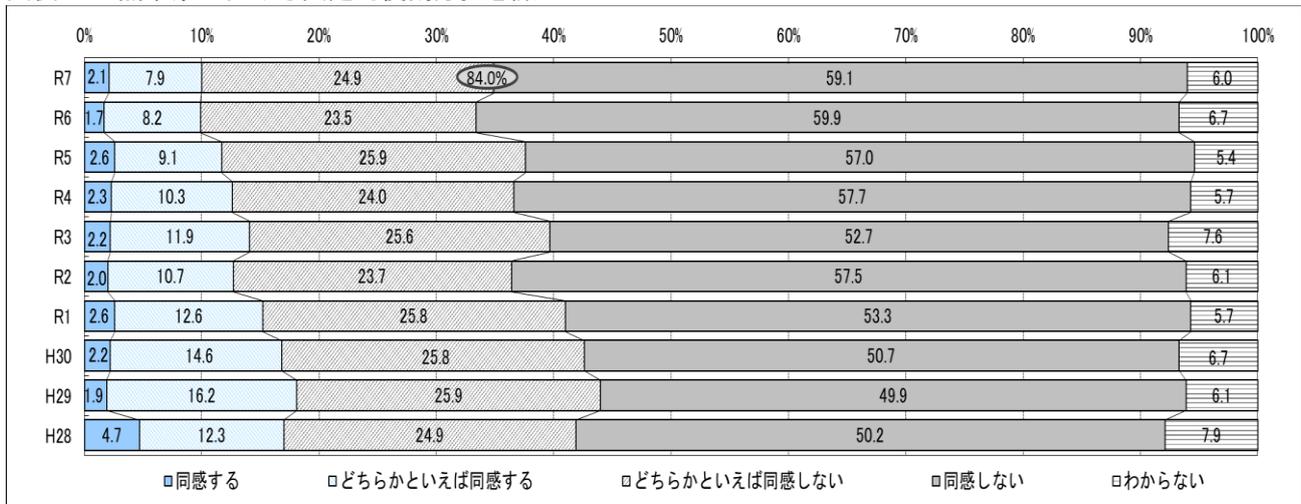
（２） 固定的性別役割分担意識

● 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に同感しない人の割合は84.0%

令和7年(2025年)県民アンケート調査によると、固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた人が前年調査より0.6ポイント増加し、84.0%となった。また、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は10.0%で、前年調査より0.1ポイント増加した。

「同感する」や「どちらかといえば同感する」と回答した人が、固定的役割分担意識は男女共同参画社会の実現を妨げる一因となることを理解し、「同感しない」人の割合が継続的に増えていくよう、今後も男女共同参画の意識啓発を行う必要がある（図表50）。

図表 50 熊本県における固定的役割分担意識

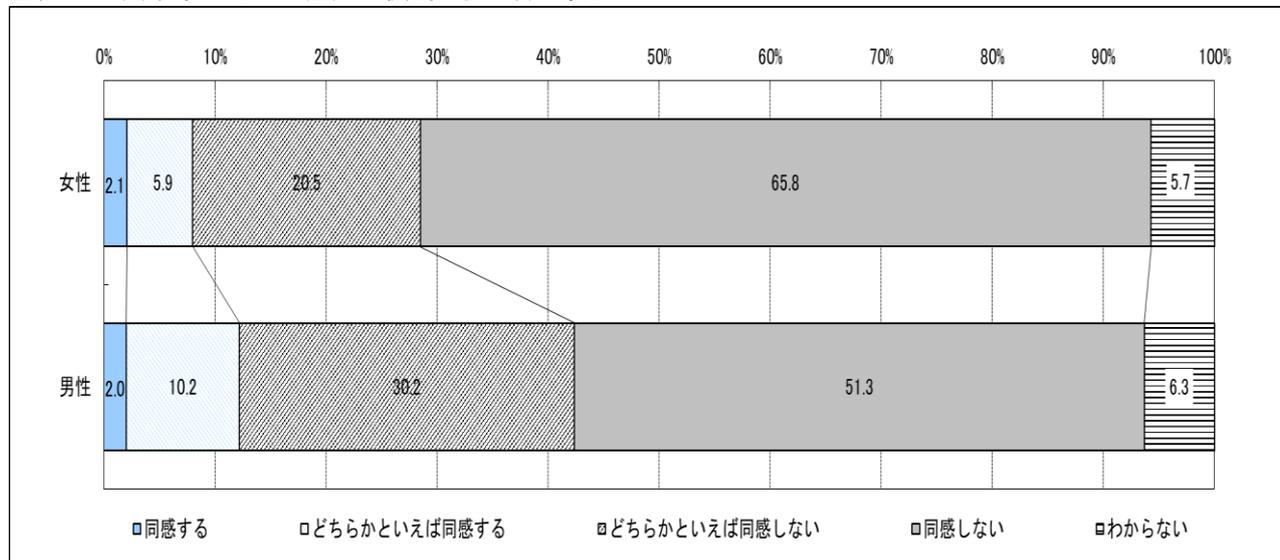


熊本県企画課「2025 県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担意識に同感する割合は、女性より男性が高い

男女別にみると、固定的性別役割分担意識に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人は女性8.0%、男性12.2%となり、男性のほうが固定的性別役割分担意識に同感する傾向がある。男女共同参画社会の形成は、男性にとっても意義があることを啓発していく必要がある(図表51)。

図表51 熊本県における固定的役割分担意識(男女別)

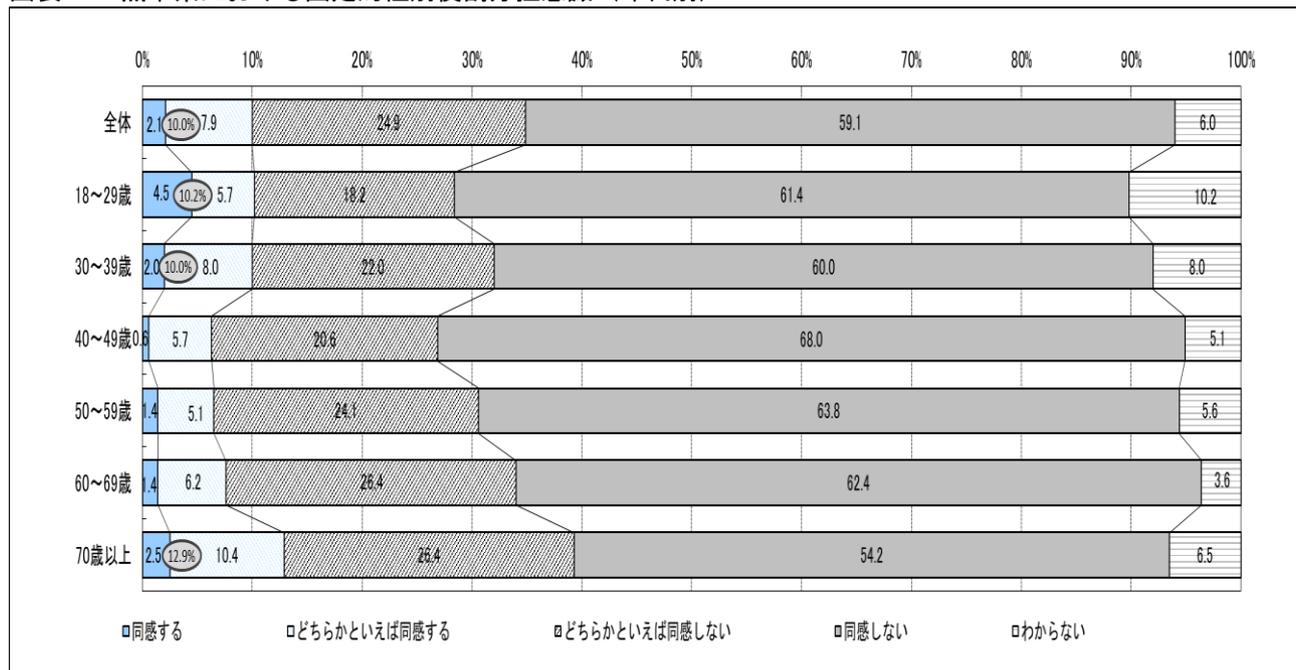


熊本県企画課「2025 県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く12.9%

年代別にみると、「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く12.9%、次に18~29歳の10.2%、30~39歳の10.0%となっている。高い年代で肯定意識が根強く残っている一方、若い年代にも肯定意識が垣間見える(図表52)。

図表52 熊本県における固定的性別役割分担意識(年代別)



※分析にあたり回答数が少ない年代があるため、統計上の誤差が生じる場合がある。

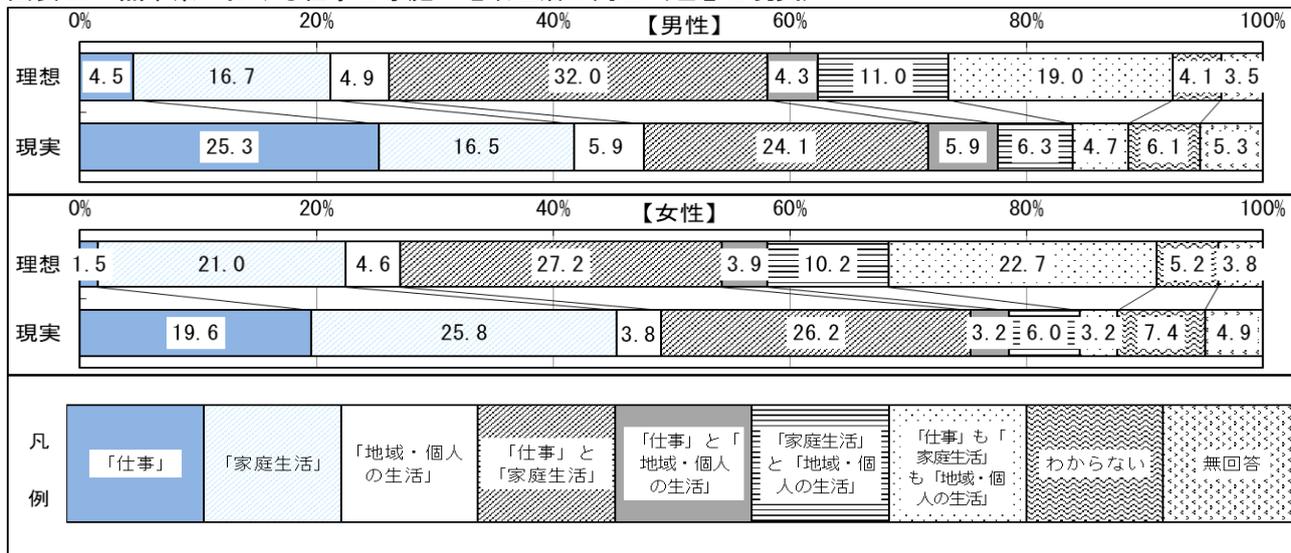
熊本県企画課「2025 県民アンケート調査」

(3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）

- 男女とも理想と現実において、「仕事と家庭生活」の両立については差が少ないが、「仕事」優先や「仕事、家庭生活、地域生活・個人の生活」優先では差が大きい

理想としては、「仕事と家庭生活」をともに優先する割合が男女とも30%前後と高く、現実との差も男女ともに大きくない。一方で、「仕事」を優先した生活については男女ともに理想と現実にもっと大きな差が見られる（図表53）。

図表53 熊本県における仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）



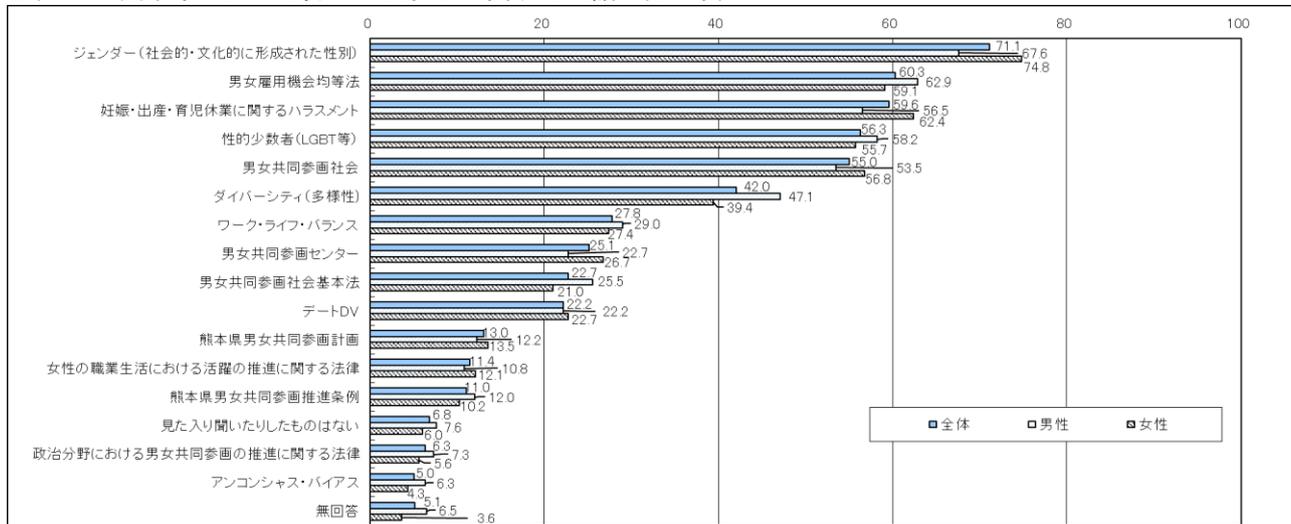
熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R6.11実施）」

(4) 「男女共同参画社会」に関する用語の認知度

- ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）という用語の認知度は高いが、アンコンシャス・バイアスの認知度は低い

本県における男女共同参画に関する用語の認知度は、「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」が71.1%と最も高くなっており、その他「妊娠・出産・育児休業に関するハラスメント」が59.6%、「ダイバーシティ（多様性）」が42.0%となっている。また、条例や計画の認知度は10%程度、「アンコンシャス・バイアス」は5.0%であり、「見たり聞いたりしたものは1つもない」と回答した人の割合は6.8%となっている（図表54）。

図表54 熊本県における男女共同参画に関する用語の認知度



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R6.11実施）」

2 教育における状況

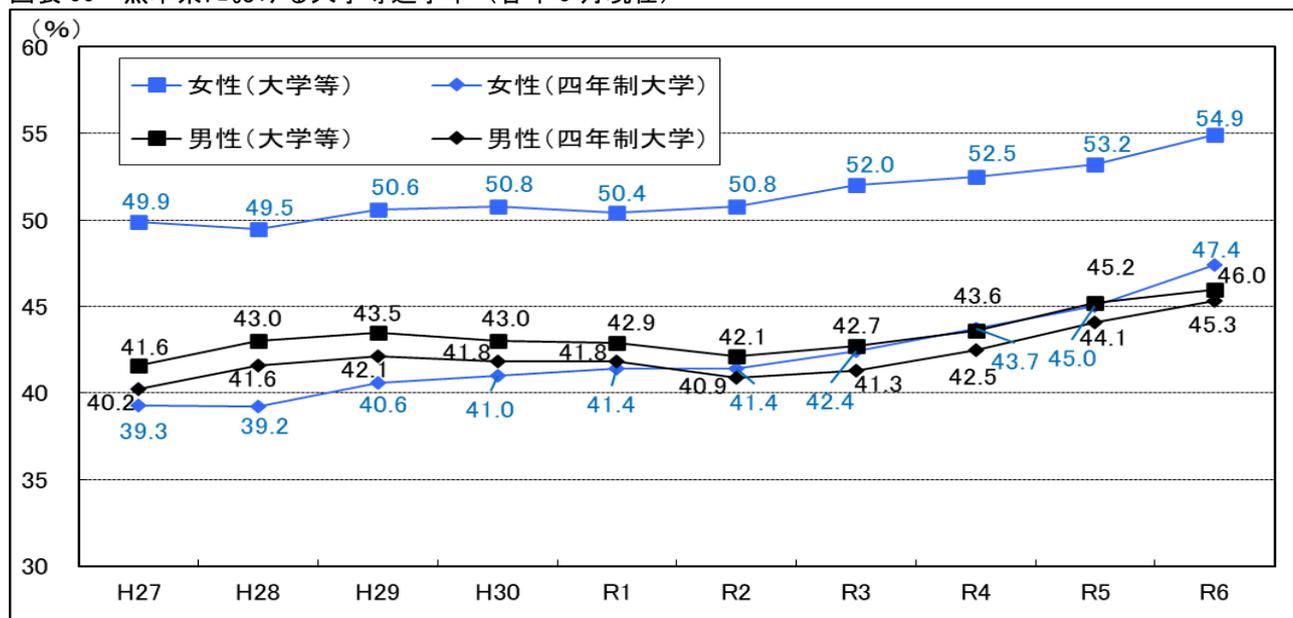
(1) 大学等進学率（※）

●大学等の進学率は、男性より女性が高い

本県の大学等への進学率は令和6年(2024年)3月現在、女性が前年より1.7ポイント増の54.9%、男性は0.8ポイント増の46.0%であった。

また、四年制大学への進学率は、女性が前年より2.4ポイント増の47.4%、男性は前年より1.2ポイント増の45.3%とともに増加した(図表55)。

図表55 熊本県における大学等進学率(各年3月現在)



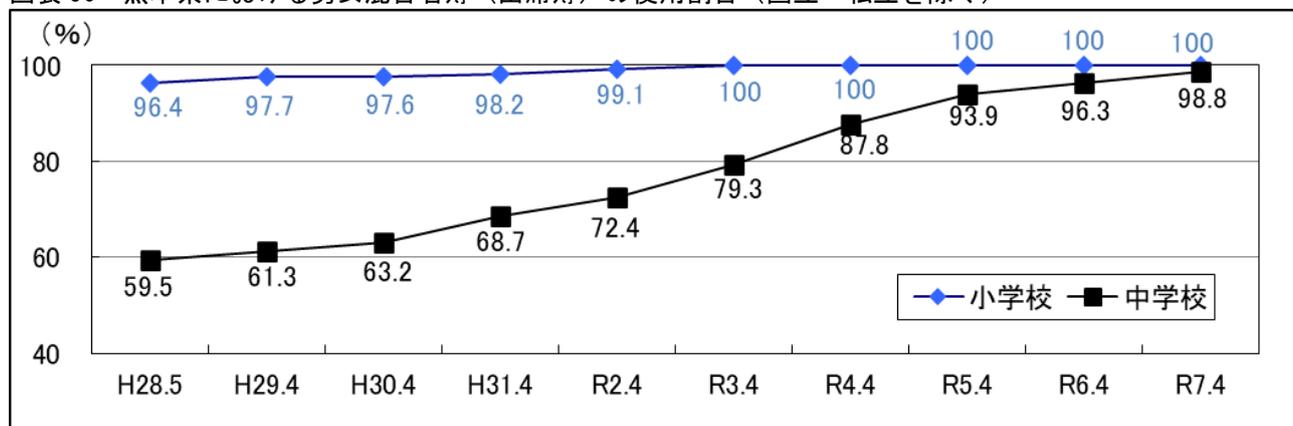
※大学等進学率：大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の通信教育部、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科への進学率(中等教育学校(後期課程)卒業者は含まず) 文部科学省「令和6年度学校基本調査」

(2) 男女混合名簿(出席簿)の使用状況

●小学校では全校、中学校の98.8%で使用している

男女混合名簿の使用割合は、令和7年(2025年)4月現在、中学校は98.8%と前年より2.5ポイント増えており、小学校は全校採用となっている(図表56)。

図表56 熊本県における男女混合名簿(出席簿)の使用割合(国立・私立を除く)



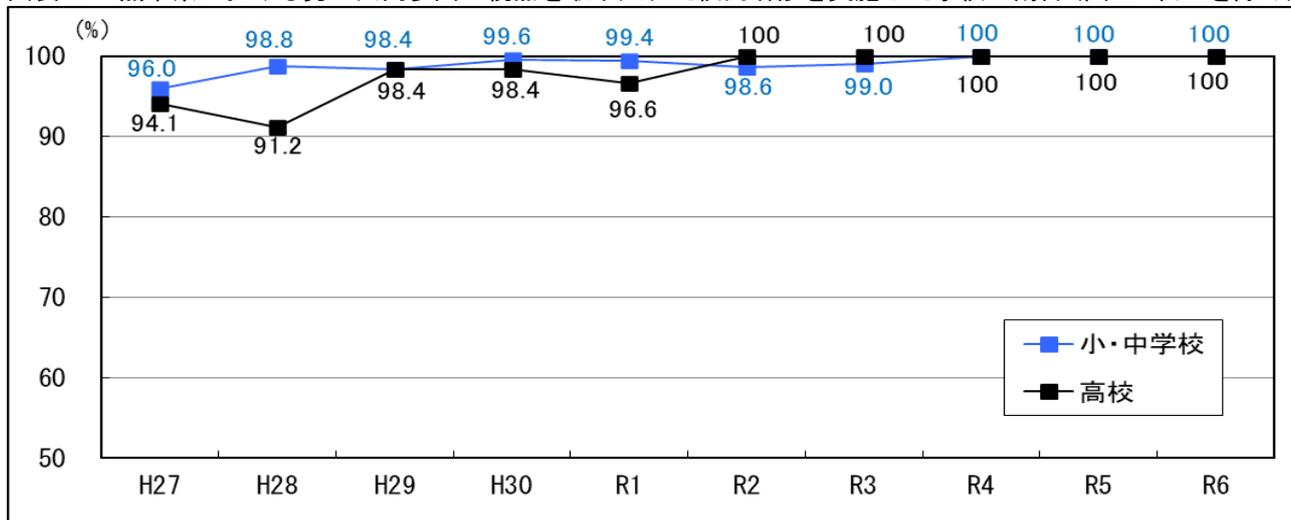
※義務教育学校は中学校に含む

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた校内研修（教員向け）を実施した学校数

●小・中学校、高等学校ともに全ての学校で実施

本県における令和6年度（2024年度）に男女共同参画の視点を取り入れた校内研修（教員向け）は、小・中学校、高校ともに全ての学校で実施された（図表57）。

図表57 熊本県における男女共同参画の視点を取り入れた校内研修を実施した学校の割合（国立・私立を除く）



※義務教育学校は中学校に含む

熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課、高校教育課調べ

3 仕事と生活の両立の状況

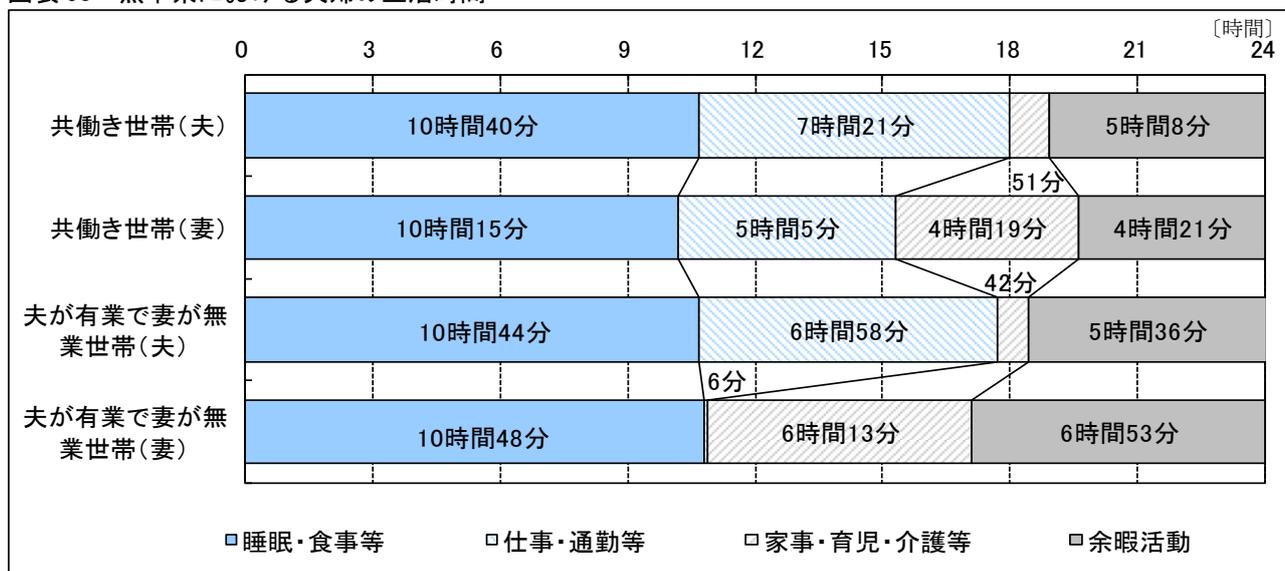
(1) 夫婦の生活時間

●家事・育児・介護は、就業の有無にかかわらず妻に偏る

家事・育児・介護等に従事する時間は、夫が有業で妻が無業の世帯においては、夫が42分、妻が6時間13分である。また、共働き世帯であっても、夫が51分であるのに対し、妻は4時間19分と大きな差がある。これは妻の就業の有無にかかわらず、夫が家事や育児、介護などにかかる時間が妻と比べて著しく短いことを示している（図表58）。

男性の家事・育児など家庭生活への参画を進め、男女がより良いバランスで負担を分担し合うことは重要である。

図表58 熊本県における夫婦の生活時間



総務省「令和3年社会生活基本調査」

(2) 県内事業所の状況

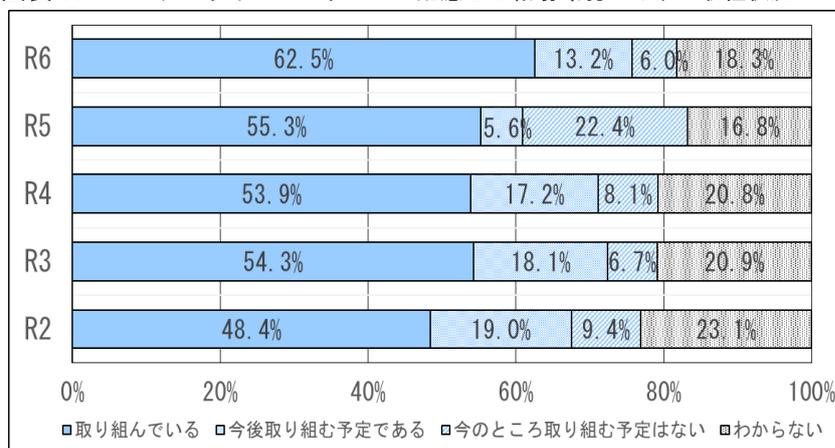
●ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組事業所は62.5%

令和6年(2024年)の県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組状況は、「取り組んでいる」が62.5%、「今後取り組む予定である」が13.2%となっている(図表59)。

※ワーク・ライフ・バランスとは・・・

「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発など、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態」を言います。
ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

図表59 ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組状況



熊本県労働雇用創生課「令和6年度熊本県労働条件等実態査」

●次世代育成支援対策推進法で義務付けられている101人以上の企業での一般事業主行動計画の策定率は99.7%

令和6年度(2024年度)末時点における従業員101人以上の県内事業所では策定率99.7%となっている。策定が努力義務である従業員100人以下の事業所からの策定届提出数は、789事業所だった(図表60)。

図表60 一般事業主行動計画策定状況(事業所)

従業員数		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
101人以上	策定率(%)	100.0	100.0	99.8	99.5	99.3	95.9	99.6	99.7	99.5	99.7
	届出数	551/551	550/550	556/557	568/571	571/575	564/588	569/571	601/603	608/611	608/610
100人以下	届出数	225	323	418	534	624	686	764	809	781	789

厚生労働省「次世代育成支援対策取組状況(令和7年3月)」

【参考】次世代育成支援対策推進法

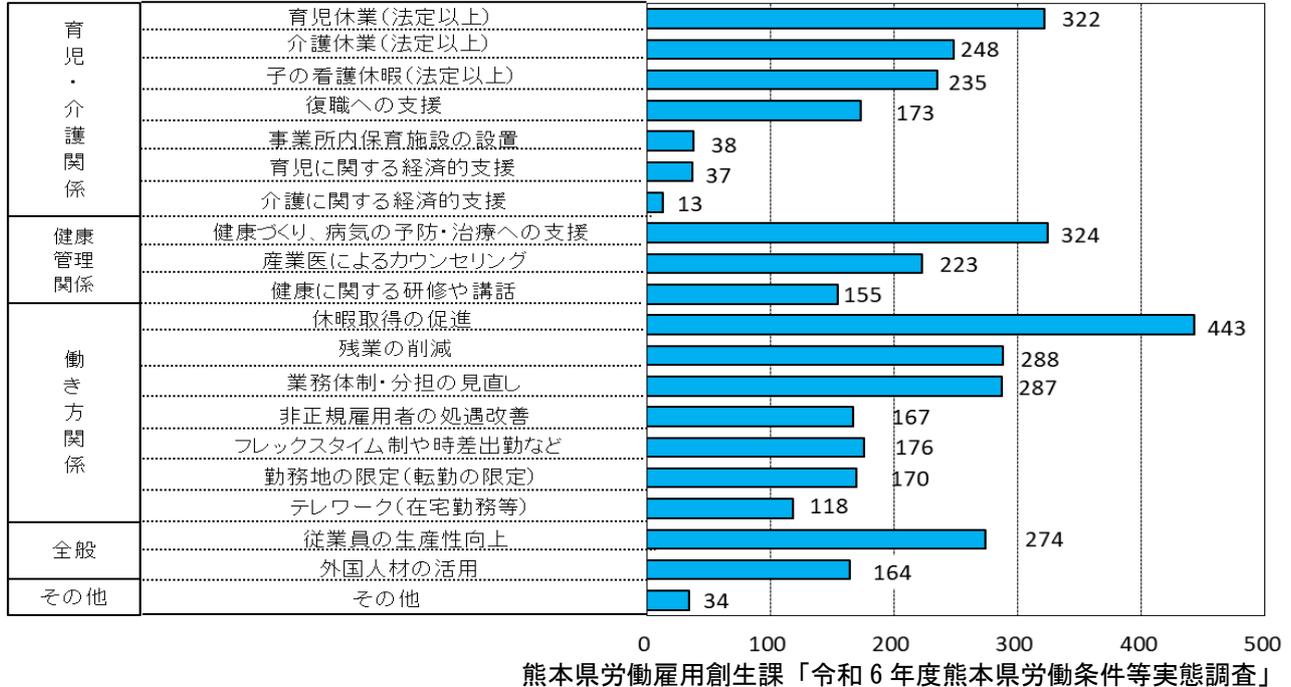
従業員	行動計画の公表及び従業員への周知の義務化(H21.4.1施行)			行動計画の届出義務企業の拡大(H23.4.1施行)	
	H21.4.1前	H21.4.1以降	H23.4.1以降	H23.4.1前	H23.4.1以降
301人以上	規定なし	義務	義務	義務	義務
101人から300人		努力義務	努力義務	努力義務	
100人以下		努力義務	努力義務	努力義務	

※平成17年4月～平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、その後令和7年3月31日まで、さらに令和17年3月31日まで延長されている。

●ワーク・ライフ・バランスの取組は休暇取得の促進が最も多い。

令和6年度(2024年度)の県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組内容については、「休暇取得の促進」が443事業所と最も多く、次いで「健康づくり、病気の予防・治療への支援」が324事業所、育児・介護関係では「育児休業(法定以上)」が322事業所となっている。(図表61)。

図表61 ワーク・ライフ・バランスの取組内容(複数回答)



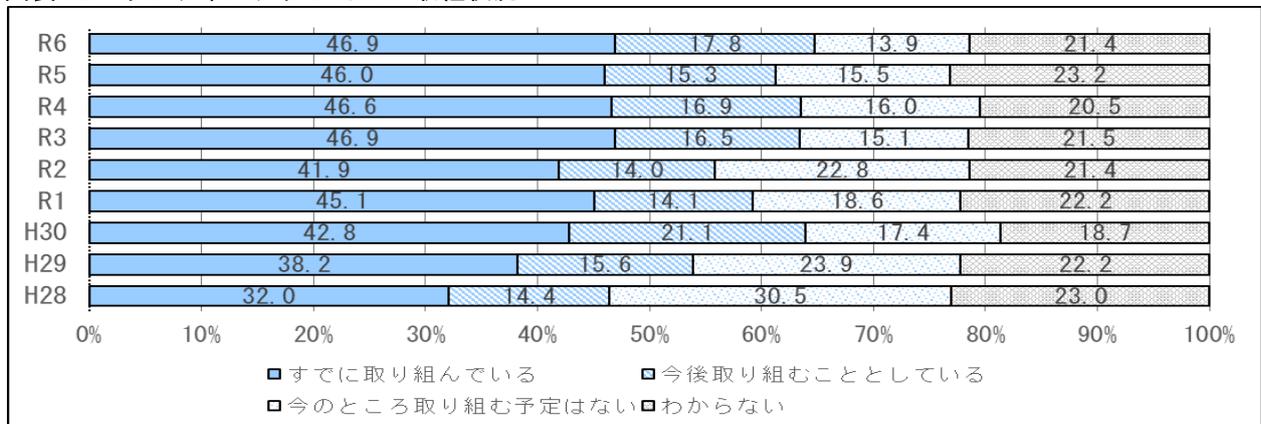
●ポジティブアクションに取り組んでいる事業所は46.0%

ポジティブアクションとは・・・

職場で男女の間に生じている格差を解消するために、企業が自主的、積極的に行う取組。
例) 女性管理職の比率を増やす、女性の採用と職域の拡大、女性の勤続年数を伸ばす等

令和6年(2024年)に本県でポジティブアクションに取り組んでいる事業所は46.9%と前年より少し増加した。また、17.8%の事業所が「今後取り組むこととしている」としており、積極的に取り組む事業所の増加が期待される(図表62)。

図表62 ポジティブアクションの取組状況



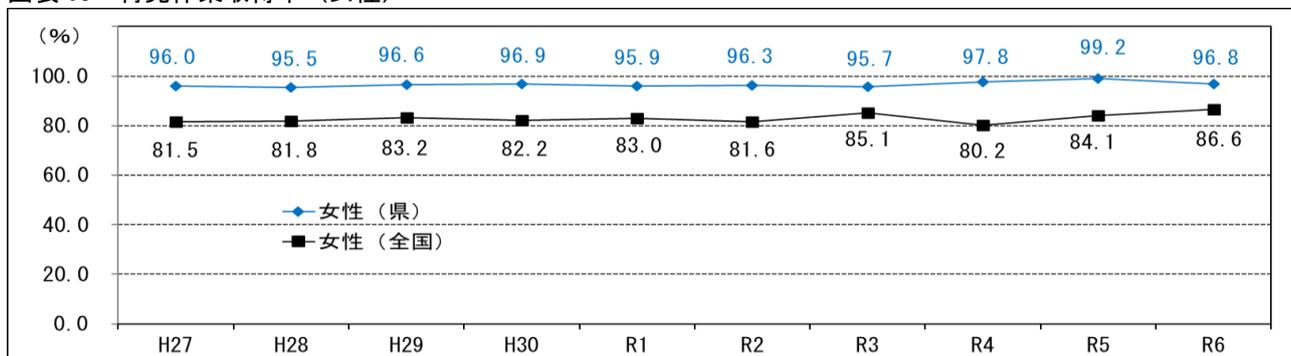
熊本県労働雇用創生課「令和6年度熊本県労働条件等実態調査」

(3) 育児休業

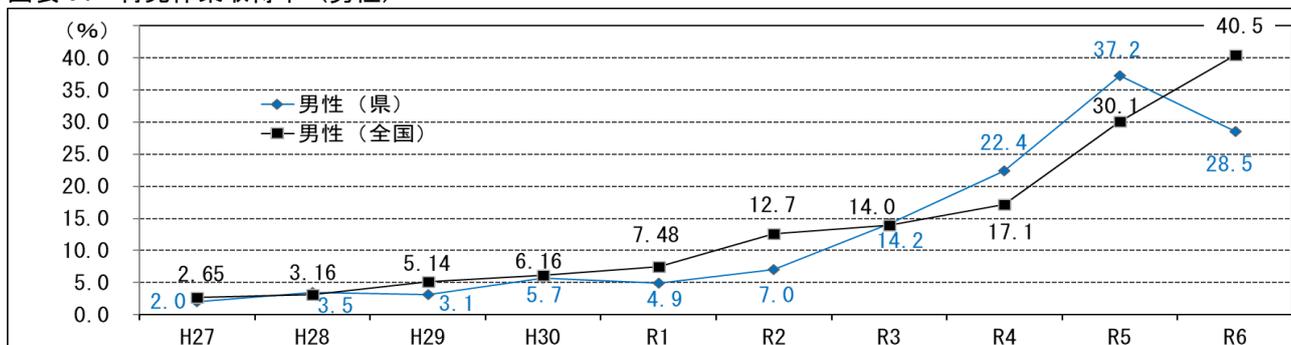
●育児休業取得率は女性が96.8%、男性が28.5%といずれも前年より減少

令和6年(2024年)の本県の育児休業取得率は、女性は前年より2.4ポイント減で96.8%となったが、継続して高い数値を保っている。男性は28.5%と前年より8.7ポイント減少し、全国平均を下回った。(図表63・64)。

図表63 育児休業取得率(女性)



図表64 育児休業取得率(男性)



全国：厚生労働省「令和6年度雇用均等基本調査」

熊本県：熊本県労働雇用創生課「令和6年度熊本県労働条件等実態調査」

(4) 子育て支援

●子育て支援に関するさらなるサービスの充実が必要である

通常保育定員数は減少傾向にある中、令和7年(2025年)4月1日現在の保育所等利用待機児童数は昨年度と同様で4名である。

また、男女がともに働き続けるために必要となる放課後児童クラブ実施箇所数は増加傾向にあり、今後も継続して子育て支援に関する様々なサービスの充実を図ることが重要である(図表65)。

図表65 子育て支援に関する主な指標(熊本市も含む) (各年4月1日現在)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
保育所等利用待機児童数	233	275	182	178	70	8	9	15	4	4
通常保育定員数	61,524	62,184	63,767	64,750	63,134	62,192	61,323	60,841	60,050	59,164
延長保育事業実施箇所数	556	497	592	591	568	572	497	576	592	592
ファミリーサポートセンター実施箇所数	29	29	29	29	29	29	29	29	28	28
病児・病後児保育事業実施箇所数	32	34	34	34	34	34	35	35	35	36
放課後児童クラブ実施箇所数	414	434	451	488	505	525	532	549	566※	580※

※支援の単位数

熊本県子ども未来課調べ

IV 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会づくりを着実に進展させるためには、住民に一番身近で重要な役割を果たす市町村と県が連携体制を強化し、各種施策に取り組んでいく必要がある。

また、行政間の連携だけではなく、男女共同参画社会の実現に向けて自主的に活動を展開している各種団体を支援し、連携・協働を進めていく必要がある。

ここでは、市町村や県民、NPO等の団体との協働による取組状況などについてみていく。

ポイント

- 1 男女共同参画計画の策定状況は2.2ポイント増の91.1%となった。
- 2 男女共同参画推進団体数は40団体である。

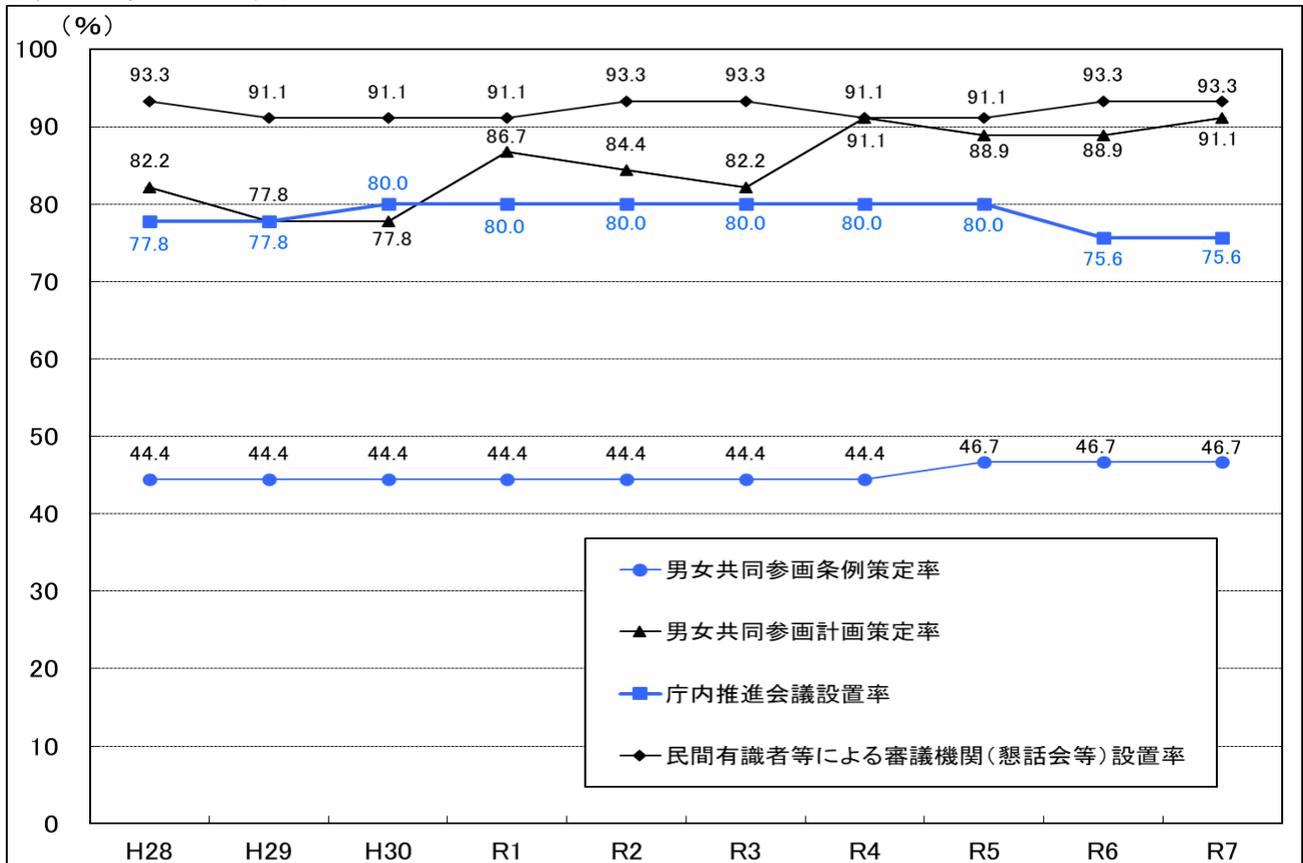
1 市町村の取組状況

(1) 推進体制の整備状況

令和7年度の県内45市町村における男女共同参画社会の推進体制の進捗状況は、次のとおりとなっている（図表66）。

- ・ 条例制定率 46.7% (21市町村制定)
- ・ 男女共同参画計画策定率 91.1% (41市町村策定)
- ・ 庁内推進会議設置率 75.6% (34市町村設置)
- ・ 民間有識者による審議機関（懇話会等）設置率 93.3% (42市町村設置)

図表66 市町村の取組状況



熊本県男女参画・協働推進課調べ

(2) 男女共同参画宣言

男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く醸成することを目的として、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりへの取組を行うことを宣言した都市（男女共同参画宣言都市）は、次の11市町となっている（図表67）。

図表67 熊本県の男女共同参画宣言都市（令和7年4月1日現在）

宣言年度	宣言日	市町村名	備考
H7	—	旧八代市	合併前に宣言
H15	—	旧菊池市	合併前に宣言
H16	H17.1.29	荒尾市	
H17	H17.11.20	水俣市	
H18	H19.2.17	天草市	
H19	H19.11.21	宇城市	
	H20.1.26	合志市	
H20	H21.1.24	上天草市	
H21	H21.6.19	八代市	
	H21.9.15	益城町	
H22	H22.11.20	菊池市	
	H23.2.6	大津町	
H23	H24.1.28	菊陽町	

2 県民、NPO等との協働による取組状況

(1) 男女共同参画推進団体数

●推進団体数は40団体

本県では、誰もがその個性と能力を發揮できる住みやすい熊本づくりのため、男女共同参画をはじめとするダイバーシティ（多様性）を推進する取組を行っている。

「男女共同参画推進団体」はその趣旨に賛同し、男女共同参画をはじめとするダイバーシティへの意識をもって活動する団体であり、令和7年(2025年)12月11日現在で40団体を登録している。

第2章

熊本県が実施した男女共同参画施策の実施状況 〔令和6年度（2024年度）〕

I 施策評価について	40
II 重点目標別施策の実施状況	
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	45
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	53
3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	61
4 推進体制の整備・強化	66

I 施策評価について

1 位置づけ

熊本県男女共同参画推進条例第24条の規定に基づき、「第5次熊本県男女共同参画計画」（計画期間：R3年度～R7年度）の体系（P4参照）に沿って評価を行った。

2 評価の対象

評価の対象は、第5次熊本県男女共同参画計画を実効性のあるアクションプランとするため、重点目標毎に設定した「成果目標」の32項目35指標とし、その進捗状況を取りまとめ、評価を行った。また、「参考指標」26指標については、男女共同参画社会づくりを推進するにあたって、その推移をフォローアップするデータとして並べて掲載した。

<成果目標及び参考指標の内訳>

重点目標	指標数		
	成果目標 (評価の対象)	参考指標 (評価せず)	合計
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	21	10	31
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	3	10	13
3 男女共同参画者社会実現のための意識改革・就業環境の充実	8	6	14
4 推進体制の整備・強化	3	0	3
合計	35	26	61

3 評価の基準

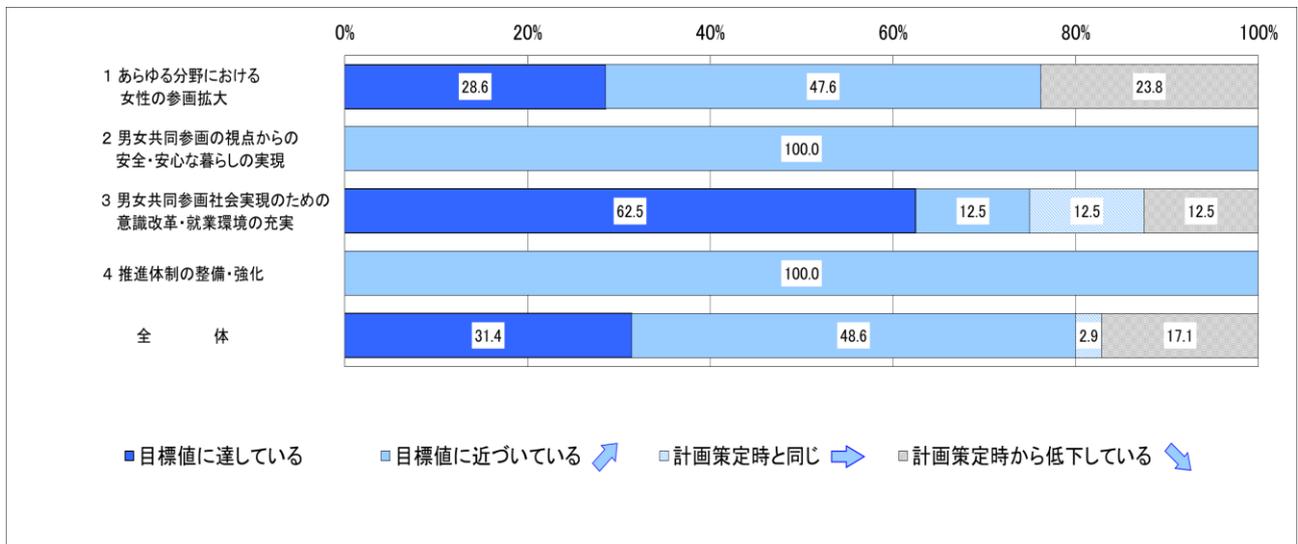
評価は、計画策定時の値と比べて、令和6年度（2024年度）の実績値が目標値に近づいているか否かを「指標の動向」欄に矢印で表し、評価した。

【 評価の基準 】	
令和6年度（2024年度）の実績値が	【指標の動向の表示】
■目標値に達しているもの	
■計画策定時の値に比べて目標値に近づいているもの	
■計画策定時の値と同じであるもの	
■計画策定時の値よりも低下しているもの	
■令和6年度は実績値の測定が行われなかったもの（実績値なし）	

4 評価結果の概要

令和6年度の成果目標の評価について、とりまとめた結果は次のとおりである。

重点目標	評価					合計
	★ 目標値に達している	↗ 目標値に近づいている	→ 計画策定時と同じ	↘ 計画策定時から低下している	— 実績値なし	
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	6	10	0	5	0	21
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	0	3	0	0	0	3
3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	5	1	1	1	0	8
4 推進体制の整備・強化	0	3	0	0	0	3
合計	11 (31.4%)	17 (48.6%)	1 (2.9%)	6 (17.1%)	0 (0.0%)	35



5 重点目標ごとの指標の状況

① あらゆる分野における女性の参画拡大

《成果目標》

指標	計画策定時の値	R7年度目標	R6年度実績	指標の動向	担当課
県の審議会等における女性委員の登用率	38.9%	40%	40.0%	★	男女参画・協働推進課
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	22.1%	30%	25.8%	↗	男女参画・協働推進課
県知事部局における役付職員(係長級以上)全体に占める女性の割合	23.4%	28%	27.3%	↗	人事課
県知事部局における役付職員(課長級以上)全体に占める女性の割合	11.3%	14%	14.9%	★	人事課
市町村における女性役付職員(係長級以上)の割合	27.0%	30%	28.7%	↗	男女参画・協働推進課
市町村における女性役付職員(課長級以上)の割合	12.1%	14%	15.4%	★	男女参画・協働推進課
教職員における管理職(校長、副校長及び教頭)に占める女性の割合 ※小学校に義務教育学校の前期課程、中学校に義務教育学校の後期課程を含む	小学校 19.8%	全国平均をめざす ※(参考)R6平均 30.7%	24.8%	↗	学校人事課
	中学校 8.6%	全国平均をめざす ※(参考)R6平均 16.4%	8.8%	↗	
	高校等 11.0%	15%	21.5%	★	
県内事業所における管理職(係長相当職以上)に占める女性の割合	26.6%	30%	23.4%	↘	男女参画・協働推進課
県内事業所における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	19.1%	22%	20.2%	↗	男女参画・協働推進課
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む県内事業所の割合	45.1%	50%	46.9%	↗	男女参画・協働推進課
女性の社会参画加速化自主宣言または女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を行った事業所・団体等の数	336事業所・団体等	500事業所・団体等	848事業所・団体等	★	男女参画・協働推進課
女性経営参画塾修了生による女性ネットワークへの参加者数	145人	200人	199人	↗	男女参画・協働推進課
農業協同組合理事に占める女性の割合	9.4%	15%	9.3%	↘	団体支援課
女性委員が登用されていない農業委員会数	3組織	0	4組織	↘	農村計画課
家族経営協定締結農家数	3,891戸	4,300戸	3,578戸	↘	担い手支援課
認定農業者に占める女性認定農業者の割合	12.9%	20%	14.7% (R5)	↗	担い手支援課
自治会長に占める女性の割合	3.0%	5%	3.8%	↗	男女参画・協働推進課
公立小・中・高等学校PTA会長に占める女性の割合	11.0%	15%	18.5%	★	社会教育課
男女共同参画社会づくり地域リーダー研修修了生のうち地域で活動している人の割合 ※研修後5年以内の人を対象とする	85.7%	90%	80.0%	↘	男女参画・協働推進課

《参考指標》

指標	計画策定時の値	R6年度実績	担当課
地方議会における女性議員の割合	県議会議員 4.1%	10.6%	男女参画・協働推進課
	市議会議員 9.7%	12.1%	
	町村議会議員 9.6%	11.1%	
県の新規採用職員に占める女性の割合(知事部局)	38.5% (R2.4.1現在)	36.4% (R7.4.1現在)	人事課
全警察官に占める女性警察官の割合	8.9% (R2.4.1現在)	11.5% (R7.4.1現在)	警察本部警務課
県内企業における所定内賃金の男女格差指数	77.1%	76.9%	男女参画・協働推進課
男女別平均勤続年数の男女差	男性 12.6年 女性 10.0年 (男女差 2.6年)	13.1年 10.5年 (男女差2.6年)	男女参画・協働推進課
熊本県における女性の労働力率	(H27:18位) 50.8%	(R2:17位) 53.7%	男女参画・協働推進課
農業委員に占める女性委員の割合	14.8%	16.0%	農村計画課
森林組合理事に占める女性の割合	1.1%	2.4%	団体支援課

② 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

《成果目標》

指標	計画策定時の値	R7年度目標	R6年度実績	指標の動向	担当課
全高等学校、特別支援学校及び高等専門学校におけるDV未然防止教育事業実施校の割合	84.9% (90/106校)	100%	88.0% (96/109校)		子ども家庭福祉課
妊娠満11週以内の妊娠届出率	(H30) 93.5%	100%	94.8% (R5)		子ども未来課
消防団員における女性の割合	2.4%	5%	3.8% (R7.4.1現在)		消防保安課

《参考指標》

指標	計画策定時の値	R6年度実績	担当課
DVIに関する相談機関の認知状況(「1つも知らない」人の割合)	(R1) 18.3%	11.4%	男女参画・協働推進課
配偶者等からDV被害を受けたことのある女性の割合	(R1) 18.5%	21.0%	男女参画・協働推進課
DV防止法に基づく一時保護件数	43件	17件	子ども家庭福祉課
熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数	4,652件	3,865件	男女参画・協働推進課 子ども家庭福祉課
国(熊本労働局)及び県の相談窓口におけるハラスメント相談件数	48件	166件	労働雇用創生課
乳がん・子宮頸がん検診受診率	乳がん検診 (R1) 51.9%	(R4) 51.4%	健康づくり推進課
	子宮頸がん検診 (R1) 48.3%	(R4) 47.5%	
人工妊娠中絶実施率(15~49歳の女子人口千対)	(H30) 8.8%	(R5) 7.4%	子ども未来課
県母子家庭等就業・自立支援センターが開催する就業支援講習会の受講者数(熊本市除く)	68人	36人	子ども家庭福祉課
障がい者の法定雇用率を達成している民間企業の割合	56.9%	53.1%	男女参画・協働推進課

③ 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実

《成果目標》

指標	計画策定時の値	R7年度目標	R6年度実績	指標の動向	担当課
固定的性別役割分担意識に同感しない県民の割合	79.1%	80%	84.0% (R7)	★	男女参画・協働推進課
男女共同参画の視点を取り入れたを校内研修を実施した学校(公立小・中・高校)の割合	小中学校及び義務教育学校 99.2% (熊本市含む 99.4%)	100%	100% (熊本市含む)	★	男女参画・協働推進課 義務教育課
	高校 96.6%	100%	100%	★	高校教育課
県内事業所における男性の育児休業取得率	4.9%	13%	28.5%	★	男女参画・協働推進課
県内のよかボス企業登録事業所数	528事業所	700事業所	1,066事業所	★	子ども未来課
保育所等利用待機児童数	70人	0人	4人	➡	子ども未来課
病児・病後児保育事業実施市町村数	35市町村	42市町村	35市町村	➡	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	29市町村	31市町村	28市町村	➡	子ども未来課

《参考指標》

指標	計画策定時の値	R6年度実績	担当課
熊本県における男女の地位の平等感で「男性が優遇されている」と感じる人の割合	58.8%	60.2%	男女参画・協働推進課
「男女共同参画社会」という用語の認知度	50.6%	55.0%	男女参画・協働推進課
年間総実労働時間数(一般労働者)	1,794時間	1,726時間	男女参画・協働推進課
県内事業所における年次有給休暇取得率	46.2%	62.2%	労働雇用創生課
次世代認定マーク(くるみん)取得企業(団体)数	21企業(団体)	35企業(団体)	男女参画・協働推進課
県内のプライト企業登録事業所数	326事業所	510事業所	労働雇用創生課

④ 推進体制の整備・強化

《成果目標》

指標	計画策定時の値	R7年度目標	R6年度実績	指標の動向	担当課
男女共同参画計画の策定を行っている市町村の割合	84.4%	100%	91.1%	➡	男女参画・協働推進課
男女共同参画計画の進捗管理を行っている市町村の割合	60.5%	100%	66.7%	➡	男女参画・協働推進課
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	73.3%	100%	86.7%	➡	男女参画・協働推進課

II 重点目標別施策の実施状況

1 あらゆる分野における女性の参画拡大

総括

男女共同参画社会を実現するためには、これまで男性中心になりがちだった政策・方針決定過程の場に女性の参画が進むことが重要である。

県の審議会等の委員の女性登用率については、令和6年度(2024年度)は前年度より0.4ポイント上がり40.0%となっており、計画目標の40%を達成した。一方、市町村では令和6年度(2024年度)は25.8%と前年度から0.7ポイント上がったが、計画目標の30%の達成に向け一層の促進を図る必要がある。

県内事業所における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合は、20.2%で前年の21.8%から1.6ポイント減少した。女性の割合を高めていくためには、性別にとらわれない人材の育成・登用の推進や仕事と家庭の両立支援など、雇用の場における男女共同参画の取組を強化する必要がある。

令和7年(2025年)4月時点の地域における女性の参画状況をみると、PTA会長に占める女性の割合は18.5%と計画目標値の15.0%に達しているが、自治会長に占める女性の割合は3.8%と低い状態で推移しており、引き続き地域における男女共同参画の推進を図る必要がある。

令和6年度取組成果、課題・今後の取組

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
● 政治分野への女性議員の増加の必要性和意義の理解の促進	くまもと県民交流館パレア男女共同参画センターが実施する県民向け啓発セミナーを通じて、政治分野における男女共同参画の必要性について啓発を行った。	くまもと県民交流館パレア男女共同参画センター及び推進団体との連携を図りながら、男女共同参画に関する普及啓発を行う。	男女参画・協働推進課
● 各種審議会等への女性委員の登用促進	① 県庁各課への働きかけや登用率向上に関する協議を行い、第5次熊本県男女共同参画計画目標である40%を達成した。	各種審議会等委員への女性登用率の40%を維持、向上することに加え、40%未満の審議会等数の減少に向けて、更なる取組を行う。	男女参画・協働推進課
	② 様々な分野で活動している女性人材の情報の登録・管理を行うとともに、県庁各課や市町村等へ情報提供を行い女性の登用支援を行った。	新たな人材登録を働きかけ、女性人材バンク登録者数の増加を図る。	男女参画・協働推進課
● 女性行政職員の育成と登用	① 県職員採用ホームページ及び採用案内パンフレットに女性職員の働く様子や子育ての体験談を掲載するほか、就職説明会やSNS等において、子育て支援制度や働きやすい職場環境の紹介を行った。	子育て支援制度や働きやすい職場環境を紹介するとともに、県庁の仕事のやりがいや魅力を発信する取組を継続して行う。	人事課、人事委員会事務局公務員課

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
● 女性行政職員の育成と登用	②女性役付職員等の割合が増加した。 (令和7年4月1日現在：知事部局) 管理職 14.9% (令和6年4月1日現在：14.6%) 役付職員 27.3% (令和6年4月1日現在：26.0%)	女性職員の能力開発や意欲向上を図る取組を推進するとともに、適材適所の配置により、更なる登用や職域の拡大を図る。	人事課
	③国、市町村、大学院等への派遣を行った。 (令和7年4月1日現在：知事部局) 国4名、他県1名、市町村6名、他3名		
● 女性教職員の育成等による管理職登用	校長会等を通して、女性管理職の積極的な人材育成を行っており、特に教務主任や研究主任、生徒指導主事などの職位を経験させ、校務運営を組織的にとらえる視点を育てることに努めた。その結果、県立学校では、女性管理職の登用率向上につながった。また、市町村立学校においては、学校における主任・主事や教育委員会事務局などにおける指導主事登用に加え、参加者の半数が女性である中堅教員研修会を実施した。管理職の業務効率化については、教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、教頭の学校マネジメント等を支援する人材を配置した。 ・小学校 24.8% ・中学校 8.8% ・高校等 21.5%	女性管理職の登用率が全国平均を下回っていることを受け、女性教諭については、今後も引き続き学校における主任・主事や教育委員会事務局等の指導主事登用などを通して、管理職への意識付けを図るよう努めるとともに、女性教諭の中堅教員研修会への参加を呼びかけ、管理職としての意識高揚を図る。 併せて、女性教諭が管理職をめざすよう、研修会において学校マネジメント講話等を取り入れて更なる意識高揚を図るとともに、支援員などの外部人材を活用して、文書作成・処理業務の軽減及び校務の見直しなどにより管理職の多忙感の解消などの環境を整備しながら、女性管理職の積極的な登用を図っていく。	学校人事課
● 女性の社会参画加速化会議や経済団体と連携した女性の登用	①企業等における女性の社会参画の加速化を推進するため、企業・団体等が自ら具体的な目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」の募集を行い、新たに13企業・団体が宣言を行った。 宣言企業・団体数 (R7.3.31現在)：160	女性活躍の推進について事業者の理解と取組を進めるため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。	男女参画・協働推進課
	②女性が働きやすい環境の整備や、企業における意思決定の場への女性の参画の促進のため、県内の経営者及び人事・労務担当者等を対象に、基調講演及び県内企業の女性活躍に関する事例発表を行った。	引き続き企業等の具体的な取組、成果の共有や、個々の企業等の状況の把握及びそれぞれの課題に応じた助言、提案等を行う事業を実施する。	男女参画・協働推進課
● 女性経営参画塾等を通じた女性人材の育成	将来的な役員候補である女性管理職を対象に、経営参画に必要な知識や心構えなどの習得を図る女性経営参画塾を実施した。	役員など経営層への女性の経営参画は未だ少ない現状にあるため、引き続き女性経営参画塾を実施する。	男女参画・協働推進課

(2) 就業や雇用分野における男女共同参画の推進

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●女性の参画が少ない業種での活躍促進	①県内建設業に従事する女性により組織されたくまもと建麗会が行う講演会や研修会、活動周知に要する費用に対して補助を実施し、女性同士のネットワークづくりを推進した（熊本県建設産業入職支援事業費補助金）。 令和5年度実績：補助額 176,288 円 令和6年度実績：補助額 53,500 円	建設業に従事する女性同士のネットワークづくりの更なる推進のため、引き続き関係団体の支援を行っていく。	監理課
	②熊本県運輸事業振興助成補助金等を活用し、女性の人材確保・育成研修を実施したほか、トラックドライバーの確保を目的に協会女性部会と協力し、高校に対し出前授業を実施した。	引き続き、女性の人材確保・育成研修を実施するとともに、ドライバー確保のためハローワークとの連携による就職相談会や新卒者の採用促進に向け高校等への出前講座を実施する。	商工政策課
●キャリア教育を通じた女性の多様な分野への進出	高等学校等進路指導主事連絡協議会はオンライン開催となった。各県立高等学校の進路指導担当者に、就職に関して男女平等な選考ルールについて周知を行った。	就職に関して、面接等における違反質問等の数はゼロではない。教員への男女平等な選考ルールについての知識理解及び生徒の気づく力や適切な対応ができる力の育成に向けた取り組みの周知を継続的に行い、生徒の進路希望の実現に向けた進路指導に取り組む。	高校教育課
●経営者層の意識改革・採用や公平なチャレンジ機会の付与の促進	①働きやすい職場づくり、企業経営者等の意識改革事業を行い、女性の育成・登用に関する経営者等の意識改革、誰もが働きやすい職場づくりの機運醸成に繋がった。また、県民の固定的性別役割分担意識など、アンコンシャス・バイアスの解消と意識改革にも繋がった。	女性の社会参画加速化宣言の周知及び実施の働きかけ、経営者の意識改革や女性のスキルアップに向けた事業等の実施について、加速化会議構成団体と連携して取り組んでいく。	男女参画・協働推進課
	②企業等における女性の社会参画の加速化を推進するため、企業・団体等が自ら具体的目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」の募集を行い、新たに13の企業・団体が宣言を行った。 宣言企業・団体数（R7.3.31現在）：160	女性活躍の推進について事業者の理解と取組を進めるため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。	男女参画・協働推進課
	③男女共同参画社会の形成に関する意識づくりや女性活躍の推進を図る職場や地域での勉強会等に対するアドバイザー派遣を実施した。	女性の活躍を推進する市町村、事業者、団体、NPO、大学等に対し、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣することで、男女共同参画についての理解促進を図る。	男女参画・協働推進課
●企業等への一般事業主行動計画策定義務の周知及び支援等	①産学官の多様なメンバーによる「女性の社会参画加速化会議」の構成団体を通じた一般事業主行動計画策定に関する情報提供を行った。	「女性の社会参画加速化会議」を通じて、引き続き情報提供やアドバイスを行っていく。	男女参画・協働推進課
	②企業等における女性の社会参画の加速化を推進するため、企業・団体等が自ら具体的目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」の募集を行い、新たに13の企業・団体が宣言を行った。 宣言企業・団体数（R7.3.31現在）：160	女性活躍の推進について事業者の理解と取組を進めるため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。	男女参画・協働推進課

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●女性の能力開発の支援	女性の能力活用に取り組む企業等を支援するため、キャリアアップ等を目的としたセミナーを実施する企業へアドバイザーを派遣した。また、女性社員がキャリアを意識し、一貫して挑戦意欲を高めるために、初任～中堅、管理職候補向けのセミナーを実施した。	更に多くの女性のキャリア意識向上を図るために、引き続きアドバイザー派遣やセミナーを実施する。	男女参画・協働推進課
●働く女性のネットワークづくりの支援	女性経営参画塾修了生（199人）によるネットワーク（KUMADONNA）の活動支援を行った。	会則の制定等活動体制も整備されており、引き続き安定した活動が行えるよう支援を行う。	男女参画・協働推進課
●職場におけるハラスメント等の防止に向けた体制整備	①「働きやすい職場づくり応援セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：21回 派遣企業数：16社 参加者：692名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。 ・国の働き方改革の施策について、各関係機関へHPの公開及びチラシ等の配布により周知を行った。	引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	②男女共同参画相談室らいふにおける「セクハラ・ストーカー」に関する相談件数：2件	引き続き相談事業を実施する。	男女参画・協働推進課
	③くまジョブ（県：しごと相談・支援センター）において、労働相談及び各種制度の周知や相談窓口の情報提供を実施した。（相談件数：1,261件）	引き続き、しごと相談支援センターにおいて、社会保険労務士による労働相談及び各種制度の周知を実施していく。	労働雇用創生課
	④県人権センターにおいて人権に関する相談を受け付け、必要に応じて相談者に対する助言、専門的相談窓口の紹介、関係機関への引継ぎを行った（人権相談受付計161件）。	引き続き、県人権センターにおいて人権に関する相談を受け付け、必要に応じて相談者に対する助言、専門的相談窓口の紹介、関係機関への引継ぎを行う。	人権同和政策課

(3) 仕事と生活の調和（両立）のための多様で柔軟な働き方の支援

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
<p>●多様で柔軟な働き方の支援</p>	<p>①国と県が一体的に女性等の就労支援等に取り組む「くまジョブ（県：しごと相談・支援センターや国：マザーズハローワーク熊本）」やジョブカフェくまもと、県内各地域振興局にある「ジョブカフェ・ランチ（地域無料就労相談窓口）」等が連携し、県内一円で就労支援に継続して取り組んだ。</p>	<p>今後も、くまジョブやジョブカフェくまもと、ジョブカフェ・ランチ等が連携し、県内一円で就労支援に取り組んでいく。</p>	<p>労働雇用創生課</p>
	<p>②「働きやすい職場づくり応援セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：21回 派遣企業数：16社 参加者：692名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。</p> <p>国の働き方改革の施策について、各関係機関へHPの公開及びチラシ等の配布により周知を行った。</p> <p>九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップしWLB（ワーク・ライフ・バランス）の促進と見える化を図った。</p>	<p>引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。</p>	<p>労働雇用創生課</p>
	<p>③男女共同参画推進事業者表彰（6事業所）を行った。</p>	<p>引き続き男女共同参画事業者表彰を行い、優れた取組の普及を図る。</p>	<p>男女参画・協働推進課</p>
	<p>④ブライト企業認定制度を通じ、企業に対し多様な働き方の促進を図った。（R6年度認定：新規113社、更新110社）</p>	<p>引き続き、ブライト企業認定を行い、認定企業の優れた取組を広く周知することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進する。</p>	<p>労働雇用創生課</p>
<p>●男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進</p>	<p>①くまもと子育て応援プロジェクトを対面及びYouTubeでのオンライン配信によるハイブリッド形式で開催し、令和7年1月5日までアーカイブ配信を行った。</p> <p>各市町村へパパ手帳を18,000部、孫手帳を12,500部配布し、社会全体で子育てを支えていく意識の啓発を図った。</p> <p>くまもと子育て応援の店の募集、登録の推進を図った（R6新規登録数73件）。</p>	<p>子育てを応援するイベント（くまもと子育て応援プロジェクト）を対面等で開催する。</p> <p>パパ手帳の増刷、配布を行う。</p> <p>くまもと子育て応援の店の周知、募集、ホームページの充実を図る。</p>	<p>子ども未来課</p>

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
<p>● 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進</p>	<p>②「働きやすい職場づくり応援セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：21回 派遣企業数：16社 参加者：692名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。</p> <p>九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップしWLB（ワーク・ライフ・バランス）の促進と見える化を図った。</p>	<p>引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。</p>	<p>労働雇用創生課</p>
	<p>③男性職員の育児休業取得率 58.3%（知事部局等） 男性職員の育児関連休暇取得率 95%（知事部局等）</p>	<p>今後も、職員のライフスタイルに合わせて、職員が希望する制度を利用できるよう、育児関連制度の周知や所属への呼びかけを行うとともに、気運の醸成及び代替職員の確保に努める。</p>	<p>人事課</p>
	<p>④よかボス企業登録事業所数：1,066 事業所（令和7年3月末）</p>	<p>引き続き「よかボス企業」の普及・啓発を進めるとともに、令和7年度に実施する結婚支援の在り方調査の中で「よかボス」の制度についてもよりよいものとなるよう見直しを検討の上、従業員の労働環境や処遇の向上、職場風土・意識の改革につなげていく。</p>	<p>子ども未来課</p>
	<p>⑤ブライト企業認定制度を通じ、企業に対し多様な働き方の促進を図った。 （R6年度認定：新規113社、更新110社）</p>	<p>引き続き、ブライト企業認定を行い、認定企業の優れた取組を広く周知することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進する。</p>	<p>労働雇用創生課</p>
	<p>● 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進</p>	<p>⑥男性教職員の育児に関する休暇・休業取得促進プログラム「ハッピーシェアウィークス」の取組みにより、男性教職員が当たり前に関する休暇・休業を取得することができる育休文化の定着と、全ての職員が「働きがい」と「働きやすさ」を実感できる職場環境づくりを推進した。また、育休を取得した男性教諭の話や手当等をまとめた「男性の育児休業体験談集」を発行するなど、育児休業への理解が深まるよう啓発した。</p>	<p>近年、教員不足の問題が深刻化しており、育児休業等の代替者の確保が厳しい状況にあるため、退職教員の任用や免許所有者の積極的な任用など引き続き人材確保に努めていく。さらに、育児休業等を取得した職員の業務を応援した職員にも手当を加算するなど、サポートする職員の業務遂行意欲の向上を進める。</p>
<p>⑦男女共同参画推進事業者表彰（6事業所）を行った。</p>		<p>引き続き男女共同参画事業者表彰を行い、優れた取組の普及を図る。</p>	<p>男女参画・協働推進課</p>

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●女性の活躍促進のための多様な働き方の支援	①「働きやすい職場づくり応援セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：21回 派遣企業数：16社 参加者：692名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。 九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップしWLB（ワーク・ライフ・バランス）の促進と見える化を図った。	引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	②ブライト企業認定制度を通じ、企業に対し多様な働き方の促進を図った。（R6年度認定：新規113社、更新110社）	引き続き、ブライト企業認定を行い、認定企業の優れた取組を広く周知することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進する。	労働雇用創生課

（4）農林水産業における男女共同参画の推進

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●農林水産業における意思決定への女性の参画拡大	①（一社）熊本県農業会議が主催する農業委員会委員改選に関する説明会で女性委員を積極的に登用するよう依頼した。併せて、女性委員登用促進に向けた全国の優良取組事例を配布した。 また、令和6年度中に改選を迎える農業委員会へ積極的に女性委員を登用するよう依頼文書を発出した。	引き続き各農業委員会に対し、積極的な女性登用を働きかけるとともに、（一社）熊本県農業会議やくまもと農業委員会女性委員の会を通じ、女性農業委員への積極的な推薦を働きかける。 令和7年度中に農業委員の改選を迎える農業委員会へ女性委員を積極的に登用するよう働きかけを行い、女性委員の確保・拡大に取組を行う。	農村計画課
	②全ての農協、漁協、森林組合に対してヒアリングや巡回指導の機会を利用して、女性参画の必要性について啓発を図った。 特に次年度に理事の改選がある農協、漁協、森林組合には、理事への選任等を働きかけるよう指導・助言を行った。	農林漁業団体における女性役員の登用については、選任や選挙等制度上の要件もあることから、一気に目標達成することは難しい。特に、森林組合においては、森林所有者が組合員となるため、女性組合員の割合が低いことや、進行する地域の高齢化と人口減少により女性役員の登用は、依然として低い状況にある。 今後とも、継続的に役員研修等を通じて意識啓発を行い、女性参画の促進を図る。	団体支援課
●経営への女性の主体的な参画、起業化の推進	①農業女性アドバイザーや共同申請推進員による家族経営協定推進活動を支援した。 女性農業経営者の就農年数に合わせた研修会を実施し、経営の課題解決や経営発展を支援した。	農業女性アドバイザーや共同申請推進員による家族経営協定推進活動を支援する。 女性農業経営者向けの研修会を実施し、経営の課題解決や経営発展支援、事業活用時のメリット等を周知していく。	担い手支援課

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●経営への女性の主体的な参画、起業化の推進	②制度資金活用に伴う経営改善相談への夫婦での参加について、漁協等を通じて漁業者へ周知。令和6年度は、制度資金の活用実績はなかった。	今後も周知を行い、経営改善相談等に夫婦が同席することにより、夫婦による健全な漁家経営が可能となるよう指導を行う。 また、安定した漁家経営や漁村地域の活性化に向けた取組を推進するため、漁協女性部が6次産業化等に意欲的に取り組めるよう、情報提供や活動支援等を行う。	水産振興課
	③女性が地域のリーダーや経営者となって活躍していることから、協同農業普及事業における普及指導協力委員への女性の委嘱を推進するとともに、女性指導農業者の研修会を開催し（R6.11.14）、活動を充実させた。 女性の登録人数は119名（R7.4時点）。	広域本部（地域振興局）農業普及・振興課を通じて市町村に対し女性の普及指導協力委員の積極的な推薦を依頼し、女性の委嘱を推進する。	農業技術課
	④女性林業担い手研修会を実施した（出席者13人）。 林研センターだより No. 96 にて女性担い手活動を紹介した。	今後も、地域のリーダーとなるような人材の育成、グループ活動等を通じた経済的自立支援等につながるような研修を継続していく。	林業振興課

（5）地域社会における男女共同参画の推進

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●地域の女性リーダーの活躍	①地域において様々な分野で活動している女性人材の情報の登録・管理を行うとともに、市町村へ情報提供し女性の登用支援を行った。また、県内市町村、推進員を対象に地域の女性活躍推進に関する勉強会や研修を行った。	新たな人材へ登録を働きかけ、女性人材バンクの登録者数の増加を図る。 また、各種会議や地域連絡等で情報提供を行い、市町村における女性登用を促進する。	男女参画・協働推進課
	②PTAリーダー研修において、PTA活動における男女共同参画の必要性について啓発を行った。（出席者29名）	PTAが参加する研修会等で、男女共同参画の必要性について、今後も啓発を継続していく。	社会教育課
●男女共同参画や地域づくりのリーダー育成	①各地域ブロックの自主的な取組強化や自立した運営のため、女性を含む各地域のリーダー等で構成される会議を開催した。（総会1回、役員会1回） 地域づくり団体に専門的知見を有したプロデューサー人材を派遣し、人材育成や資金調達、担い手確保等の課題に対する助言を実施した。（3団体を支援）	活発な地域づくり活動の実現のため、女性の参画拡大や若手の人材育成を促進する。	地域振興課
	②男女共同参画社会づくりを進めるため、地域ネットワークの核となる「熊本県男女共同参画推進員（30名）」を対象とした研修会（9月）を行った。	男女共同参画社会づくりにおいて、引き続き、地域リーダーとなる人材・育成につながるよう、研修内容の充実を図る。また、新たな熊本県男女共同参画推進員への登用を働きかける。	男女参画・協働推進課

2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

総括

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、性犯罪など女性に対する暴力や人権侵害の根絶に向け、県民に対する啓発を行うとともに、被害者からの相談対応、一時保護、自立支援等の充実に努めている。

県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は3,865件となり、昨年より591件減少した。

DVや性暴力等の被害者も加害者も出さないようにするため、県内各地域における相談窓口の周知を徹底するとともに、適切な対応ができるよう、関係機関の一層の連携強化が求められる。

令和7年(2025年)4月時点の消防団員における女性の割合は3.8%と低い状況にあることから、地域防災への女性の参画を一層促進していく必要がある。

令和6年度取組成果、課題・今後の取組

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●女性に対する暴力への対応	①事案の危険性・切迫性を正確に評価するとともに、被害者の保護対策、加害者に対する指導・警告及び検挙等の措置を迅速かつ的確に実施したほか、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを推進した。	警察本部と警察署が緊密に連携し、事案の認知段階から危険性・切迫性を正確に評価し、被害者の保護対策、加害者に対する指導・警告及び検挙等の措置を迅速かつ的確に実施するほか、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを推進し、被害者の安全を確保する。	警察本部 人身安全対策課
	②DV未然防止教育講演を県内高等学校等19校で実施し、2,603人の生徒が受講した。 教職員に対するDV未然防止教育講演会(3回・78人)を実施した。	高等学校等におけるDV未然防止教育講演実施校の割合100%をめざし、未実施校へは実施の働きかけを行っていく。また、中学校においても全地域振興局単位での実施に取り組む。	子ども家庭福祉課
●被害者への支援	①女性相談センター相談件数：2,591件	引き続き相談窓口の周知や研修の充実に図る。	子ども家庭福祉課
	②男女共同参画相談室らいふにおけるDVに関する相談件数：17件	引き続き相談事業を実施する。	男女参画・協働推進課
	③くまもと被害者支援センター(ゆあさいどくまもと)において電話・メール相談への24時間対応、病院付添い等の直接的支援活動、弁護士や臨床心理士と連携した専門相談など、性暴力被害者のニーズに応じた各種支援を実施した(相談件数：1,712件、直接的支援活動：295件、専門相談：59件)。	あらゆる機会を捉えた効果的な広報活動を展開し、「ゆあさいどくまもと」の更なる周知を図る。また、ワンストップ支援事業の協力病院の拡充や児童相談所、女性センター等の関係機関との連携により、性犯罪被害の潜在化を防ぎ、性犯罪被害者が必要な支援を受けられる体制を整備拡充する。	警察本部 広報県民課
	④性被害相談電話について県民へ周知するとともに、相談者のニーズに応じたきめ細やかな対応により、性犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図った。	引き続き、性被害相談電話について、県警ホームページなどを活用し、周知を図る。また、相談者のニーズに即したきめ細やかな対応により、性犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図りつつ、被害の潜在化防止の取組を推進する。	警察本部 捜査第一課

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●被害者への支援	⑤各警察署の被害者支援要員に対し、カウンセリング費用をはじめとする公費負担制度など、各種犯罪被害者等支援制度に関する指導・教養を実施するとともに、公費支出や犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供などの各種制度の積極的な運用により、性犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。	性犯罪被害者等の支援に従事する職員に対し、公費負担制度に関する指導・教養を継続する。また、性犯罪被害者に対する公費負担制度についての適切な説明や公費支出を行うことで、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図る。	警察本部 広報県民課
	⑥性犯罪捜査用ダミー人形4体を新たに警察署等に整備した。また、被害者に係る代替服の整備・提供により、被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。	捜査過程における二次的被害防止のため、性犯罪捜査用ダミー人形、代替服等を計画的に整備する。また、希望する性別の警察官による事情聴取を実施することにより、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図る。	警察本部 捜査第一課
	⑦女性一時保護所入所人数：22件。 民間シェルターを運営する6団体に一時保護事業費の一部を補助した。	引き続き DV 被害者等への安心安全な生活環境の提供を図る。	子ども家庭福祉課
	⑧県営住宅目的外一時入居：4件	今後も、DV 被害者の居住の安定による自立支援を図るため、引き続き事業を実施する。	住宅課
	⑨DV 被害者グループミーティング 参加：2件（実数1人） DV 被害者カウンセリング 来所相談：2件（実数2人） 電話相談：26件 DV 加害者カウンセリング 来所相談：0件（実数0人） 電話相談：1件	DV 被害者グループミーティングは H28 年度後半より参加者が減少したことに伴い、H29 年度より研修の場での広報・周知を行っている。その結果、新たな参加者は増加傾向にあったが、R2 年度以降、コロナ禍の影響もあり、減少。引き続き、周知に努める。 また、DV 被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで、加害者からの相談に応じたカウンセリングも引き続き実施する。	子ども家庭福祉課（精神保健福祉センター）
	⑩児童家庭支援センター事業相談件数：10,860件 児童相談所業務 相談件数：2,739件 子ども・若者総合相談センター相談件数：969件	引き続き相談窓口の周知や支援の充実を図る。	子ども家庭福祉課
●支援体制の充実・強化	①令和6年5月31日に熊本県困難女性等支援調整会議（旧 DV 対策関係機関会議）の本部会議、令和7年2月25日に実務者会議を開催。 関係機関の困難な問題を抱える女性への支援や DV 対策に係る取組状況等を取りまとめ、情報共有や意見交換を行った。 また、各地域振興局において地元自治体のネットワーク会議に参画するなど、各地域における DV の現状や関係者の意見交換等を行った。	会議等を通じて引き続き関係者間で情報共有や意見交換を図る。	子ども家庭福祉課

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●支援体制の充実・強化	②新たに指定した性犯罪指定捜査員のほか、捜査幹部を含めた事件捜査に従事する警察官に対し、性犯罪被害者の心情に配慮した対応要領等の教養を実施するなど、性犯罪被害者の対応に当たる捜査員の実務能力の向上を図った。	引き続き、事件捜査を担当する警察官に対して、各種教養等を実施し、性犯罪被害者の事情聴取等に当たる捜査員の実務能力の向上を図る。	警察本部捜査第一課
	③熊本県女性相談業務初任者研修会をオンライン形式で実施し、女性相談業務に携わる職員等のスキルアップを図った。	増加し複雑化する女性相談に対応するため、継続して業務に携わる職員等のスキルアップを図る。	子ども家庭福祉課
	④男女共同参画相談員を対象とした研修会の開催や、他部局等で開催される相談員等の支援者向け研修会に参加することで、業務に携わる職員のスキルアップを図った。	引き続き相談員を対象とした研修会の開催や、各種関連研修に相談員を派遣することで、業務に携わる職員のスキルアップを図る。	男女参画・協働推進課
●ハラスメントを許さない社会づくり	①「男女共同参画週間」に合わせて、ショッピングモールにおいて街頭キャンペーンを実施した。パネル展示、啓発グッズ、チラシ配布等で周知・啓発を行った。	関係部署、市町村等と連携し普及啓発を行う。	男女参画・協働推進課
	②事業主等研修会及び人権啓発Web講座を実施した。「ハラスメント」「女性の人権」をテーマとした講座を新たに追加し、周知と活用を呼びかけた（視聴回数：ハラスメント3,155回、女性の人権551回）。「人権関係登録講師」を団体や企業、学校等へ11回派遣し、ハラスメント防止をテーマにした研修や学習を支援した（延べ687名参加）。	引き続き、一人一人が大切にされる職場・学校にするために、企業や団体等に対して、「人権関係登録講師」を派遣し、研修支援を行うとともに、Web講座の実施等による啓発を行う。	人権同和政策課
	③「働きやすい職場づくり応援セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：21回 派遣企業数：16社 参加者：692名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。	引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	④くまジョブ（県：しごと相談・支援センター）において、労働相談及び各種制度の周知や相談窓口の情報提供を実施した。（相談件数：1,261件）	引き続き、しごと相談支援センターにおいて、社会保険労務士による労働相談及び各種制度の周知を実施していく。	労働雇用創生課
	⑤ハラスメント相談員（内部・外部）を設置した。所属長向け・内部相談員向けにハラスメント防止研修を実施した。	県庁におけるハラスメントの防止のため、職員に対するハラスメント研修の実施や相談体制を引き続き整備する。	人事課

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●ハラスメントを許さない社会づくり	⑥特定社会保険労務士に委嘱し、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント外部相談員を設置した。管理職を対象とした研修会等において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止について、演習を通じて理解を促す取組を実施した。さらに、校内相談員を対象としたハラスメント防止研修をオンデマンド形式で実施した。	外部相談員が設置されていることを広く周知し、積極的な活用を継続して呼びかける必要がある。セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止については、研修等を通して教職員一人ひとりが自らの言動について振り返るような意識づけを行うとともに、相談体制についても引き続き周知していく。また、熊本県教職員ハラスメント防止指針にしたがって、ハラスメント防止対策に係る研修等を実施し、ハラスメントのない職場づくりを進める。	学校人事課
	⑦所属長やハラスメント相談員を対象とした部外講師による研修会、世代・階級別の集合教養、教養資料の作成・配布等、ハラスメントの防止に向けた取組を実施した。	ハラスメントの防止に向け、引き続き、職員に対する各種教養を実施するほか、職員が安心して相談しやすい相談環境を整備するため、相談窓口の充実化を図る。	警察本部警務課

(2) 生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭等相談事業における相談件数：3,389件。 母子家庭等就業・自立支援センター事業における相談件数：268件（延べ）。 母子父子寡婦福祉資金貸付金における貸付実績：81,485千円。	ひとり親家庭の安定した生活の実現に向け、県で実施している各種事業の周知強化や拡充等を図るなど、さらに取組を進める必要がある。	子ども家庭福祉課
	②ひとり親家庭等に係る医療費の助成件数：97,343件（延べ）。	制度の利用促進に向け、更なる周知・広報を図る。	子ども家庭福祉課
	③令和6年度35名が経済的な自立を目指し、高等職業訓練促進給付金制度を利用して看護師などの対象資格取得のため、養成機関を受講。 高等職業訓練促進資金貸付事業においては、就職準備金5名、入学準備金5名、住宅支援資金22名が利用。	制度の利用促進に向け、更なる周知・広報を図る。	子ども家庭福祉課
	④令和6年度にひとり親家庭等を対象にした「地域の学習教室」に新たに参加した子どもは85人、新たに開所した教室数は2教室だった。なお、令和6年度に参加した子どもの数は355人、教室数は73教室だった。	最寄りの地域で、できるだけ多くの子どもたちが「地域の学習教室」を利用できるよう、教室未設置の11町村を中心に取組の普及・拡大を図る。	子ども家庭福祉課
●経済的な理由による貧困家庭への支援	①県内全ての市町村に自立相談支援窓口が設置されており、4,064件の新規相談を受け、ニーズに応じ支援プランを策定の上、各事業による個別支援により自立を促進した。	制度の周知を行うとともに、関係機関（福祉、就労、教育、税務、住宅等）が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関に確実につなげていけるよう、連携の強化に取り組む。	社会福祉課
	②生活保護、生活困窮世帯の子どもの問題を早期に把握し、進学、保護者等への生活習慣、不登校等への支援を学習塾形式で行い、293人が利用した。	学習支援に加え、子どもの生活環境・育成環境の改善、高校生世代の中退防止や就労（進路選択）に関する支援を強化する。	社会福祉課

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
<p>●高齢者の自立及び介護等への支援</p>	<p>①在宅の要介護高齢者等の自立の維持や介護者の負担の軽減を図るために行う住宅改造に要する費用を助成する高齢者住宅改造助成事業を以下のとおり実施した。 住宅改造実施件数：41件</p>	<p>市町村や対象となる要介護高齢者だけでなく、市町村と連携しながら機会を捉えて家族や介護支援専門員等への制度の周知を引き続き行う。</p>	<p>認知症施策 ・地域ケア推進課</p>
	<p>②高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことのできる明るい長寿社会の実現をめざして、(一財)熊本さわやか長寿財団が行う以下の事業に対する助成を行った。</p> <p>さわやか大学の開校 (熊本校73人、八代校17人) シルバースポーツ大会 (18種目 1,708人参加) 囲碁将棋大会、作品展 (130人参加、作品展314点)</p>	<p>高齢者の活動の場や機会を創出し、意欲を生かす場を提供することによって、生きがいや健康づくり、社会活動への参画を推進する。</p>	<p>高齢者支援課</p>
	<p>③通いの場に関する広報として、県ホームページ内で作成している「くまもと通いの場」の内容を更新。各市町村の通いの場一覧やオリジナル体操の情報、フレイル予防パンフレットなど掲載し、介護予防の普及啓発を実施した。</p>	<p>住民主体の「通いの場」の普及拡大を支援するなど、フレイル予防の観点を踏まえた地域における介護予防の取組の充実を図る。併せて、地域ケア会議や通いの場へのリハビリテーション専門職の派遣体制の確保を行うとともに、高齢者の自立支援に向けた多職種に対する人材育成の支援を実施する。</p>	<p>認知症施策 ・地域ケア推進課</p>
	<p>④認知症高齢者グループホーム27床整備。小規模多機能型居宅介護事業所6床整備。※繰越分を含む</p>	<p>第9期熊本県介護保険事業支援計画(令和6年度～令和8年度)に基づく施設整備を着実に進めていくとともに、予定される第10期計画(令和9年度～令和11年度)を基に介護サービスの着実な確保に取り組む。特別養護老人ホーム等の老朽化に伴う改築工事により個室・ユニット化を図る。</p>	<p>高齢者支援課</p>
<p>●みんなが安心して暮らせる環境整備</p>	<p>①33市町村で地域活動支援センター機能強化事業を実施した。 相談支援事業は県内45全市町村で実施しており、基幹相談支援センターについては、新たに3市町に設置された。</p>	<p>地域活動支援センター機能強化事業、相談支援事業の実施主体は市町村であるため、引き続き市町村で事業が継続されるよう支援する必要がある。</p> <p>基幹相談支援センターの設置促進やフォローアップの充実に向け、引き続きアドバイザー派遣等の実施を積極的に行う。</p>	<p>障がい者支援課</p>
	<p>②熊本県外国人サポートセンター(令和元年(2019年)9月2日開設)で、外国人が地域で安心して暮らせるように多言語(22言語)での生活相談を行った。(令和6年度相談件数：417件)</p>	<p>引き続きサポートセンターの周知を図るとともに、相談会やSNS等を活用するなど相談体制の充実を図っていく。加えて社会情勢等を捉え、在留外国人に有用と思われる情報の発信を積極的に行う。</p>	<p>国際課</p>

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
<p>●みんなが安心して暮らせる環境整備</p>	<p>③市町村が行う健康診査、健康教育、健康相談等の健康増進事業に対し一部補助を行い、県民の健康増進を図った。 県民の生活習慣を改善し健康寿命を伸ばすことを目的に、YouTube 動画の配信、イベントの開催等により、適度な運動、適切な食生活、健診やがん検診の受診などについての普及啓発を行った。</p>	<p>引き続き市町村の取組みを支援するとともに、様々な広報媒体を活用して、運動、食生活、健診受診等に関する普及啓発を行う。</p>	<p>健康づくり推進課</p>
	<p>④全ての方が安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、犯罪の起きにくいまちづくりに顕著な貢献をされた防犯関係団体の表彰や「くまもと安全安心まちづくり県民大会」を実施した。</p>	<p>防犯意識や自主防犯活動の高まり等により、県内の刑法犯認知件数は減少傾向であったが、令和5年から増加に転じた。令和6年の認知件数は6,722件であり、窃盗や詐欺が増えた。各種広報等により県民への意識啓発を継続していく。</p>	<p>くらしの安全推進課</p>
	<p>⑤事件・事故の発生をはじめとした安全・安心に関する情報について、ゆっぴー安心メール、地域安全ニュース等により、積極的かつタイムリーに発信した。</p>	<p>引き続き、ゆっぴー安心メール等を活用し、安全・安心に関する情報を積極的かつタイムリーに発信していく。</p>	<p>警察本部生活安全企画課</p>
	<p>⑥令和6年中、福祉犯事件118件81人を検挙した。また、SNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起メッセージの送信や、県警公式YouTubeチャンネルを活用した啓発動画の配信等により福祉犯被害対策を推進した。</p>	<p>引き続き、福祉犯事件の取締りを徹底するとともに、サイバーパトロール等を活用したSNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起、教育機関等と連携した広報啓発活動等を実施し、福祉犯被害対策を推進する。</p>	<p>警察本部生活安全企画課</p>
	<p>⑦性的指向・性自認に関する人権に係る県職員研修会を実施した。 熊本県人権教育・啓発推進本部幹事会において講演会を実施した。 人権情報誌「ココロ通信」において性的指向・性自認に関する記事の掲載、パネル展において性的指向・性自認に関するテーマでの展示をし、啓発を行った。 「性的指向・性自認に関する人権」をテーマとした人権啓発Web講座を2本開講し、講座の周知を行った(視聴回数453回)。 「県登録講師」を団体や企業、学校等へ5回派遣し、性的指向・性自認をテーマにした研修や学習を支援した(延べ1,780名参加)。</p>	<p>「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」と、同法の中において、国が策定するとされた基本計画の内容を見極めつつ、性の多様性の正しい理解を深めるため、県民への啓発や研修に取り組む。</p>	<p>人権同和政策課</p>

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●ライフステージに応じた健康支援	①男女共同参画相談室らいふにおける「こころとからだ」に関する相談件数:24件。	継続して相談事業を実施する。	男女参画・協働推進課
	②ホームページやチラシ、新聞、YouTube等のSNSなど、様々な媒体でがん検診受診啓発を実施。また、受診率向上に向けた取組みの推進を目的に、市町村を対象に研修会を実施した。	がんの早期発見のために、今後も継続的に若い女性や働く世代など、受診率の低い世代に訴求するがん検診受診に関する普及啓発や市町村への支援を行い、受診率の向上を図る。	健康づくり推進課
	③HIV検査普及週間・世界エイズデーにあわせたSNS広告やポスター等の掲示、各保健所での啓発活動（パンフレットの配布・相談対応等）により、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行った。	令和6年の梅毒の報告数は233件で、平成29年に急増して以降、報告数が多い状況が続いており、特に女性では20代が多い。感染予防や早期発見の重要性について今後も継続して周知が必要である。 引き続き、エイズ・性感染症の検査・相談の周知やHIV検査普及週間・世界エイズデーにあわせた検査体制の拡充、保健所による啓発活動等の取組を行っていく。	健康危機管理課
	④県内26高等学校で思春期保健教育講演会を実施し8,555人が参加した。 県内全ての高等学校に思春期相談窓口の啓発カードを配布した。	高校生を対象とした講演会を実施し、性と生に関する正しい知識の普及を行うとともに、思春期相談窓口の周知・啓発を行っていく。	子ども未来課
	⑤健康教育担当者研修会において、性に関する指導について行政説明や研究協議を行い、性教育の充実を図る取組を行った。オンライン等を活用し、性に関する指導講演会が実施されるなど、各学校において工夫しながら性に関する教育の推進が図られた。	学習指導要領の内容に即して児童生徒の発達段階に応じた集団指導に加え、児童生徒が抱える性に関する諸問題及び問題行動に個別対応する能力の向上を図る必要がある。性に関する諸問題が複雑・多様化する昨今の現状を鑑み、産婦人科医や助産師等を外部講師として活用し、正しい知識に基づいた、適切な意思決定・行動選択ができる能力の醸成を図る必要がある。なお、令和7年度健康教育担当者研修会において、性に関する指導についての研修会を実施し、性に関する指導の充実に向けて県全体として努める。	体育保健課
●妊娠・出産等に関する健康支援	不妊で悩む方への電話・来所相談、情報提供を行った(電話相談80件、来所相談0件) 少子化対策総合交付金事業のメニュー事業のひとつとして一般不妊治療費に関する市町村助成を開始し、44市町村へ助成を行った。	不妊で悩む方への相談については、相談がしやすいSNS等を活用した相談体制を構築する。 不妊治療費に関する市町村への助成制度については、経済的負担が大きい先進医療費への助成を拡充していく。	子ども未来課

(3) 男女共同参画の視点からの防災・復興の推進

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
<p>●防災・復興の各段階における男女共同参画の取組推進</p>	<p>①要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえた防災に関する啓発（防災ハンドブックや地域防災活動支援プログラム配布等）を実施した。 また、地域防災リーダー養成講座「火の国ぼうさい塾」では、会場に託児所を設置し、子育て中の方にも受講いただける環境を整備した。</p>	<p>防災計画上、男女共同参画の視点が必要とされる取組みについて、今後も継続的に実施する。</p>	<p>危機管理防災課</p>
	<p>②消防団 PR 動画写真コンテストの実施、地域防災力充実強化大会 in 熊本 2025 の開催、県政広報ラジオ等により女性消防団員の加入促進を図った。</p>	<p>消防団員における女性の割合は、5%を達成していないことから、更なる加入促進に向けた取組みを推進する。</p>	<p>消防保安課</p>

3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実

総括

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解することが重要である。

県が実施した県民アンケートでは、『男は仕事、女は家庭』など性別によって役割を決める考え方に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と回答した県民の割合は84.0%と徐々に増加しており、引き続き男女共同参画の意識啓発を図る必要がある。

公立小・中学校、公立高校の全学校で男女共同参画の視点を取り入れた校内研修が実施されており、教育現場において男女共同参画の推進が定着してきている。

また、県内事業所における男性の育児休業取得率は28.5%と昨年より8.7ポイント減少しており、更なる男性の家事・育児への参画促進に向けた啓発及び環境整備を推進する。

令和6年度取組成果、課題・今後の取組

(1) 男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●男女共同参画の実現のための意識啓発	①ヒゴロッカサミット2024を開催し、地域再生にとっての女性活躍の必要性と、両輪となる男性の家庭、地域参画促進に係る意識高揚、意識改革を図った。 「男女共同参画週間」に合わせてポスター、パネル、資料等を庁内展示し、男女共同参画の啓発を行った。また、各種会議、研修の機会を捉えて、関連資料、リーフレットを配布し、周知と啓発を行った。	ヒゴロッカサミットを開催し、地域再生にとっての女性活躍の必要性と、両輪となる男性の家庭、地域参画促進に係る意識高揚、意識改革を図る。 また、「男女共同参画週間」をはじめ、各イベントや会議などで展示や資料を配布するとともに、男女共同参画推進員等を通じて地域に対する啓発活動を推進する。	男女参画・協働推進課
	②男女共同参画通信「ならんで」を年2回(各9,000部)発行した。また、男女共同参画団体等が参加するワークショップ等を開催した。	情報発信や講演会等を通じ、引き続き男女共同参画の取組を推進する。	男女参画・協働推進課(くまもと県民交流館パレア男女共同参画センター)
	③人権月間における各種啓発イベント(人権フェスティバル参加者269人)を開催するとともに、県人権センターにおいて図書、映画、パネル等の貸出、上映、展示等を行った(センター利用者1,624人、貸出件数574件)。	熊本県人権月間における各種啓発イベント(人権フェスティバルなど)による啓発活動を実施する。 また、県人権センターにおいて人権啓発図書、映画、パネル等の貸出、上映、展示等を行う。	人権同和政策課
●メディアにおける男女共同参画の推進	①「わかりやすい広報の視点」を県ホームページに掲載することで、各課等で実施する広報の際に参照してもらえるようにした。	更なる周知・徹底を行う。	広報課
	②情報モラル教育を実施した学校に対し、経常費助成費補助において加算した(R6実績:私立高校12校)。また、情報モラル教育に関するセミナーの案内や通知、教材等の活用について周知を行い、学校における情報モラル教育の推進に向け働きかけた。	今後も、これまでと同様の取組みを行う。	私学振興課

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●メディアにおける男女共同参画の推進	③「インターネットによる人権侵害」をテーマとした人権啓発Web講座を3本開講し、講座の周知を行った（視聴回数619回）。 県登録講師を団体や企業、学校等へ18回派遣し、インターネットによる人権侵害をテーマにした研修や学習を支援した（延べ4,154名参加）。	更なる周知を行う。	人権同和政策課
	④学校やPTA等の要望に応じて、保護者や教職員等を対象に、情報安全ファシリテータ（県指導主事等）によるスマートフォン等（児童生徒1人1台端末を含む）やインターネット、SNS等の安全利用に関する講話を28団体、延べ2,921人に実施した。また、九州総合通信局の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」と連動し、中学校の要望に応じて、令和7年度新入生の保護者・生徒や教職員を対象に同様の講話等を、49校、延べ7,147人に対して実施した。	学校やPTA等の要望に応じて、保護者や教職員等を対象に、情報安全ファシリテータ（県指導主事等）によるスマートフォン等（児童生徒1人1台端末を含む）やインターネット、SNS等の安全利用に関する講話を実施し、啓発する。	教育政策課
	⑤男女共同参画の意識啓発に関する資料（内閣府作成の副教材等）の活用を呼びかけた。小中学校（熊本市を除く）の男女混合名簿の出席簿作成の割合は99.4%で、令和6年4月より1.1ポイント増加した。	更なる周知を行う。	義務教育課
	⑥情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせながら、生徒が一人一台の学習端末（タブレット等）を活用した主体的な学びの充実をさらに進めている。	これまで同様、継続的な周知と取組みを行う。	高校教育課

（2）男女の子育て・介護環境の整備

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●女性の就労継続への環境整備	①「働きやすい職場づくり応援セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：21回 派遣企業数：16社 参加者：692名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。	引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	②保育や育児等に関する相談（延べ65件）に対応するとともに、講演会等参加時の無料一時保育を行い、延べ69人の医師が利用した。 女性医師意見交換会を7回開催し、延べ24人の医師が参加した。	女性医師及び子育て医師の就業継続や復職等を支援するため、引き続き、保育や育児等に関する相談対応や講演会等参加時の無料一時保育の実施、女性医師意見交換会の開催などに取り組む。	医療政策課

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●女性の就労継続への環境整備	③国と県が一体的に女性等の就労支援等に取り組む「くまジョブ（県：しごと相談・支援センターや国：マザーズハローワーク熊本）」やジョブカフェくまもと、県内各地域振興局にある「ジョブカフェ・ランチ（地域無料就労相談窓口）」等が連携し、県内一円で就労支援に継続して取り組んだ。	今後も、くまジョブやジョブカフェくまもと、ジョブカフェ・ランチ等が連携し、県内一円で就労支援に取り組んでいく。	労働雇用創生課
●待機児童の解消	「施設整備等による利用定員増」、「保育士確保」などの取組により、令和7年4月1日時点の待機児童数は前年同期から増減なしの4人だった。	市町村計画に基づき、引き続き保育所等の施設整備、既存施設の利用定員増等により、受け皿の拡大を支援していく。	子ども未来課
●多様な子育て支援の充実	①29市町村でファミリー・サポート・センター事業を実施した。	令和7年度においてもファミリー・サポート・センター事業を引き続き実施するとともに、未実施市町村の意向を踏まえて、事業開始の働きかけや情報提供等を行う。	子ども未来課
	②地域の保護者に対する教育相談・情報提供、地域の子ども達に幼稚園を開放するなど、地域の幼児教育センター的役割を果たす私立幼稚園に対し、補助金の交付を行った（2園：195千円）。 40市町村で地域子育て支援拠点事業を実施した。	私立幼稚園7園のうち、私立幼稚園子育て支援事業の未実施が3園となっているため、今後、未実施園の子育て支援の現状把握を進めるとともに、補助制度の周知を図っていく。 令和7年度においても地域子育て支援拠点事業を引き続き実施するとともに、事業実施を希望する市町村の意向を踏まえて情報提供等を行っていく。	子ども未来課
	③医療機関に対し病院内保育所の運営を支援することにより、看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止を図り、再就業を促進した。 病院内保育所運営費補助医療機関数：26ヶ所。	次年度以降においても同様の事業を引き続き実施する。 病院内保育所の新設や拡充については、県の補助制度より好条件である内閣府の「企業主導型保育事業に対する助成金」の活用が可能であるため、医療機関への制度の周知についても引き続き行う。	医療政策課
	④38市町村で延長保育事業を実施し、35市町村で病児保育事業の実施があった。	令和7年度においても同様の事業を引き続き実施する。病児保育事業補助金については、実施市町村数の増に向け、市町村や現場の意見を聴きながら県として有効な支援実施の方法を検討し、制度の充実を図る。	子ども未来課
	⑤42市町村で日中一時支援事業を実施した。 身近な地域で適切な療育が受けられる体制の整備を目的として、障がい保健福祉圏域ごとに設置された児童発達支援センターに療育相談員を配置（県内10ヶ所）し、地域療育事業を実施した。	日中一時支援事業の実施主体は市町村であるため、引き続き市町村において事業が継続されるよう支援を行う必要がある。 地域の中核的な療育支援機関である児童発達支援センターに療育相談員を配置することにより、地域支援機能の充実を図る。	障がい者支援課
	⑥小児救急医療拠点病院2か所に運営費補助を実施した。また、小児救命救急センター、小児在宅医療支援センターに運営費補助を実施した。子ども医療電話相談事業（#8000）では、23,850件の相談に対応した。	小児医療体制検討会議において小児医療体制の必要な対応を検討する。また、小児在宅医療支援センター等と連携し、多職種での在宅医療の支援体制の整備を図る。	医療政策課

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●放課後児童クラブの拡充と多様化	42市町村で放課後児童健全育成事業を実施した。 4市町村で5クラブの施設整備を実施した。認定資格研修を計2回実施し、177人が修了した。 「子どもの性被害 子どものトラウマとその対応 関連する法律にも触れて」のテーマで資質向上研修を実施し、250人が受講した。	共働き世帯が増加する中、市町村やクラブの意見を聴きながら、放課後児童クラブの安定的な運営と受け皿整備を進める。 放課後児童支援員認定資格研修、資質向上研修については、市町村と連携し、積極的な参加を促していく。	子ども未来課
●仕事と介護の両立支援の促進	①「働きやすい職場づくり応援セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：21回 派遣企業数：16社 参加者：692名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。 九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップしWLB（ワーク・ライフ・バランス）の促進と見える化を図った。	引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	②ブライト企業認定制度を通じ、企業に対し多様な働き方の促進を図った。（R6年度認定：新規113社、更新110社）	引き続き、ブライト企業認定を行い、認定企業の優れた取組を広く周知することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進する。	労働雇用創生課

（3）男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実	①県内各地で「親の学び」講座（講座数3,848講座、参加者124,195人）を実施し、家庭教育及び子育てへの男女共同参画の必要性について啓発を行った。	講座数、参加者数ともに増加傾向である。オンデマンド講座等の届ける家庭教育支援の充実とともに、対面での講座実施をさらに推進していく。	社会教育課
	②校内研修において、男女共同参画をテーマにした研修をした学校の割合は100%（熊本市を除く）で、令和5年度と同値であった。	全ての学校で男女共同参画をテーマにした研修を実施している。引き続き児童生徒が人権尊重や男女の相互理解・協力など、人としての在り方を身に付けることができるよう、継続して研修の推進を図る。	義務教育課

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実	③中学生、高校生向け学習資料及び教師用手引きを作成し、令和7年度より県HPに資料を掲載した。また、県・市町村の教育委員会や各学校をはじめ、教育事務所、副校長・教頭会議及び私立学校長会において活用依頼を行った。 学習資料を用いた授業実施率 中学校：74.2% 高校：63.5%	学校や教育事務所等の会議・研修の場や市町村を通して依頼し活用率の向上を図る。また、学習資料等の内容の充実とともに職員研修等での出前講座に対応し、授業等での男女共同参画の啓発を推進する。	男女参画・協働推進課
●子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実	④高等学校等進路指導主事連絡協議会において、各県立高等学校の進路指導担当者、就職に関して男女平等な選考ルールについて周知を行った。	就職に関して、面接等における違反質問等の数はゼロではない。教員への男女平等な選考ルールについての知識理解及び生徒の気づく力や適切な対応ができる力の育成に向けた取り組みの周知を継続的に行い、生徒の進路希望の実現に向けた進路指導に取り組む。	高校教育課
	⑤大学からの資料提供の要望に応じた（1件）。研修等の機会に、学生へ男女共同参画の現状等に関する情報提供を行った。また、ヒゴロッカサミット2024と同日にプレサミットを開催した。（参加者26人）	要請に応じ男女共同参画に関する出前講座を実施するとともに、引続き男女共同参画に関する有用な情報提供を行う。	男女参画・協働推進課
●社会教育の推進	①県が当面する多様な地域課題等に係る講座を企画して県民に提供する「くまもと県民カレッジ主催講座」において、男女共同参画の視点を取り入れた講座を、対面集合形式で5講座（予定では10講座）行った。（受講者のべ数143人）	「くまもと県民カレッジ主催講座」の講座企画において、今後もさらに男女共同参画の視点を取り入れ、参加者の意欲を高めることができるような講座の企画を継続して行っていく。	社会教育課
	②情報ライブラリの生涯学習関連図書の購入において、男女共同参画がテーマに含まれる書籍を3冊購入した。	情報ライブラリの生涯学習関連図書の購入において、今後も男女共同参画がテーマに含まれる書籍の選定を継続して行っていく。	社会教育課 （生涯学習推進センター）
	③男女共同参画を推進するため、女性の政治参画や男性育休、男女共同参画の視点からの防災などをテーマとしたセミナーや講演会を開催した。	引き続き、県民の意識向上を図ることができるようなテーマを選定し、セミナーや講演会を開催することにより男女共同参画の更なる普及啓発を行う。	男女参画・協働推進課（くまもと県民交流館パレア男女共同参画センター）
●相談体制の充実及び周知	男女共同参画相談において、性別にとられない自由な生き方の選択と人権を尊重した総合相談窓口として、自分らしく生きたい方、仕事や人間関係に悩んでいる方などのあらゆる相談に対応。また、県ホームページや県政ラジオ、SNS等による周知を行った。	引き続き、さまざまな悩みを抱えた女性や男性からの相談を受け付け、解決のサポートをする。必要に応じて、専門の相談機関などの紹介や女性弁護士による法律相談にもつないでいく。	男女参画・協働推進課

4 推進体制の整備・強化

総括

男女共同参画社会づくりを進めるためには、県及び市町村の体制の整備と、関係機関・団体等と連携した積極的な取組が必要であり、それぞれが主体的に男女共同参画の視点を持って関連施策を進めていくことが重要である。

また、男女共同参画計画の取組については、住民に最も身近な市町村で計画的・総合的に取り組むことが重要である。これらの取組を行政だけでなく、企業、団体、地域と一体となって進めることにより、その効果を最大化していく。

令和6年度取組成果、今後の課題・方向性

(1) 県・市町村の推進体制の強化、国との連携

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
● 庁内会議の開催や年次報告書の作成	第5次熊本県男女共同参画計画に対する各指標や取組状況について、男女共同参画社会推進会議幹事会及び男女共同参画審議会に諮り、年次報告書を作成した。国、県の関係課及び市町村や推進員・団体等へ配布するとともに、県のホームページで公表した。	関係課と連携し、第5次男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を確認するとともに、各指標や取組状況の結果をまとめ、年次報告書を作成する。	男女参画・協働推進課
● 地域連絡会議の開催	宇城・上益城地域において同地域市町村の行政担当課、男女共同参画推進員、地域振興局担当課に対し男女共同参画地域連絡会議を開催。国・県の実情の報告や、市町村での活動事例を共有するとともに、地域課題について情報・意見交換を行った。	引き続き市町村間及び地域間で、県の施策と国、地域の現状の理解と課題認識及び目標の共有化を行う。地域が主体となった男女共同参画社会づくりの推進を図るべく、定期的に県内各地域にて開催する。	男女参画・協働推進課
● 職員・教職員等の意識啓発	① 特定課題研修資料「男女共同参画社会づくりの推進」を作成し、職員の啓発を図った。また、2 団体に対し出前講座を実施するとともに、会議や研修に対し資料の提供を行った。	特定課題研修において職員の男女共同参画への意識向上を図るとともに、出前講座を通して企業や団体等への啓発を推進する。	男女参画・協働推進課
	② 各学校における人権教育の充実・深化に資するため、推進体制の機能強化と研修の充実、指導方法等の工夫・改善についての研修等を実施した。その成果として、女性の人権を尊重し、男女共同参画に対する意識向上を含めた一人一人の人権が尊重される環境づくりなど、「人権尊重の精神に立った学校づくり」の推進に向け、校長、人権教育主任及び研修出席者の意識向上や実践的な指導力を高めることができた。	女性の人権を尊重し、男女共同参画に対する意識向上を含めた一人一人の人権が尊重される環境づくりなど、「人権尊重の精神に立った学校づくり」の更なる推進に向けて、全ての教職員の意識や実践的な指導力の向上が図られるよう、研修内容を工夫していく。	人権同和教育課

(2) 企業や各種団体等との連携

具体的な取組	令和6年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
● 熊本県女性の社会参画加速化会議の開催	「女性の社会参画加速化戦略」に基づき実施している各種取組や事業の進捗管理、意見交換等を行った。また、ワーキング会議を3回開催し、第5次熊本県男女共同参画計画やヒゴロッカ・サミット 2024 について、意見交換等を行った。	加速化会議及びワーキング会議を開催し、「戦略」の進捗管理を行うとともに、構成団体等と情報共有及び意見交換を行いながら、女性の活躍推進に向けた各種取組を検討、実施する。	男女参画・協働推進課